

会 議 録

会議の名称		令和5年度第2回つくば市文化芸術審議会		
開催日時		令和5年(2023年)7月18日 開会 13:30 閉会 14:45		
開催場所		つくば市役所2階202会議室		
事務局(担当課)		市民部文化芸術課		
出席者	委員 (計11名)	小久保貴史、鈴木富士雄、神谷大蔵、野中勝利、 田中佐代子、田中秀夫、小澤慶介、宇津野茂樹、 根津陽子、矢島祐介、山中周子		
	その他(計名)	株式会社常陽産業研究所 廣田主任調査役、宮内調査役		
	事務局 (計7名)	矢口文化芸術課長、矢口同課長補佐、佐藤同係長、 田山同主査、加藤同主任、吉野同主任、和田同主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		諮問第1号 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について		
確定年月日		年 月 日		
会議次第	1 開会 2 議事 審議事項 諮問第1号 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について 報告事項 旧田水山小学校の利活用に関する意見交換会について 3 その他 4 閉会			

<審議内容>

1 開会

<矢口文化芸術課長より開会を宣言>

2 議事

野中会長 : 本日、傍聴者はおりませんので、早速次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。

まず、本日の委員出席数ですが、委員 11 名のところ 11 名出席で過半数を満たしておりますので、条例第 13 条第 3 項の規定によりまして、本日の会議が成立していることを報告します。

本日は審議事項、報告事項がそれぞれあります。審議事項は、諮問第 1 号「つくば市文化芸術推進基本計画（第 2 期）」の策定について、報告事項は「旧田水山小学校の活用に関する意見交換会について」についてです。

それぞれの案件につきまして、事務局からの説明を受け、委員の皆様にご審議いただきたいと思っております。それではまず審議事項から、事務局より説明願います。

<資料No.1-1 ～ 1-3 について事務局より説明>

野中会長 : ありがとうございます。事務局から資料の説明がありましたが、御意見あるいは御質問がありましたらお願いします。

田中秀夫委員 : 資料No.1-1 の表の下部、つくば市に関する記載で、第 2 期の方針の文末ですが、第 1 期から第 2 期の流れを考慮する

と、例えば「文化芸術に親しむ“まちづくり”」や「多様性の尊重する“まちづくり”」といった行動の言葉を入れたほうが良いのかなと感じました。

野中会長 : 第2期では「方針」という言葉に変えていくことを考えると、形づくられたものを設定するということよりは、行動の過程を表現した方が良いのではないかという御指摘だったかと思います。他にいかがでしょうか。

根津委員 : 第2期計画に関してですが、資料No.1-2、「戦略(1) 文化芸術に接する機会の拡充」の施策について、「鑑賞体験機会の拡充」と「こどもたちが優れた文化芸術に触れることができる機会の拡充」と分けた理由をお伺いします。

事務局 : 「こどもたち」とありますが、要旨としては教育における文化芸術の振興を重視した項目で、この戦略1の体系内に入れるべきか非常に迷いました。幼少期から文化芸術に触れることは重要で、それも一つの戦略として独立した項目を作るべきではないかという意見も出ましたが、資料No.1-3の37ページにあるように、戦略が成果指標になっているため、第1期との比較をいかしていくためにも、前回と揃えました。

それでも、こどもたちに対する施策は充実させたかったため、施策としては別立てをしたという経緯があります。

根津委員 : ぱっと見た時に、鑑賞体験機会の拡充の施策担当は文化芸術課で、こどもたちの施策は教育局と連携したいということかと私は感じました。

私も、こどもたちを対象としたものを分けるべきなのか、迷うところです。私はつくば子ども劇場で活動しています

が、こどもと文化芸術の関わりに関して言うと、親の意識や経済的な理由に起因して、家庭での文化芸術に触れる機会があるかどうか変わってしまうこともあると思います。

教育現場で、例えば学校で必ず文化芸術に触れるようにして欲しいとか、そういう意味があるのであれば分けて良いと思いますが、施策の時点で分けるべきなのかは私も迷います。

野中会長 : 主に担当する課とそれぞれの施策が繋がるんでしょうか。

事務局 : 今回は計画中で明記しないつもりですが、担当課と施策は結びつけることを考えています。先ほど根津委員がおっしゃったように、「こどもたちが優れた文化芸術に触れることができる機会の拡充」は教育局との関係を想定しています。

野中会長 : 今のお話からすると、「こどもたちが優れた文化芸術に触れることができる機会の拡充」の担当課としては教育局のどこかが主体的に関わる体系だということですか。

計画中で項目として別立てしていけば、少しは予算がつくのかはわかりませんが、ある程度主体的に担当課でも取り組んでもらえるのではないかと思います。

ちなみに、資料No.1-3の24ページ以降、主な取り組み例に写真とかキャプチャーとありますが、それぞれ何を挿入するのか想定されていますか。例えば活動の写真だとすると市内の事業の活動写真ということによろしいんですよね。

事務局 : 施策体系が固まった段階でもう一度関係各課に投げまし

細を教えてください。国の方で、地方公共団体に投げかけていくということかなと思いましたが。

事務局 : 国の資料を参照すると、「第二期計画推進のための必要な取り組み」とは、第二期計画で提示した具体的な施策等を着実かつ円滑に実施し、目標を達成するために必要となる様々な取り組みについて示したものであるということです。

また、「国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興」では、「地方文化芸術推進基本計画」の改訂・策定を促進することと、文化芸術の振興を通じて地域の諸課題を解決する取り組みに様々な部署が連携して取り組むことの2点が掲げられています。これは、いま審議いただいている基本計画そのもののお話であるとともに、先ほども申し上げたようなつくば市内の関係部署の連携ということになりますので、つくば市では既に取り組んでいる内容ということになります。

田中佐代子委員 : ありがとうございます。もうひとつ質問です。施策に「文化芸術のアーカイブの拡充」とありますが、アーカイブとしては具体的にはどのような取り組みがあげられるのでしょうか。

事務局 : 現在も活用しているものとしては、「つくばアートチャンネル」というホームページがありまして、つくば市主催の事業がいつでも確認できるように、少しずつ構築しています。情報をさらに蓄積していき、文化芸術に触れられるような内容にしていきたいと考えています。

野中会長 : ありがとうございました。ちなみに「つくばアートチャンネル」の閲覧数はチェックしていますか。

事務局 : こまめなチェックはしていませんが、確認は可能です。
これまで、イベントの応募に際して、「つくばアートチャンネル」で募集ページを作成しておりました、そちらで必要な情報を見た後などに、触れていただけるような機会を作っていきたいと考えています。

野中会長 : 数字はエビデンスになって、施策の成果や効果でも挙げられるので、ある程度把握しておくこと今後の検証にも役に立つと思いました。他に御意見はございますか。

矢島委員 : 第1期と比較して分かりやすいというか、親しみやすい感じの中身になったという印象ですが、具体的に変わった分、コンシェルジュのような、情報を提供してくれる存在があると良いと思いました。

バーチャルの存在でもいいと思いますが、組織としてではなく、誰かがつくば市内の文化芸術の情報をプッシュ型で与えてくれる方が、この計画は上手くいくのではないかと思います。

野中会長 : 今の意見について、もう少し具体的にアイデアはありますか。コンシェルジュのような人なのか組織なのか、あるいは仕組みなのか。

矢島委員 : 文化芸術創造拠点ができたときに、そこに入る館長みたいな人がそういう役割をすとか。イメージとしては新聞の書評のコーナーで、ただ情報が並んでいるのではなくて、誰かが情報を出してくれて、加えてイベントの経緯などの評論もしてくれるような存在でしょうか。市民の側からすると、この計画がどこから与えられているものなのかイメージできないと思ったので、それが文化芸術的に詳しい人、

アーティストとか評論家の人とか、もしくは「茨ひより」みたいなバーチャルの存在でも良いのですが、人から情報をもらいたいという印象を受けました。

野中会長 : ありがとうございます。事務局でアイデアなり、既存の延長上で、対応できそうなところはありますか。

事務局 : バーチャルというのは初めての御意見だったので、実現可能性を探っていく必要があると思います。前回の会議で宇津野委員からも御意見がありましたが、コーディネーターの配置は希望していて、戦略5「プラットフォームの形成」にある施策「多様な文化芸術活動の相互に結ぶコーディネート機能の形成」を実現していきたいと考えています。

野中会長 : 計画中に明記しないと予算取りも難しいので、そういったことを醸し出す内容を入れる必要があると思います。

宇津野委員 : 矢島委員からお話があったように、私も全く同じように考えています。こういう計画ができたあとで、できるだけ皆さんの目に触れるような方策を考えていただきたいと思っています。計画を遂行するためには、部署を横断した事業展開になってくると思うので、そういった横の繋がりを大事に、事業実施の予算を取って、進捗状況を監督するような部門も必要ではないかと思っています。

野中会長 : 御意見いただいた内容は、次回以降「計画の進捗管理」という内容が計画の中にも入りますので、その際に改めて議論できればと思います。他に御意見はございますか。

小澤委員 : 事務局でいろいろ考えて作った表だと思いますが、どういう芸術が想定されているのかが見えてこないと感じます。僕の経験上、社会的な目的が課されれば課されるほど

芸術表現は痩せていく、つまらなくなっていくと思います。例えば尖った表現とかをどこまで許容するのかとか、あるいは倫理的に展開する子供の教育のためとか、倫理と美学的な尖ったものは、同じ芸術ですが相反する要素です。それをどう考えているのかが気になりました。フレームは厳しく設定すればするほど、芸術はつまらなくなっていくことはお伝えしておこうと思いました。

野中会長 : これはジレンマだと思います。この基本計画はいわゆる行政計画で、従来からこういうスタイルはよくある話ですが、せつかく文化芸術を扱ったものなので、今まであまり表現されていないような単語を使うとか、あるいは表現にしていくことはあり得ると思います。私も気になるのは、計画で書かれる取り組み例の写真が、にぎやかなイベントがあるという紹介だけなのか、あるいは今まで触れていないような方々にこういう事業あるということがわかるような書き方などもあってもいいかと思います。また、ここに出てくる単語は行政でよく使われるものが多い印象もあります。委員の方々からも他にアイディア等ありますか。

田中秀夫委員 : 文化芸術市民意識調査の結果が掲載されていますが、気になるのは、これが18歳以上の人たちの回答だということです。私個人としては、小中高等学校の人たちの文化活動に接する機会が少なくなったと感じています。例えば市民文化祭では、小中学校、あるいは高等学校の人たちの音楽を聞くことができました。文化芸術を後継していく人たちがどんなことを考えているのかが、市民意識調査結果にもありません。市全体でやるような取り組みは、18歳以下の

人は別だと言っているように感じます。そういう若い人たちとの接点が、あまり目につかない。市として文化芸術を発展させていくに当たって、18歳以下の子どもたちを設定したものは、あまり書いてないと感じます。

野中会長 : ありがとうございます。その辺りはこれまでの施策の中ではどのようなスタンスなんでしょうか。情報の発信なのか、あるいは協働していくかたちなのか。

事務局 : つくば市民文化祭で小中学校芸術展を開催していただき、小中学校、義務教育学校から、学校で選んだ作品をつくばカピオのアリーナに展示しています。市民文化祭は全7会場ありますが、他の会場でも小中学校の児童生徒の作品を展示する予定で動き始めています。

学校に協力してもらうような形にはなりますが、文化芸術課と学校、教育局も絡めて、子どもたちが文化芸術に接する機会を増やそうと考えています。

野中会長 : 毎年のように実施されていると思いますが、子供たちや保護者、関係者に発信されるのみならず、一般の市民の方々にも事業を実施していることが伝わるような行政からの情報発信が求められているという御意見だと思いました。他にはいかがでしょうか。

鈴木委員 : 文化芸術の推進に当たっては、矢島委員がおっしゃったコーディネーターの考えに大きく左右されると思います。市民も共にやるのか、それともコーディネーターが専門的にやるのかが今後問われますし、コーディネーターによって大きく文化芸術が変わると思います。その辺りをよく見極めていく必要があると思います。

野中会長 : コーディネーター、あるいはコンシェルジュという御意見もありましたが、重要だということですので、特にそういった項目のところには強調されるような表現なり、コメントをしていただきたいと思います。

こういう見方もできるという解説的なこともあると、文化芸術に触れたときの鑑賞能力も養うことにつなげていけるとお思いますので、そういうやりとりができる人材が必要ということが御意見としてありました。そういったことも計画本文に記載する取組の写真も含めて知ってもらえるようなかたちをとればよいのではないかと思います。他にいかがでしょうか。

宇津野委員 : 資料No.1-3の37ページ、基本目標と成果指標について、上昇の目標値が2022年の結果のプラス2%という説明がありましたが、市の他施策の目標設定もやはり2%程度が多いのでしょうか。少し低い感じがします。

事務局 : 第1期の上昇目標値が2%となっていたのでそれに合わせましたが、他の計画も確認しまして、再検討したいと思います。

野中会長 : 筑波大学は目標値として3%増を毎年求められています。それが6年、9年積み重なると大きく評価にも関係してきます。今一度、事務局で検討をしていただきたいと思います。

それでは時間になりましたので、続きまして報告事項の確認に移ります。旧田水山小学校の利活用に関する意見交換会について、事務局から説明願います。

＜資料No.2 について事務局より説明＞

- 野中会長 : この件に関して御質問等ありますか。
- 矢島委員 : 意見交換会で、地元の人たちの雰囲気はどうでしたか。
- 事務局 : 前回よりも活発に発言される方がたくさんいらっしゃったと思います。前回もそうでしたが、施設自体が使えるようになることは嬉しいという御意見が大半でした。一方、文化芸術という言葉に構えてしまう方もいらっしゃいましたので、文化芸術は難しいものではないというメッセージをどんどん発信していくためにも、前年度も実施した試行事業などを今後も継続して、地域の方に御理解いただけるような取り組みを進めていきたいと考えています。
- 矢島委員 : 地元の人と一緒に作品を作ってくれるようなアーティストさんが入って、作品を制作する機会みたいなのがあれば、イメージしてもらいやすいのかもしれない。全然イメージができてない感じはします。期待と不安がせめぎあっている気がしました。
- 住民の人が活動に参加する機会を作ると違うだろうなと思います。
- 野中会長 : 昨年度、旧田水山小学校でアーティストが実際に活動されていましたよね。そのときのワークショップなどに参加された方も、意見交換会に来た方の中にはいたのでしょうか。
- 事務局 : 具体的にイベントに参加したとまではおっしゃっていませんが、イベントのことを知っていた方はいらっしゃいましたので、旧田水山小学校で文化芸術を推進していくこと

を認知いただいているとは思いますが。

矢島委員がおっしゃっていた地域との繋がりを作っていくことは、参加者の方からも御意見いただいたものの一つでした。そのような取り組みを今後実施していけるよう、いろいろと検討していきたいと思えます。

野中会長 : よろしいでしょうか。それでは、審議につきましてはこちらで終了としますので進行を事務局にお返しします。

3 その他

<矢口文化芸術課長補佐から令和5年度第3回審議会の日程調整について>

<第3回審議会は令和5年（2023年）9月19日13時30分から決定>

4 閉会

<矢口文化芸術課長より閉会の宣言>

令和5年度 第2回つくば市文化芸術審議会 次第

日時 令和5年(2023年)7月18日(火)

午後1時30分から

場所 つくば市役所2階 会議室202

1 開会

2 議事

審議事項

諮問第1号 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について
報告事項

旧田水山小学校の利活用に関する意見交換会について

3 その他

4 閉会

配布資料

資料 No. 1-1 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の方向性について

資料 No. 1-2 施策体系の変更について

資料 No. 1-3 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)(案)」

資料 No. 2 旧田水山小学校の利活用に関する意見交換会について

つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）の方向性について

資料No.1-1

1 計画期間 第1期 2019年3月策定（2018年度から2022年度） 5年ごとに見直し
2023年度は第2期策定期間とする

第2期 2024年3月策定（2024年度から2028年度） 5年ごとに見直し

2 第2期の策定へ向けて

国の「文化芸術推進基本計画（第2期）」が2023年3月に策定され、4月から施行となった。

第1期の計画期間では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、進捗が芳しくなく評価することが適切ではない、といった状況であった。

よって、国の第2期では、第1期計画の中で掲げられている「目標」を基本的に踏襲している。

つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）においても、第1期を踏襲した上で、この5年間の社会状況の変化等に鑑み、見直していく。

【国】文化芸術推進基本計画（第1期）		【国】文化芸術推進基本計画（第2期）	
副題	文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる	副題	価値創造と社会・経済の活性化
目標1	文化芸術の創造・発展・継承と教育	中長期目標1	文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
目標2	創造的で活力ある社会	中長期目標2	創造的で活力ある社会の形成
目標3	心豊かで多様性のある社会	中長期目標3	心豊かで多様性のあり社会の形成
目標4	地域の文化芸術を推進するプラットフォーム	中長期目標4	持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成
戦略1	文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実	重点取組1	ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
戦略2	文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現	重点取組2	文化資源の保存と活用の一層の促進
戦略3	国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・ 国家ブランディングへの貢献	重点取組3	文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
戦略4	多様な価値観の形成と包括的環境の推進による社会的価値の醸成	重点取組4	多様性を尊重した文化芸術の振興
戦略5	多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成	重点取組5	文化芸術のグローバル展開の加速
戦略6	地域の連携・協力を推進するプラットフォームの形成	重点取組6	文化芸術を通じた地方創生の推進
		重点取組7	デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進
		第2期計画推進のための必要な取組	①社会課題に適時的確に対応するための政策形成・評価と体制構築 ②第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開 ③国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興
	つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）		つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）（案）
理念	アートで編む	理念	アートで編む
基本的方向	文化芸術を創造するまち「つくば」	方針1	文化芸術に親しむまち
基本的方向	多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	方針2	多様性を尊重するまち
基本的方向	新しい文化を創出するまち「つくば」	方針3	地域の風土をまもり、いかすまち
基本的方向	自然が感性を培うまち「つくば」	方針4	創造的で活力あるまち
基本的方向	文化芸術を実践するまち「つくば」	方針5	持続可能な文化コミュニティを実現するまち

第 1 期				第 2 期 (案)		
基本理念	基本的方向	基本施策・成果指標	主要施策	方針	戦略・成果指標	施策
アーティストで編む	① 文化芸術を創造するまち「つくば」	文化芸術に接する機会の拡充	・鑑賞機会の充実・鑑賞者向けワークショップの充実 ・市民参加型事業の充実と多様化・市民主体の文化芸術活動の推進	1 文化芸術に親しむまち	(1) 文化芸術に接する機会の拡充	鑑賞・体験機会の拡充
		すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	・児童、生徒等の文化芸術体験活動の推進・児童、生徒等の文化芸術鑑賞活動の推進・世代に合わせた付加サービスの充実・文化芸術による障害者等の生活の質の向上			表現・実践する機会の拡充
		文化芸術に資する人材の育成と活用	・つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成・各種文化芸術を担う人材育成事業の推進・(仮称)つくば文化芸術賞の設置・文化芸術振興功労賞等の創設・文化芸術活動ボランティアの育成			こどもたちが優れた文化芸術に触れることができる機会の拡充
	② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	地域に根付いた伝統の継承・発展	・文化財等の保存と有効活用 ・郷土の伝統文化、芸能の保護・継承・文化資源活用事業の充実	2 多様性を尊重するまち	(1) すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	市内で活動する芸術家への支援と指導者の育成
		多文化共生による文化芸術の振興	・在住外国人や姉妹都市を通しての異文化理解と多文化共生社会の促進・多言語による情報提供・国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の確立・つくばの多様な魅力の世界への発信・アーティスト・イン・レジデンスの促進			各種文化芸術を担う人材育成事業の推進
③ 新しい文化を創出するまち「つくば」	科学と融合した文化芸術の振興	・新たな文化芸術の推進・新たな文化芸術関連ワークショップの充実 ・つくば発の、新たな文化芸術を創造する芸術家への支援強化	3 地域の風土をまもり、いかすまち	(1) 自然との共生による文化芸術の振興	文化芸術活動ボランティアの育成	
	文化芸術によるイノベーションの創出	・民間企業との連携による文化芸術の発展・クリエイティブ産業による人材育成及び地域の活性化・食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進・スポーツ文化による地域の活性化			性別、年齢、障害の有無や国籍にかかわらず活動できる環境づくり	
④ 自然が感性を培うまち「つくば」	自然との共生による文化芸術の振興	・自然環境との共生を図る事業の充実 ・自然と共存する都市景観の創出	4 創造的で活力あるまち	(2) 多文化共生による文化芸術の振興	多様なニーズに合わせたサービスの充実	
					自然との共生による文化芸術の振興	世界の様々な国と国際的な文化交流を図るグローバル展開
⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」	プラットフォームの形成	・多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成 ・文化芸術創造拠点の形成・つくば発の文化芸術のアーカイブの構築 ・市、教育委員会(学校含む)、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等とのネットワークの構築 ・文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築	5 持続可能な文化コミュニティを実現するまち	(1) プラットフォームの形成	国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の確立	
	文化施設の整備と活用	・つくば市の文化施設の整備と活用・県の文化施設、大学関連施設及び市内の民間施設等との連携強化・公共空間の活用によるにぎわい創出			自然環境との共生を図る事業の充実	
	文化芸術情報の収集と提供	・つくば市内の文化芸術活動情報の収集・ケーブルテレビ、地域情報誌等の有効活用・市の広報媒体の有効活用・ソーシャルネットワークサービスの有効活用・つくば市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供			自然と共存する都市景観の創出	
				(2) 文化芸術によるイノベーションの創出	つくば市文化財保存活用計画の推進	
				(1) 科学と融合した文化芸術の振興	文化資源活用事業の充実	
				(2) 文化芸術によるイノベーションの創出	デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進	
				(1) プラットフォームの形成	他分野連携による地域活性化	
				(2) 文化施設の整備と活用	食や生活文化等、文化観光の推進	
				(3) 文化芸術情報の活用	多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成	
					文化芸術創造拠点の形成・整備	
					様々な主体とのネットワークの構築	
					文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築	
					市立文化施設の整備と活用	
					市内文化施設や公共空間の活用	
					文化芸術活動情報の収集・提供	
					つくば発の文化芸術のアーカイブの拡充	



つくば市
文化芸術推進
基本計画（第2期）
（案）

令和6年(2024年)3月

〔対象期間〕

令和6年度(2024年度)から
令和10年度(2028年度)まで



これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

はじめに

令和6年（2024年）3月

つくば市長 五十嵐立青

目次

1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）について	1
1.1. 計画策定の目的	1
1.2. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）における対象の定義	2
1.2.1. つくば市が振興する文化芸術の定義	2
1.2.2. 本計画とSDGsの関係性	2
1.3. 計画の位置付け	3
1.4. 計画期間	4
2. 文化芸術を取り巻く現状と課題	5
2.1. 文化芸術を取り巻く潮流	5
2.1.1. 国の動向	5
2.1.2. 茨城県の動向	9
2.2. これまでの取組と第1期計画の振り返り	11
2.2.1. これまでの取組	11
2.2.2. 第1期計画の振り返り	12
2.3. 市民アンケート等からみる文化芸術を取り巻く現状	16
2.3.1. 市民の文化芸術との関わり方	16
2.3.2. つくば市の文化芸術に関する取り組みへの評価・期待	17
2.4. 文化芸術を推進する上での課題	18
3. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）の体系	21
3.1. 基本理念	21
3.2. 方針	22
4. 文化芸術の振興に向けた取組内容	23
4.1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）施策の体系	23
4.2. 方針① 文化芸術に親しむまち	24
4.3. 方針② 多様性を尊重するまち	27
4.4. 方針③ 地域の風土をまもり、いかすまち	29
4.5. 方針④ 創造的で活力あるまち	31
4.6. 方針⑤ 持続可能な文化コミュニティを実現するまち	33
4.7. 基本目標と成果指標	37
4.8. 計画の実現に向けた連携・協働体制	38
5. 計画の進捗管理評価見直し	40
5.1. 計画の進捗管理	40
5.2. 計画の評価・見直し	41
6. 資料編	42
6.1. つくば市文化芸術審議会	42
6.2. 文化芸術に関する市民意識調査報告書（概要版）	43

1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）について

1.1. 計画策定の目的

平成 29 年（2017 年）6 月に国の文化芸術基本法が改正され、平成 30 年（2018 年）3 月には文化庁により「文化芸術推進基本計画」が閣議決定し、地方公共団体でも計画を策定していく努力目標が定められました。

それを受けて、つくば市は、世界に誇れる、個性あるつくばの文化芸術の創造を推進するために、「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」を平成 31 年（2019 年）3 月に策定しました。同計画では、本市に揃う 1 本 1 本の素晴らしい糸を連携させ、「まち」という大きな布を織り上げるといふ思いから、「アートで編む」を基本理念に掲げて、5 つの基本的方向と 11 からなる基本施策を設定しました。

一方、同計画期間には、新型コロナウイルス感染症の影響によって、文化芸術イベントの中止や延期、規模縮小、人々の行動自粛により、文化芸術活動に関わる機会が減少するなど、市内の文化芸術活動は非常に甚大な影響を受けました。

新型コロナウイルス感染症の影響が収束しつつある中、国は令和 5 年（2023 年）3 月に「文化芸術推進基本計画（第2期）」を閣議決定しました。ここでは、第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5年度～令和9年度）において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しています。

つくば市においても、「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」が最終年度を迎えたことから、国の「文化芸術推進基本計画（第2期）」や、文化芸術を取り巻く環境の変化、令和4年（2022年）12月から令和5年（2023年）1月に実施した「文化芸術に関する市民意識調査」を踏まえて、令和6年（2024年）3月に「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定することとしました。

1.2. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）における対象の定義

1.2.1. つくば市が振興する文化芸術の定義

文化芸術基本法及びつくば市の地域特性を踏まえ、本計画では以下の分野を「文化芸術」の対象範囲とします。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能
芸能（伝統芸能を除く）	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術

※文化財については、主として「つくば市文化財保存活用計画」に基づき推進していきます。

1.2.2. 本計画とSDGsの関係性

平成27年度（2015年度）に国連本部で開催された第70回国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダには、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development GOALS）として、世界で達成すべき17の目標と169のターゲットが掲げられています。

こうした中、つくば市は平成30年（2018年）2月にSDGsに基づき「持続可能都市ビジョン」を公表し、同年9月には「つくば市SDGs未来都市計画」を策定しました。本基本計画に基づき更なる文化芸術の振興を図ることは、SDGs（持続可能な開発目標）の以下の項目の達成に寄与します。

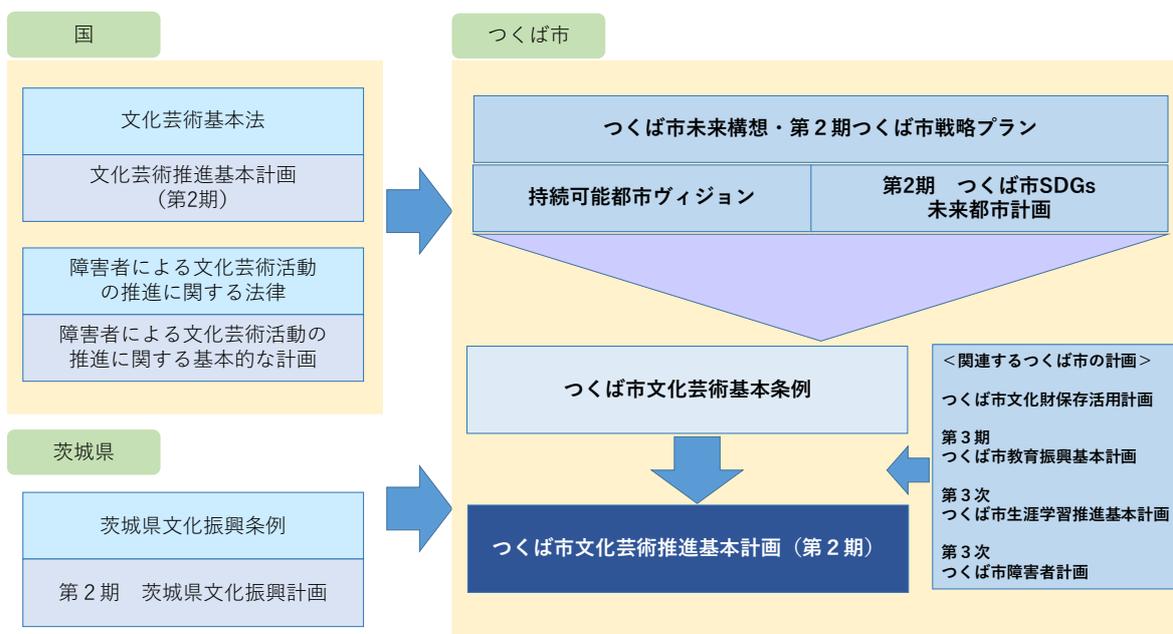
本計画と関係するSDGs



1.3. 計画の位置付け

本計画は、「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」に即して定め、本市の既存関連計画及び国や茨城県等の法令、条例等や計画との整合性に配慮しながら策定しています。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の位置付け



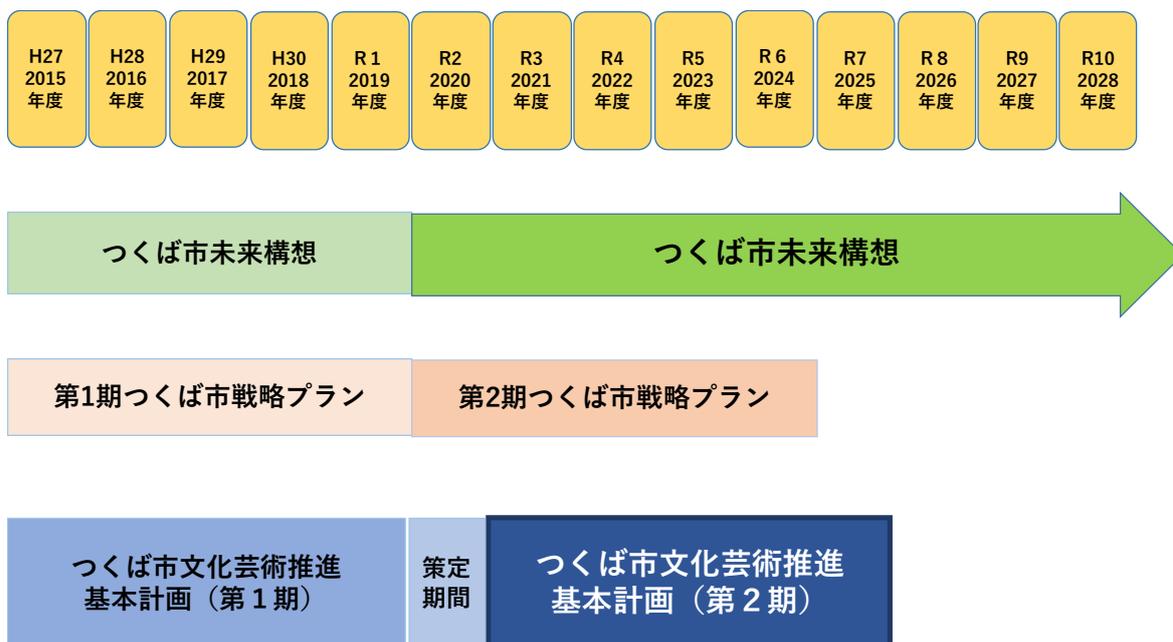
1.4. 計画期間

「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」は平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5か年の計画として策定されました。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」は、令和5年度（2023年度）を策定期間としており、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和10年度（2028年度）を最終年度とする5か年計画とします。

※策定期間とした令和5年度は、引き続き第1期計画に基づき進めていきます。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の計画期間



2. 文化芸術を取り巻く現状と課題

2.1. 文化芸術を取り巻く潮流

2.1.1. 国の動向

(1) 文化芸術基本法・文化芸術推進基本計画

国は、文化芸術基本法に基づき文化芸術基本計画（第1期）を策定しました。そして、令和5年（2023年）3月、文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、「文化芸術推進基本計画（第2期）」を閣議決定しました。

国の文化芸術推進基本計画（第1期・第2期）の概要

計画名	文化芸術推進基本計画
策定年月	平成30年（2018年）3月
計画期間	平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）
目的・趣旨	<p>平成29年（2017年）6月に改正された「文化芸術基本法」では、文化芸術の振興だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の創造、発展、継承及び教育に活用することが明記された。</p> <p>同法制定を受けて、平成30年（2018年）3月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画（第1期）」では、4つの目標と6つの戦略が掲げられた。</p>



計画名	文化芸術推進基本計画（第2期）
策定年月	令和5年（2023年）年3月
計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
目的・趣旨	<p>同計画内容では、第1期の4つの目標を「中長期目標」として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5年度（2023年）～令和9年度（2027年））において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しているとともに、第2期計画推進のために必要な取組を3つ定めている。</p>

第1期計画と第2期計画の目標や重点取組等

文化芸術推進基本計画（第1期）と文化芸術推進基本計画（第2期）の目標（中長期目標）や戦略（重点取組）、第2期計画推進のために必要な取り組みは以下の通りとなっています。

【第1期計画】



【第2期計画】

中長期目標：第1期の目標を踏襲

- | | |
|---------|------------------------------|
| 中長期目標 1 | 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供 |
| 中長期目標 2 | 創造的で活力ある社会の形成 |
| 中長期目標 3 | 心豊かで多様性のある社会の形成 |
| 中長期目標 4 | 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成 |

重点取組

- | | |
|--------|----------------------|
| 重点取組 1 | ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進 |
| 重点取組 2 | 文化資源の保存と活用の一層の促進 |
| 重点取組 3 | 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成 |
| 重点取組 4 | 多様性を尊重した文化芸術の振興 |
| 重点取組 5 | 文化芸術のグローバル展開の加速 |
| 重点取組 6 | 文化芸術を通じた地方創生の推進 |
| 重点取組 7 | デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 |

第2期計画推進のため必要な取組

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 必要な取組 1 | 社会課題に適時的確に対応するための政策形成・評価と体制構築 |
| 必要な取組 2 | 第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開 |
| 必要な取組 3 | 国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興 |

(2) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）

国は、令和5年（2023年）3月に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、第1期における取組の成果や課題等を踏まえ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」を策定しました。第2期計画では、障害者文化芸術推進法に規定する3つの基本理念を基本的な視点と定めて具体的な施策に取り組みます。同時に、第2期計画において目指す姿（目標）を明記しました。

障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）の概要

計画名	障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画
策定年月	令和5年（2023年）3月
計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
目的・趣旨	障害者文化芸術推進法は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に制定された。 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」は、同法に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定された。計画では、基本的な方針や、政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策、その他必要な事項が定められている。

基本的な方針（視点）

基本的な方針1	障害者による文化芸術活動の幅広い促進
基本的な方針2	障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
基本的な方針3	地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

第2期計画において目指す姿（目標）

目指す姿1	障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開
目指す姿2	文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実
目指す姿3	地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築

2.1.2. 茨城県の動向

(1) 第2次茨城県文化振興計画

茨城県は、令和4年（2022年）3月に、茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」を補完する計画として「茨城県文化振興計画」を策定しました。

令和4年度（2022年度）からは、「第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」の文化振興行政に関する内容をもって「第2次茨城県文化振興計画」に代えることとし、具体の施策の取組や進行管理を行うものとして、「アクションプラン」を策定しました。アクションプランでは、5つの基本的施策に基づき、具体的な取組を進めています。

第2次茨城県文化振興計画・アクションプランの概要

計画名	第2次茨城県文化振興計画・アクションプラン
策定年月	令和4年（2022年）3月
計画期間	令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）
目的・趣旨	本計画は、文化振興に関する総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱などを明示することにより、本県の文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「茨城県文化振興条例」に基づき策定された。

「第2次茨城県総合計画」の文化振興行政に関する内容

チャレンジⅢ：新しい人材育成

2. 政策14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

施策（1）生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術

- ③子どもの豊かな感性や創造性を育むため、優れた芸術を鑑賞し親しむ機会の充実を図るとともに、学校等における文化芸術活動を推進します。
- ④将来の文化を担う人材の育成と伝統文化の継承のため、必要となる資金及び人材の確保などを支援するとともに、県民等の作品を発表する場の提供などに取り組みます。
- ⑤県民が優れた文化芸術に触れる機会を確保するため、県立美術館・歴史館等の環境整備に取り組むほか、文化情報の一元化などにより、効率的・効果的な情報提供を推進します。

5つの基本的施策と各種施策（アクションプラン）

基本的施策		各種施策
1	人材の育成等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化の担い手の育成及び確保 (2) 次世代を担う子どもたちの育成 (3) 文化に関する教育の充実
2	文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 芸術の振興 (2) 伝統文化の継承及び発展 (3) 生活文化等の振興 (4) 文化を活用した地域づくり (5) 文化交流の促進
3	文化的資産の活用等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化の担い手の育成及び確保 (2) 次世代を担う子どもたちの育成 (3) 文化に関する教育の充実
4	文化活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民の文化活動の充実 (2) 高齢者、障害者等の文化活動の普及 (3) 青少年の文化活動の普及
5	文化活動の支援体制の充実等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化情報の収集及び提供 (2) 推進体制の整備 (3) 文化施設の機能の充実 (4) 地域における文化活動の支援 (5) 財政上の措置 (6) 顕彰

2.2. これまでの取組と第1期計画の振り返り

2.2.1. これまでの取組

つくば市文化芸術基本条例

つくば市は、平成16年（2004年）に「つくば市文化芸術基本条例」を策定しました。平成31年（2019年）に、文化芸術基本法第7条の2の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画を定める条例改正を行いました。

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）

つくば市文化芸術推進基本計画の概要

計画名	つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）
策定年月	平成31年（2019年）年3月
計画期間	平成31年度（2019年度）～令和4年度（2022年度）
基本理念	基本理念「アートで編む」 文化芸術によって、1本1本の素晴らしい糸を連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期） 基本的方向と基本施策

基本理念	基本的方向	基本施策
アートで編む	① 文化芸術を創造するまち「つくば」	1 文化芸術に接する機会の拡充 2 すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり 3 文化芸術に資する人材の育成と活用
	② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	4 地域に根付いた伝統の継承・発展 5 多文化共生による文化芸術の振興
	③ 新しい文化を創出するまち「つくば」	6 科学と融合した文化芸術の振興 7 文化芸術によるイノベーションの創出
	④ 自然が感性を培うまち「つくば」	8 自然との共生による文化芸術の振興
	⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」	9 プラットフォームの形成 10 文化施設の整備と活用 11 文化芸術情報の収集と提供

2.2.2. 第1期計画の振り返り

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）の計画期間当初及び終末期には、基本的方向に掲げた目標の一定の進捗が見られたものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、進捗が芳しくない、評価することが適切ではないといった状況であり、課題が残りました。また、このような社会情勢の変化から新たな課題も生まれました。

以下では、施策の体系に沿って成果と課題を整理しました。

基本理念	基本的方向	基本施策・成果指標	主要施策	主な事業	
ア ー ト で 編 む	① 文化芸術を創造するまち「つくば」	文化芸術に接する機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 鑑賞機会の充実 鑑賞者向けワークショップの充実 市民参加型事業の充実と多様化 市民主体の文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 芸術文化公演事業 文化芸術関連ワークショップ 市民文化祭 つくば国際音楽祭 つくばで第九 つくばショートムービーコンペティション メディアアート・フェスティバル等の開催 	
		すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒等の文化芸術体験活動の推進 児童、生徒等の文化芸術鑑賞活動の推進 世代に合わせた付加サービスの充実 文化芸術による障害者等の生活の質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 財団によるアウトリーチ事業 夏休みアート・デイキャンプ アート探検隊 芸術鑑賞会 豊かな心育成事業 劇団四季による無料招待公演 学生割引公演 ひとり親家庭の招待講演 チャレンジアートフェスティバル等の開催 	
		文化芸術に資する人材の育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成 各種文化芸術を担う人材育成事業の推進 (仮称)つくば文化芸術賞の設置 文化芸術振興功労賞等の創設 文化芸術活動ボランティアの育成 	<ul style="list-style-type: none"> アーティスト支援事業（アトリサーチ・ラボ等の実施） サポーター会員 公演ボランティア等の育成 	
	② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	地域に根付いた伝統の継承・発展	文化財等の保存と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 文化財等の保存と有効活用 郷土の伝統文化、芸能の保護・継承 文化資源活用事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 各種文化財・埋蔵文化財の調査・保存 小田城跡保存 金田官衙遺跡 文化財維持管理 巡回企画展・文化財イベントの開催 学校での伝統文化教育 文化財サポーターの育成 民有文化財の補助 さくら民家園の活用 まつりつくばの開催 等
			多文化共生による文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> 在住外国人や姉妹都市を通しての異文化理解と多文化共生社会の促進 多言語による情報提供 国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の確立 つくばの多様な魅力の世界への発信 アーティスト・イン・レジデンスの促進 	<ul style="list-style-type: none"> 国際理解講座、世界お茶のみ話、国際交流フェア等の開催 多言語による外国語広報誌発行 姉妹都市・友好都市等との連携（グルノーブル屋外映画祭への出品、音楽家派遣、来市に対しての日本文化体験、工芸品の出展等） 文化芸術アーカイブ アートチャンネルやInstagramの運用

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを通じたオンライン配信 ・代替事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化に応じた、持続可能な文化芸術の推進が必要 ・子ども達の作品発表の場や体験教室等の参加型イベントの増加が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な芸術活動を実施したことにより、児童生徒の豊かな情操を育成 ・児童生徒の交流を促進 ・障害者(児)の意欲向上と社会参加の促進 ・障害者理解の推進 ・代替事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代に合わせた付加サービスの強化が必要 ・文化芸術による障害者等の生活の質の向上支援強化が必要 ・子育て世代が参加しやすい文化芸術公演の増加が必要 ・障害者等の文化芸術に触れる機会の拡大が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術に関わる市民の増加 (サポーター会員、公演ボランティア等) ・市内アーティスト育成支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市在住の芸術家への支援と指導者の育成の推進が必要 ・多様な文化芸術活動を担う人材育成事業の強化が必要 ・文化芸術活動ボランティアの育成が必要 ・文化芸術団体等への活動支援の強化が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存 ・調査結果から得られた歴史資料を活用し、展示や講座、イベントを実施したことにより、市民が歴史に触れる機会を提供 ・市指定無形民俗文化財の活動へ補助金を交付 ・さくら民家園を一般開放し、伝統的な農家住宅を知る機会、憩いの場を提供 ・代替イベントの開催により、市内の物産品をPRし、経済活動を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化資源活用事業の強化が必要 ※平沢官衙遺跡再整備事業の推進が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインにより事業を実施 ・手法を工夫した異文化理解への事業実施 ・外国語広報誌の発行部数が増加 ・姉妹都市・友好都市等と連携を実施 ・文化芸術アーカイブ等から発信強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・異文化理解と多文化共生社会を促進する事業の強化が必要 ・国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の推進が必要 ・アーティスト・イン・レジデンスの実施が必要 ・市役所内の連携強化が必要 ・外国語広報誌等の周知活動の強化が必要 ・姉妹都市提携を活用したグローバル展開が必要

※については「史跡平沢官衙遺跡保存活用計画」に基づき推進していく

基本理念	基本的方向	基本施策・成果指標	主要施策	主な事業
ア ー ト で 編 む	③ 新しい文化を 創出するまち 「つくば」	▶ 科学と融合した文化芸術の振興	▶ ・新たな文化芸術の推進 ・新たな文化芸術関連ワークショップの充実 ・つくば発の、新たな文化芸術を創造する芸術家への支援強化	▶ ・サイエンス・ハッカソンでのコーディネート ・メディアアート・フェスティバルの開催 ・ショートムービー・コンペティションの開催
		▶ 文化芸術によるイノベーションの創出	▶ ・民間企業との連携による文化芸術の発展 ・クリエイティブ産業による人材育成及び地域の活性化 ・食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進 ・スポーツ文化による地域の活性化	▶ ・スタートアップ事業アクセラレーションプログラムの実施 ・周遊観光推進事業(旧フットパスの発行) ・つくばコレクションの認定 ・「つくば市、(株)つくば電気・通信及びデジタルハリウッド(株)によるIT・クリエイティブ産業の活性化に関する連携協定」に基づくIT・クリエイティブ産業の人材育成、クリエイティブ産業の製品・サービスの社会実装支援 ・スポーツ教室やつくばマラソン等スポーツ大会の開催
	④ 自然が感性を 培うまち「つくば」	▶ 自然との共生による文化芸術の振興	▶ ・自然環境との共存を図る事業の充実 ・自然と共存する都市景観の創出	▶ ・つくば市屋外広告物条例に基づく許可 ・アートセッションの実施
	⑤ 文化芸術を実 践するまち「つくば」	▶ プラットフォームの形成	▶ ・多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成 ・文化芸術創造拠点の形成 ・つくば発の文化芸術のアーカイブの構築 ・市、教育委員会(学校含む)、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等とのネットワークの構築 ・文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築	▶ ・旧田水山小学校を活用した文化芸術創造拠点の形成 ・筑波大と財団との連携事業(アート・デイキャンプ、小学校でアウトリーチの実施) ・文化芸術活動の支援を実施 ・ノバホール・つくばカピオのアーカイブ運用 ・つくばアートチャンネルアーカイブを運用
		▶ 文化施設の整備と活用	▶ ・つくば市の文化施設の整備と活用 ・県の文化施設、大学関連施設及び市内の民間施設等との連携強化 ・公共空間の活用によるにぎわい創出	▶ ・中央図書館の活用 ・茨城県近代美術館やつくば美術館との連携 ・公園やペDESTリアンデッキ・広場の活用(つくばベデカフェプロジェクト等)
▶ 文化芸術情報の収集と提供		▶ ・つくば市内の文化芸術活動情報の収集 ・ケーブルテレビ、地域情報誌等の有効活用 ・市の広報媒体の有効活用 ・ソーシャルネットワークサービスの有効活用 ・つくば市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供	▶ ・広報紙(かわら版含む)の発行 ・市公式HP・SNSの運用 ・ACCS・常陽リビング・新聞広告等の活用 ・つくばアートチャンネルの運用 ・情報誌「芸文筑波」の発行	

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> サイエンス・ハッカソンによる作品展示により、G20担当大臣会合の機運醸成に貢献 つくばの魅力の新たな発信方法の確立 事業継続による認知度の向上を通じて、来場者が増加 	<ul style="list-style-type: none"> メディア芸術など、新たな文化芸術のワークショップの増加が必要 つくば発の新たな文化芸術を創造する芸術家への支援が必要 市内研究所との連携が必要
<ul style="list-style-type: none"> スタートアップの事業の拡大 クリエイティブ人材と研究者の出会いの場を構築 新たなエンターテインメントの体験機会の創出 つくばコレクション認証による販路拡大 文化芸術分野を含めたスタートアップ支援 旧フットパスによる誘客実施 コロナ禍でのスポーツ教室開催 オンラインによるつくばマラソンの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業との連携強化が必要 クリエイティブ産業による人材育成と地域活性化が必要 食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進強化が必要 観光事業との連携強化が必要 新たなコンテンツを開発することにより、周遊観光事業の推進など、文化芸術を活用した地域の活性化の促進が必要
<ul style="list-style-type: none"> 自然を生かしたアートセッションの実施 つくば市屋外広告物条例の適正な運用と周知 無秩序な広告物の防止 街並み景観、道路沿道景観、都市景観等の維持保全 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境と共存・共生する文化芸術活動の推進が必要 筑波山を筆頭とするつくばの自然との共生を図る文化芸術事業の拡充が必要 環境保全に対する市民意識の向上が必要
<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術創造拠点の形成に向けた計画 市内の大学との連携事業の実施 アーカイブを活用した事業や情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な資源を活用し、相互に結ぶコーディネート機能の構築が必要 文化芸術創造拠点基本計画に基づいた形成が必要 市、教育委員会(学校含む)、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等、様々な主体を相互に結び付けるソフト面でのプラットフォーム形成の実現が必要 文化芸術活動を行う個人や団体への新たな支援制度の設置が必要 文化芸術分野の専門職員の配置が必要
<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策を講じてのイベントを実施 一部の事業を先送りしたが、多くの事業を実施 公共空間において地域団体等との連携イベントを実施し、街のにぎわいを創出 	<ul style="list-style-type: none"> 文化施設の整備や活用の推進が必要 文化芸術施設の老朽化に伴う計画的な改修、修繕が必要
<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、HP、SNSによる文化芸術情報を発信し、幅広い年齢層に対して情報発信 文化芸術に特化した「つくばアートチャンネル」による情報発信を展開 	<ul style="list-style-type: none"> 市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供の拡充が必要 わかりやすい情報発信の工夫が必要 文化芸術に関する広報の認知度向上が必要

2.3. 市民アンケート等からみる文化芸術を取り巻く現状

市は「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定するにあたり、文化芸術の推進に関する方針を再考し、改定するために令和4年度（2022年度）「文化芸術に関する市民意識調査」（市民アンケート）を実施しました（詳細は43ページを参照）。以下では、本アンケートから市内の文化芸術の現状を確認します。

2.3.1. 市民の文化芸術との関わり方

（1）過去1年間の文化芸術の鑑賞・体験の有無・頻度

- ・過去1年間（令和3年12月～令和4年11月）における文化芸術の鑑賞・体験の状況をみると、「鑑賞・体験した」が7割弱となっています。
- ・鑑賞・体験した市民の頻度をみると、「年に数回」が4割となった一方、「ほぼ毎日」が3割弱と二極化の傾向がみられます。
- ・過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由をみると、「新型コロナウイルス感染症の影響で外出を自粛したから」が5割と最も多く、次いで「時間がないから」が4割弱となっています。

（2）「自宅等」での文化芸術の鑑賞・体験状況

- ・市民が過去1年間に「自宅等」で鑑賞・体験した文化芸術分野をみると、「メディア芸術」が約8割と最も多く、次いで「芸術」、「芸能（伝統芸能を除く）」となっています。
- ・過去1年間に「自宅等」で文化芸術を鑑賞・体験した市民のオンラインによる鑑賞・体験状況（無料または有料は問わない）をみると、「鑑賞・体験した」が7割弱となっています。
- ・オンラインにより鑑賞・体験した内容をみると、「コンサート等の音楽イベント」が約7割と最も多く、次いで「美術館・博物館等の企画」、「歴史的な建物や遺跡」となっています。

（3）「自宅等以外」での文化芸術の鑑賞・体験状況

- ・市民が過去1年間に「自宅等以外」で鑑賞・体験した文化芸術分野をみると、「芸術」が5割超と最も多く、次いで「メディア芸術」、「文化財」となっています。
- ・過去1年間において自宅等以外で文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した施設をみると、「市民の映画館」が約3割と最も多く、次いで「東京都内の文化芸術施設」、「ノバホール」となっています。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後における文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化をみると、「減少した」が6割弱と最も多く、次いで「変化していない」が3割超、「増加した」が約1割となっています。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大前後で文化芸術の鑑賞・体験頻度が減少した理由をみると、「外出を自粛したから」が約9割と最も多く、次いで「文化芸術に係るイベントや催事が中止（延期）となったから」が約5割となっています。

(5) 文化芸術に関する情報の入手方法

- ・文化芸術に関する情報の入手方法をみると、「つくば市の広報紙・ホームページ」が約6割と最も多く、次いで「地域情報誌（常陽リビングなど）」が4割弱、「チラシ、ポスター」と「SNS（フェイスブック、ツイッターなど）」が3割超となっています。

2.3.2. つくば市の文化芸術に関する取り組みへの評価・期待

(1) つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度

- ・つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度を「満足評価（「満足」と「どちらかといえば満足」の合計）」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が最も多く、次いで「科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術」、「文化芸術を担う個人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワーク」、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」となっています。

(2) つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する今後の重要度

- ・つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する今後の重要度を「重要評価（「重要」と「どちらかといえば重要」の合計）」をみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が9割と最も多く、次いで「文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統の継承・発展」、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」となっています。

(3) 今後のつくば市の文化芸術振興に期待すること

- ・つくば市の文化芸術に今後期待することは、「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が最も多く、次いで「プロのアーティストとの触れ合う機会の提供」、「周辺地区にある施設について、設備・運営の充実を図ることによる利活用の促進」となっています。

2.4. 文化芸術を推進する上での課題

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）の振り返りや令和4年度に実施した市民意識調査の結果から、基本的方向ごとの課題を以下のA、B、Cに分類して整理しました。

- A：第1期主要施策からの課題 } 第1期からの振り返り P12～P15 参照
B：主要施策担当課からの課題 }
C：文化芸術に関する市民意識調査結果からの課題 P43～P58参照

基本的方向① 文化芸術を創造するまち「つくば」

市民が生活の一部として文化芸術に親しめるように、誰もが身近に文化芸術に触れることができ、また、自ら参加することができるような環境整備を進めてきました。

さらに、文化芸術の創造・発展・継承に向けて、各種団体や人材の育成支援などを展開することで「文化芸術を創造するまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	<ul style="list-style-type: none">・世代に合わせた付加サービスの強化が必要・文化芸術による障害者等の生活の質の向上支援強化が必要・つくば市在住の芸術家への支援と指導者の育成の推進が必要・多様な文化芸術活動を担う人材育成事業の強化が必要・文化芸術活動ボランティアの育成が必要
B	<ul style="list-style-type: none">・社会情勢の変化に応じた、持続可能な文化芸術の推進が必要・子ども達の作品発表の場や体験教室等の参加型イベントの増加が必要・子育て世代が参加しやすい文化芸術公演の増加が必要・障害者等の文化芸術に触れる機会の拡大が必要・文化芸術団体等への活動支援の強化が必要
C	<ul style="list-style-type: none">・すべての人にとって文化芸術が身近となるような環境の整備が必要・芸術家や指導者など文化芸術を担う人材の育成や活用が必要・優れた文化芸術公演を鑑賞する機会の拡大が必要・プロのアーティストと触れ合う機会の拡大が必要・鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会が必要

基本的方向② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」

つくば市には、古くから続く集落や街並み、筑波研究学園都市の核となる研究学園地区、開発シンボルであるつくばセンター地区などがあり、それぞれに特色のある歴史や文化があります。また、留学生をはじめ海外からの研究者やその家族など多くの外国人が居住しています。これら個性の伸長と融合を図り、「多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	<ul style="list-style-type: none">・文化資源活用事業の強化が必要・異文化理解と多文化共生社会を促進する事業の強化が必要・国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の推進が必要・アーティスト・イン・レジデンスの実施が必要
B	<ul style="list-style-type: none">・市役所内の連携の強化が必要・外国語広報紙等の周知活動の強化が必要・姉妹都市提携を活用したグローバル展開が必要
C	<ul style="list-style-type: none">・つくばの多様な魅力を発信する国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の増加が必要

※文化財については、文化財に関するそれぞれの計画に基づき推進していきます。

基本的方向③ 新しい文化を創出するまち「つくば」

つくば市は、既存の資源にとらわれず、未来を模索する科学やスタートアップ産業に力を入れています。これらと文化芸術を融合、調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出す「新しい文化を創出するまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	<ul style="list-style-type: none">・メディア芸術など、新たな文化芸術のワークショップの増加が必要・つくば発の新たな文化芸術を創造する芸術家への支援が必要・民間企業との連携強化が必要・クリエイティブ産業による人材育成と地域活性化の推進が必要・食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進強化が必要
B	<ul style="list-style-type: none">・市内研究所との連携が必要・観光事業との連携強化が必要・新たなコンテンツの開発による周遊観光事業の推進など、文化芸術を活用した地域の活性化が必要
C	<ul style="list-style-type: none">・市内の文化芸術情報を収集し、多様なメディアを通じての情報提供が必要・科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術の発信の促進が必要

基本的方向④ 自然が感性を培うまち「つくば」

筑波山は広域にわたる住民の郷土文化の形成に深く関わってきました。また、豊かで美しい自然は、人々の感性を育ててきました。各種の市民活動や市の施策展開において、自然との調和、共生の視点を踏まえて、貴重な環境資源を守り、「自然が感性を培うまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	・自然環境と共存・共生する文化芸術活動の推進が必要
B	・筑波山を筆頭とするつくばの自然との共生を図る文化芸術事業の拡充が必要 ・環境保全に対する市民意識の向上が必要
C	・つくばの豊かで美しい自然と共存・共生した都市景観や文化芸術活動の機会の拡大が必要

基本的方向⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」

つくば発の文化芸術について、文化芸術施策を展開するプラットフォームの形成や文化施設の整備と活用、文化芸術情報の収集と提供などにより「文化芸術を実践するまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	・多様な資源を活用し、相互に結ぶコーディネート機能の構築が必要 ・文化芸術創造拠点基本計画に基づいた形成が必要 ・市、教育委員会（学校含む）、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等、様々な主体を相互に結び付けるソフト面でのプラットフォーム形成の実現が必要 ・文化芸術活動を行う個人や企業を対象にした新たな支援制度の設置が必要 ・文化施設の整備や活用の推進が必要 ・市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供の拡充が必要
B	・文化芸術分野の専門職員の配置が必要 ・文化芸術施設の老朽化に伴う計画的な改修、修繕が必要 ・わかりやすい情報発信の工夫が必要 ・文化芸術に関する広報の認知度向上が必要
C	・周辺地区にある施設の設備や運営方法の検討が必要

3. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）の体系

3.1. 基本理念

「アートで編む」

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）では、基本理念を「アートで編む」としました。

文化芸術は、私たちに「自分とは何か」「他者とは何か」「社会とは何か」など様々な「問い」を投げかけてくれます。私たちは、これらの問いに向き合う中で、「自分」や「他者」を見つけるとともに、「自分」と「他者」を受け入れることができます。

文化芸術の「芸術（art（アート））」の語源は、ラテン語の「ars（アルス）」に由来し、元々は自然に対比する人間の「技」や「技術」を意味していました。ゆえに、文化芸術は人間にしか生み出せないものであり、また、人間に影響を与えていくものであることを示しています。

つくば市は、行政や市民、大学、研究機関などの異なる主体や立場、自然や科学、国際交流など市の多面的な魅力を、文化芸術により有機的に結びつけていくことを目指します。1本1本の素晴らしい糸（主体や魅力）を連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る思いを基本理念に込めました。

第1期計画で定めた基本理念は、中長期的な視点に立って設定しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により第1期に掲げた取り組みが道半ばである状況を踏まえて、第2期計画の基本理念も第1期計画と同様に「アートで編む」としました。

3.2.方針

基本理念「アートで編む」の実現に向けて、第1期の課題から施策の体系を見直し、以下の5つの方針を設定しました。

方針① 文化芸術に親しむまち

文化芸術が市民の生活の一部となるよう、誰もが身近に文化芸術に触れることができ、自ら参加して創作できる環境を整備します。あわせて、市の文化芸術の創造・発展・継承に向けて、それを担う各種団体や人材の育成を行います。

方針② 多様性を尊重するまち

留学生や、海外からの研究者、その家族など多くの外国人が居住しているほか、他市町村からの移住による人口増加の過程にあるつくば市では、出身地、世代、性別、障害の有無、国籍の違いなどによる多様な個性が集まっています。これら個性を伸ばし、互いに尊重しあえるよう、文化芸術を通じて支援します。

方針③ 地域の風土をまもり、いかすまち

筑波山を始めとした豊かで美しい自然は、市民の感性や郷土文化の形成に深く関わってきました。また、古くから続く集落や街並みのほか、研究機関が多く立地する研究学園地区、つくば駅周辺のつくばセンター地区など、市内を形成するそれぞれの地域に特色のある歴史や文化があります。貴重な環境資源や特色ある文化を守り、時に活用しながら、次世代へ継承していきます。

方針④ 創造的で活力あるまち

市は、未来を模索する科学技術やスタートアップの振興に力を入れています。これらと文化芸術を融合、調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出し、地方創生を後押しします。

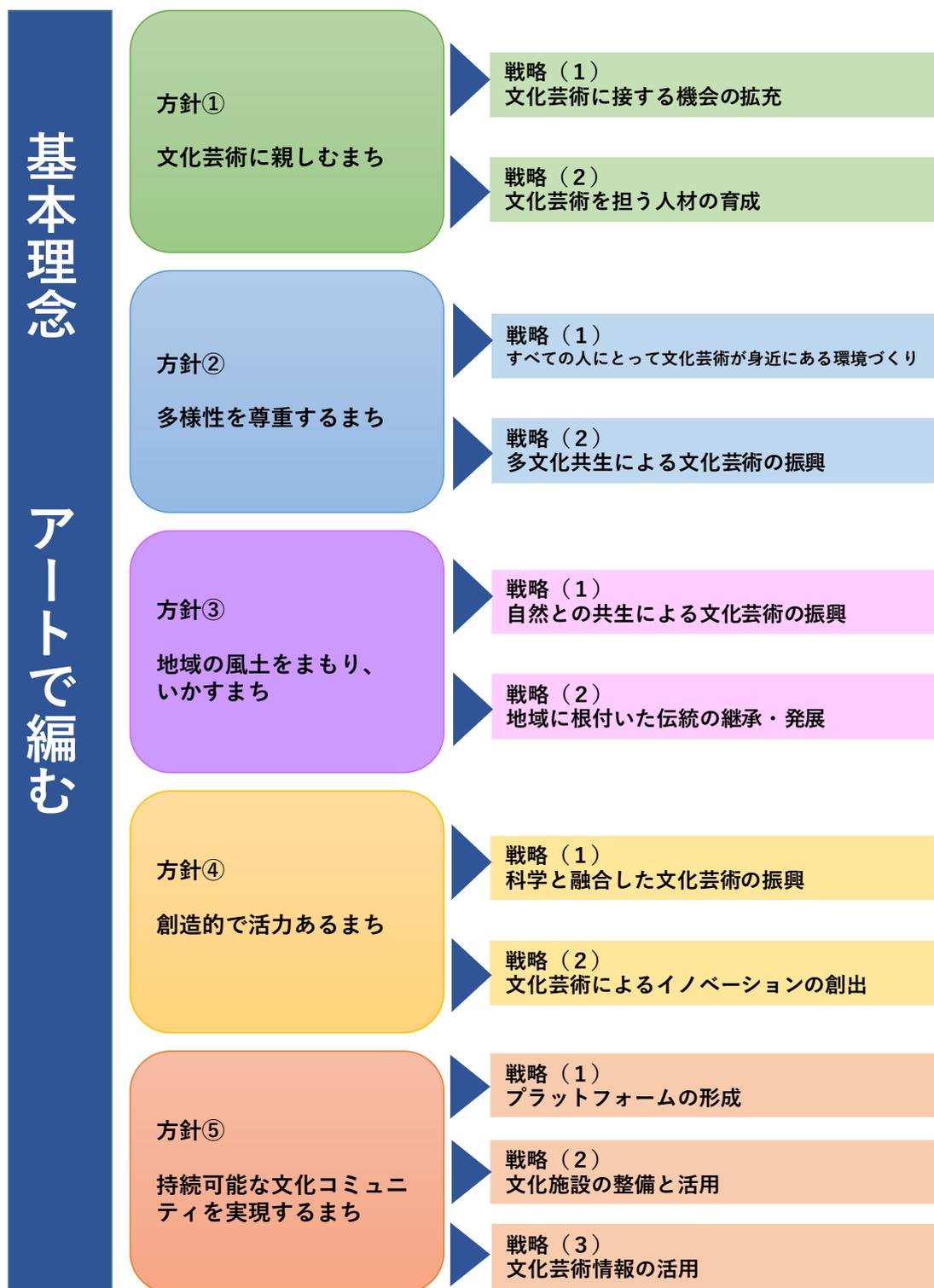
方針⑤ 持続可能な文化コミュニティを実現するまち

市の資源や個性を活かした魅力ある文化芸術を創造していくためのプラットフォームの形成や、文化芸術施設の整備を行うこと、また市内の文化芸術情報の収集や発信を効果的に行うことで、文化芸術の活動環境を整えます。「アートで編む」を実現・継続していくための文化コミュニティを形成します。

4. 文化芸術の振興に向けた取組内容

4.1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）施策の体系

基本理念に基づき、文化芸術推進の施策体系として5つの方針、11の戦略を以下のとおり設定します。



4.2.方針① 文化芸術に親しむまち

戦略1 文化芸術に接する機会の拡充

文化芸術が市民の生活の一部となるよう、文化芸術に触れる機会の拡充を図るほか、自ら創作できる環境整備を進めます。

施策（1）鑑賞・体験機会の拡充



施策（2）表現・実践する機会の拡充



施策（3）こどもたちが優れた文化芸術に触れることができる機会の拡充



戦略2 文化芸術を担う人材の育成

市の文化芸術の創造・発展・継承に向けて、それを担う各種団体や人材の育成支援等を行います。

施策（1）市内で活動する芸術家への支援と指導者の育成



施策（２）各種文化芸術を担う人材育成事業の推進

主な取組例

写真 1

キャプチャー

写真 2

キャプチャー

施策（３）文化芸術活動ボランティアの育成

主な取組例

写真 1

キャプチャー

写真 2

キャプチャー

4.3.方針② 多様性を尊重するまち

戦略1 すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり

年齢、国籍、障害の有無、経済的な事情または居住する地域等によらず等しく、すべての人が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造し、この恩恵を受けられる環境づくりを行います。

施策（1）性別、年齢、障害の有無や国籍にかかわらず活動できる環境づくり

主な取組例

写真1

キャプチャー

写真2

キャプチャー

施策（2）多様なニーズに合わせたサービスの充実

主な取組例

写真1

キャプチャー

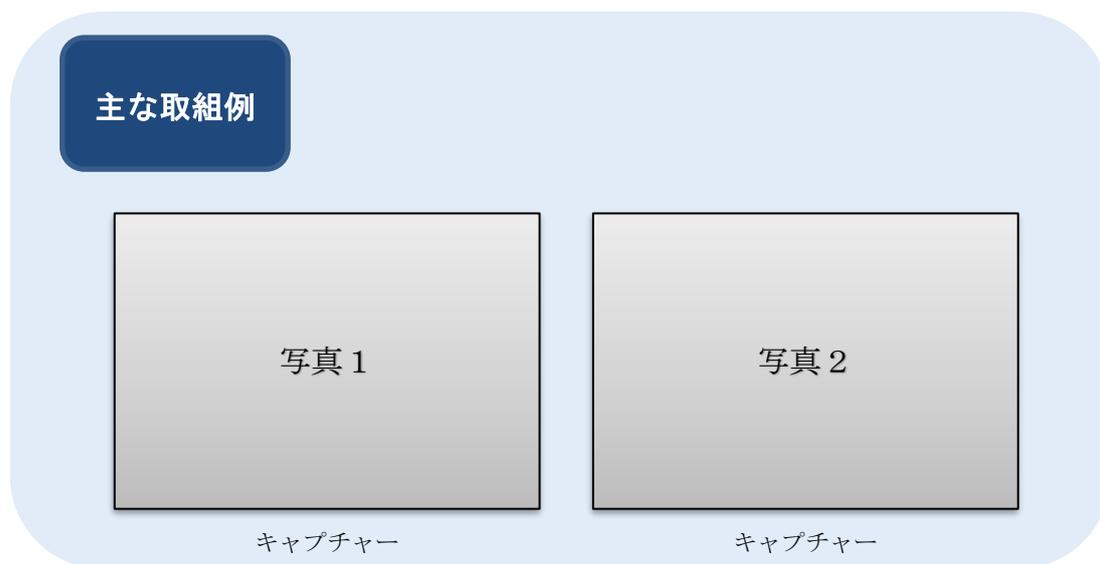
写真2

キャプチャー

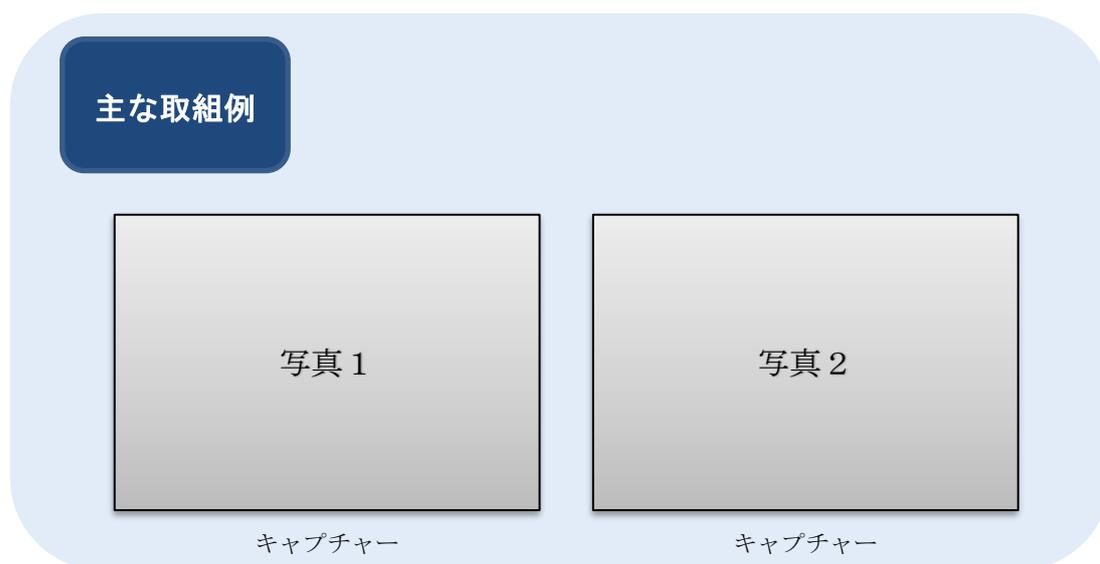
戦略2 多文化共生による文化芸術の振興

国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業を実施するほか、多言語での情報提供や、文化交流の機会を創出することで、地域における異文化理解と多文化共生社会を促進します。

施策（1）世界の様々な国と国際的な文化交流を図るグローバル展開



施策（2）国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の確立



4.4.方針③ 地域の風土をまもり、いかすまち

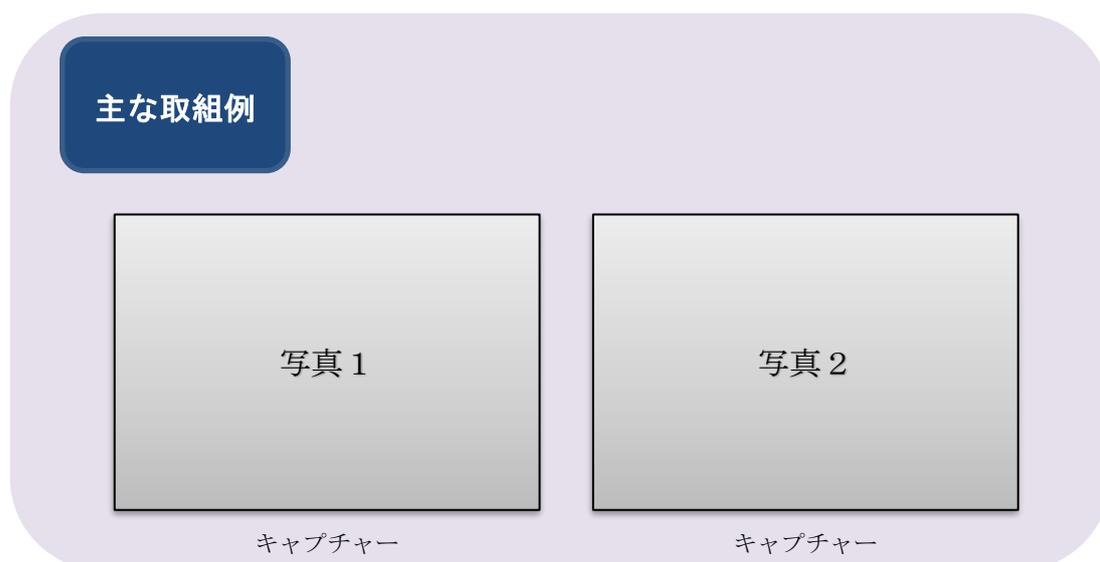
戦略1 自然との共生による文化芸術の振興

筑波山を筆頭とするつくばの豊かで美しい自然と共生する文化芸術の振興を図り、自然環境を活かした文化芸術事業の充実や都市景観の創出を実現させます。

施策（1）自然環境との共生を図る事業の充実



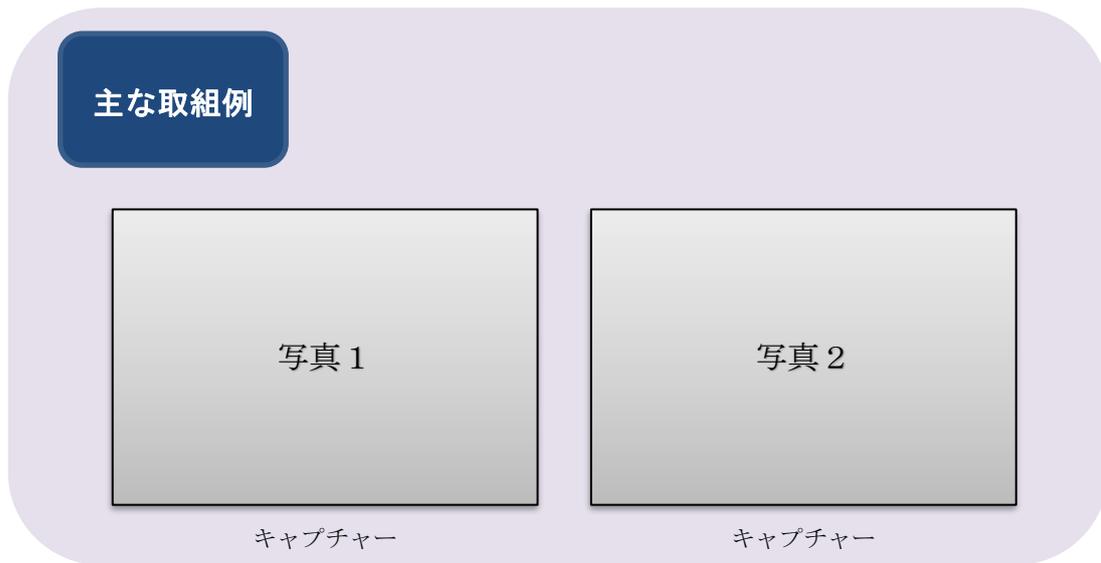
施策（2）自然と共存する都市景観の創出



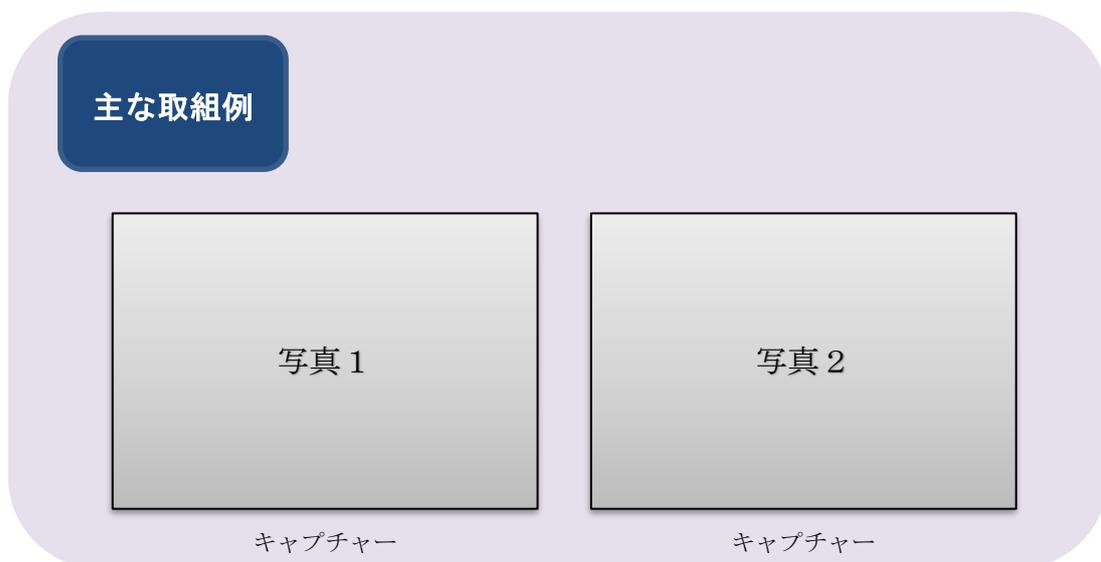
戦略2 地域に根付いた伝統の伝承・発展

「つくば市文化財保存活用計画」に基づき、つくばに根付く、歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存するほか、時に活用しながら、次世代へ継承していきます。

施策（1）つくば市文化財保存活用計画の推進



施策（2）文化資源活用事業の充実



4.5.方針④ 創造的で活力あるまち

戦略1 科学と融合した文化芸術の振興

市の強みである「科学」と文化芸術を融合させたメディア芸術を推進し、独自の文化芸術事業を確立します。

施策（1）デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進



戦略2 文化芸術によるイノベーションの創出

市内の様々な産業と文化芸術を融合、調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出すことで、地方創生を後押しします。

施策（1）他分野連携による地域活性化



施策（2）食や生活文化等、文化観光の推進

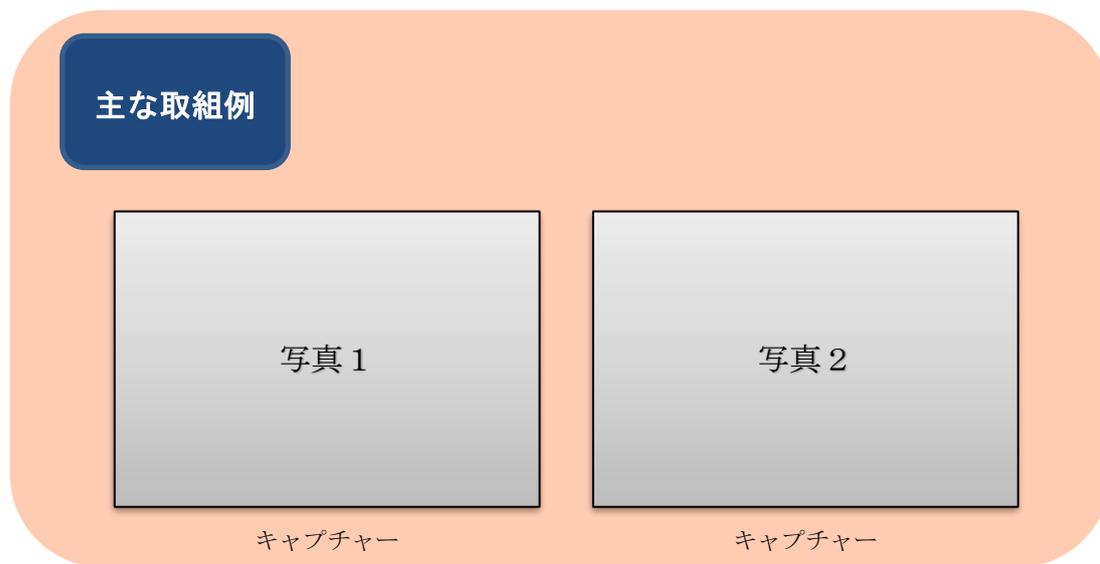


4.6.方針⑤ 持続可能な文化コミュニティを実現するまち

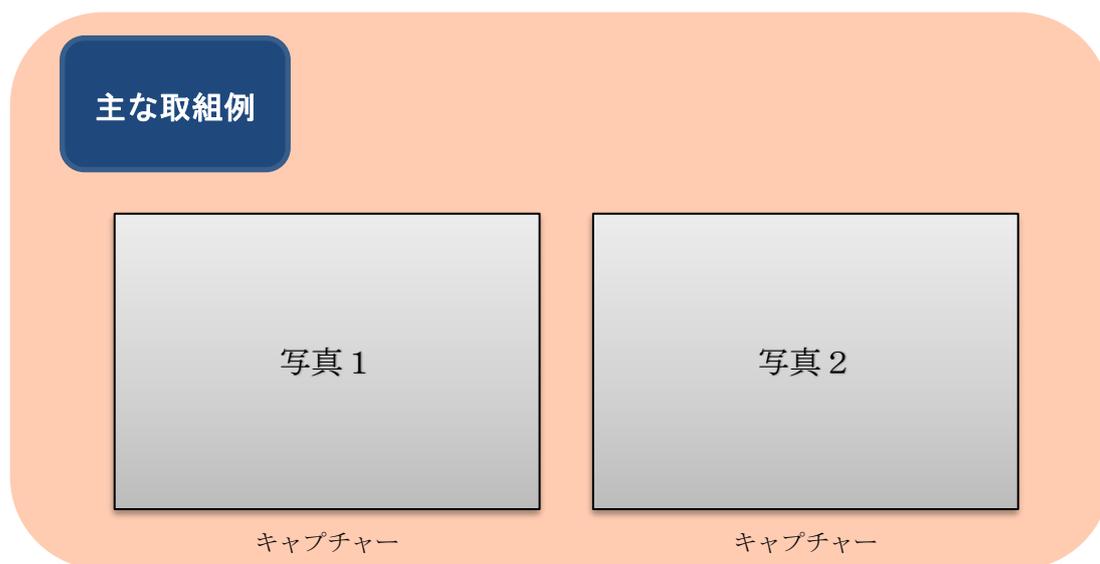
戦略1 プラットフォームの形成

市の資源や個性を活かした魅力ある文化芸術を創造していくため、多様な要素が連携・協働して文化芸術を推進できるプラットフォームを形成します。

施策（1）多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成



施策（2）文化芸術創造拠点の形成・整備



施策（3）様々な主体とのネットワーク構築

主な取組例

写真1

キャプチャー

写真2

キャプチャー

施策（4）文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築

主な取組例

写真1

キャプチャー

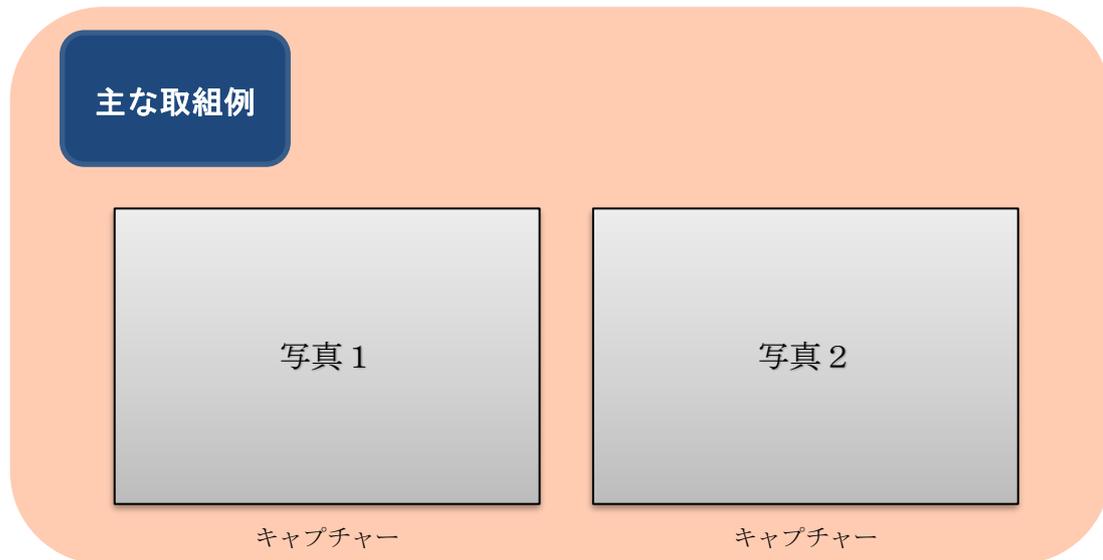
写真2

キャプチャー

戦略2 文化芸術の整備と活用

文化芸術の創造の場とともに、保存・継承、交流拠点など幅広い役割を果たしている文化施設の整備と活用を進めます。

施策（1）市立文化施設の整備と活用



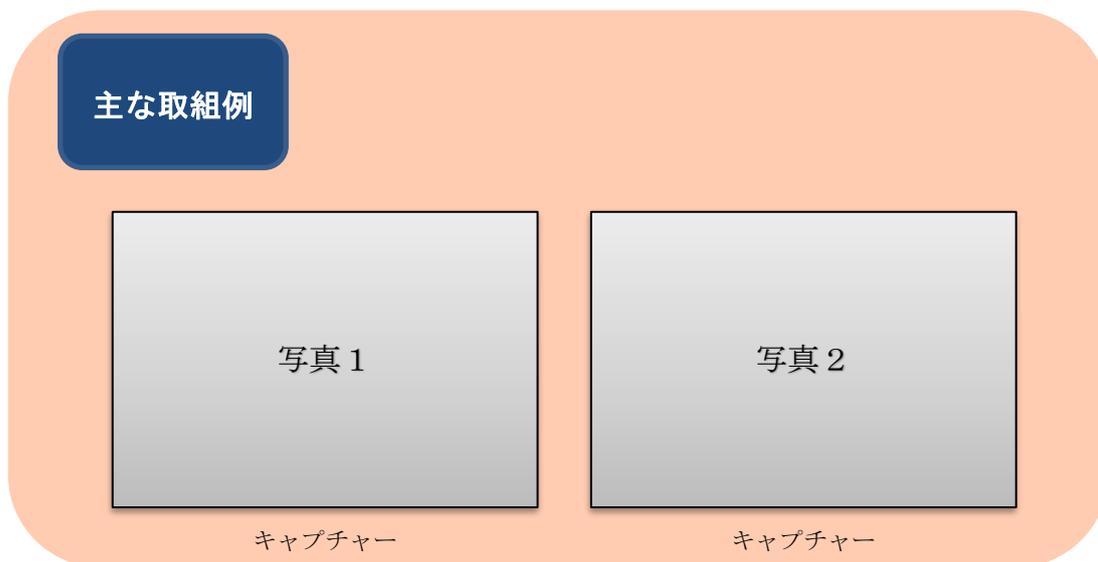
施策（2）市内文化施設や公共空間の活用



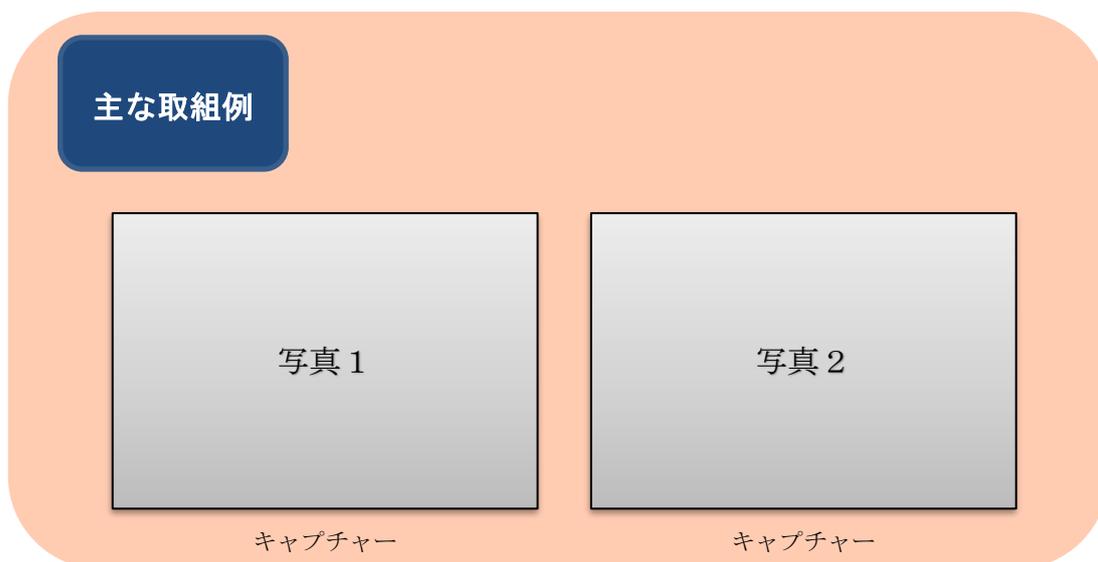
戦略（３）文化芸術情報の活用

文化芸術に関する情報の収集と提供を実施することで、市民の活発な文化芸術活動を促すとともに、つくば市の魅力をPRし、内外との交流につなげます。

施策（１）文化芸術活動情報の収集・提供



施策（２）つくば発の文化芸術のアーカイヴの拡充



4.7.基本目標と成果指標

本市が目指す「アートで編む」の実現に向けて、自己評価をするとともに、次に掲げる評価指標を本計画における数値目標として定めます。同時に、施策全体の成果を判断する指標として活用し、本計画の取り組みを進めます。

なお、個別の施策は見直しの際に個別に評価するものとします。

<つくば市市民意識アンケート調査>

成果指標	現状	目標
文化芸術振興の現状についての満足度	(2022年度) 38.8%	(2028年度) 40.8%

<文化芸術に関する市民意識調査>

成果指標	現状	目標
つくば市の文化芸術の取組に対する現状の満足度	(2022年度)	(2028年度)
文化芸術に接する機会の拡充	52.3%	54.3%
文化芸術に資する人材の育成と活用	45.1%	47.1%
文化芸術がすべての人の身近にある環境づくり	43.6%	45.6%
多文化共生による文化芸術の振興	49.9%	51.9%
自然との共生による文化芸術の振興	56.9%	58.9%
地域に根付いた伝統の継承・発展	51.3%	53.3%
科学と融合した文化芸術の振興	53.2%	55.2%
文化芸術によるイノベーションの創出	48.9%	50.9%
プラットフォームの形成	52.4%	54.4%
文化施設の整備と活用	45.9%	47.9%
文化芸術情報の収集と提供	43.9%	45.9%

4.8.計画の実現に向けた連携・協働体制

つくば市と文化芸術活動を行う各主体が以下のような役割を個々に果たし、連携・協働しながら、市の文化芸術を推進していきます。

(1) 市の役割

市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めることが求められます。

そのためには、本計画に則り、市の特性に応じた文化芸術に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及び支援を行う必要があります。

(2) 文化芸術活動を行う団体等の役割

文化芸術活動を行う団体等は、つくば市の文化芸術をリードするとともに、次世代の芸術家を育てていく役割が求められます。日々の活動の成果を発表する場である、演奏会、発表会、展示会などを関係機関等と連携・協力しながら実施するなど、市民が文化芸術に触れる機会を積極的に後押しすることが期待されます。

(3) 公益財団法人つくば文化振興財団の役割

(公財)つくば文化振興財団には、広く文化芸術の振興に資する諸事業を行い、公益法人として市の発展に貢献することが求められます。つくば市や他の文化芸術団体等との連携強化を図りながら、より質の高いつくばらしい芸術文化事業を展開する役割が期待されます。

(4) 企業・事業者の役割

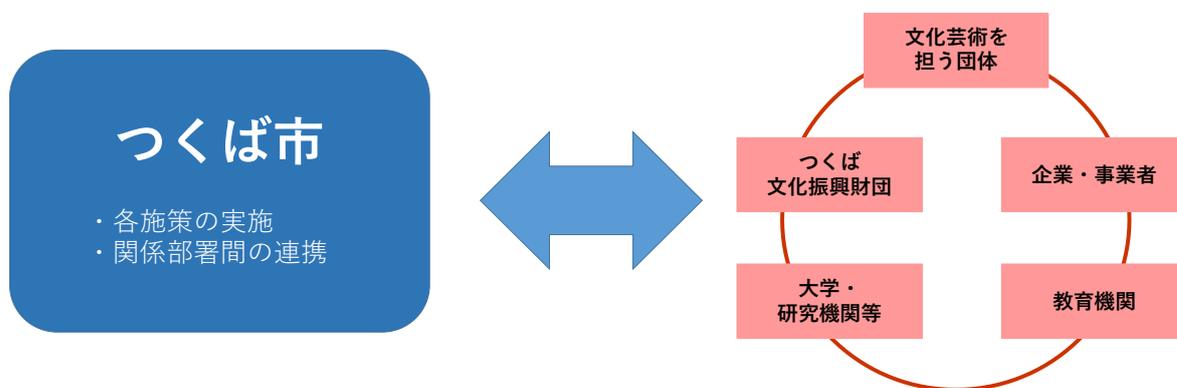
企業・事業者も文化芸術活動を担う地域の一員であり、日常的な経済活動や社会貢献活動を通じて文化芸術振興に貢献することが求められます。従業員の文化芸術活動参画を理解するとともに、民間ならではのノウハウや資源を活かした支援を展開する役割が期待されます。

(5) 教育機関の役割

市内の教育機関は、こどもたちの豊かな創造力や考える力、コミュニケーション能力などを養うことが求められます。幅広い分野にわたる優れた文化芸術作品を鑑賞・体験する機会をこどもたちに提供するとともに、こどもたちが文化芸術の担い手としての活動を支えることによって、将来の芸術家や観客を育成することが期待されます。

(6) 大学・研究機関等の役割

市の地域特性である市内に立地する大学・研究機関等は、その専門性を活かした文化芸術活動の振興支援を担う役割が求められます。関係機関と連携した事業展開を図るとともに、自らが主体となった特色のある文化芸術事業を実施することが期待されます。



5. 計画の進捗管理評価見直し

5.1. 計画の進捗管理

5.2. 計画の評価・見直し

6. 資料編

6.1. つくば市文化芸術審議会

6.2.文化芸術に関する市民意識調査報告書（概要版）

6.2.1. 調査概要

（1）目的

本調査は、「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定するにあたり、文化芸術の推進に関する方針を再考し、改定するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

（2）期間

令和4年12月5日～令和5年1月6日

（3）調査対象

つくば市民3,000名

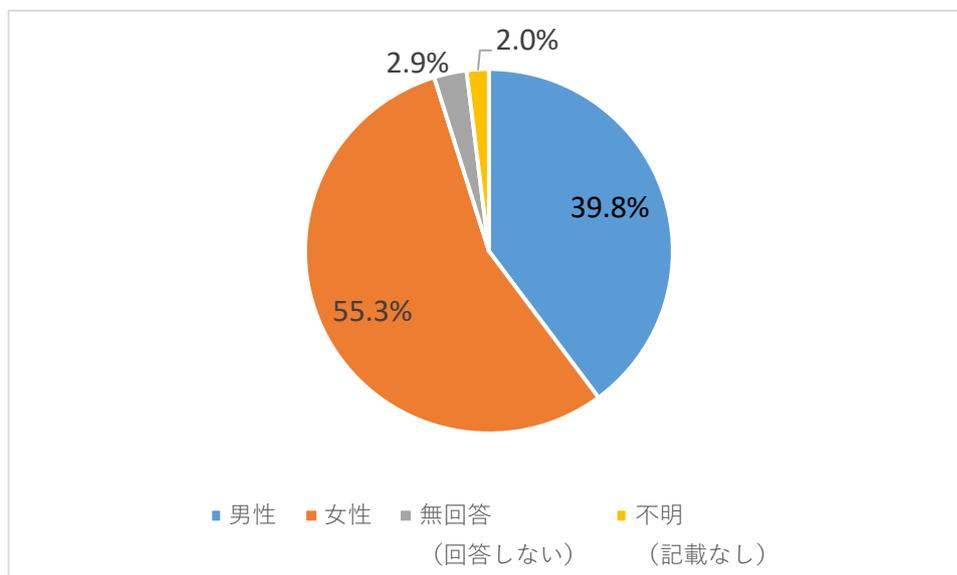
（つくば市住民基本台帳（令和4年10月1日現在）に基づき、18歳以上のつくば市民から無作為に抽出）

（4）回答数

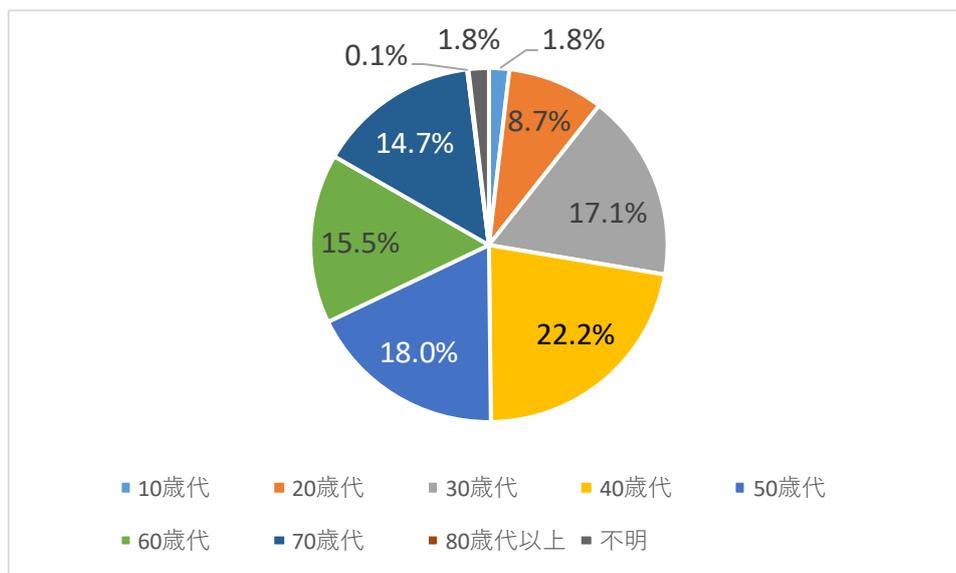
回答者数871名（回収率：29.0%）

6.2.2. 回答者属性

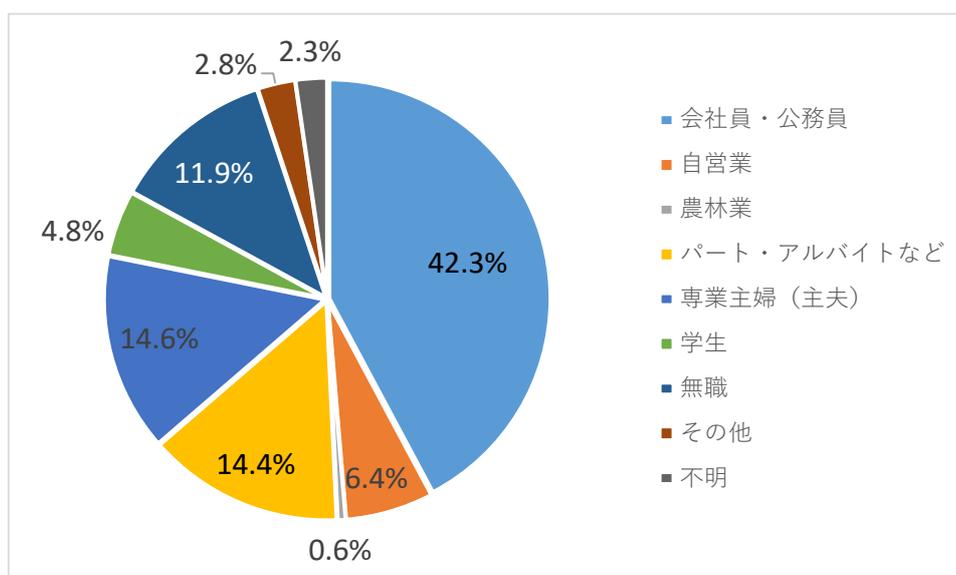
（1）性別



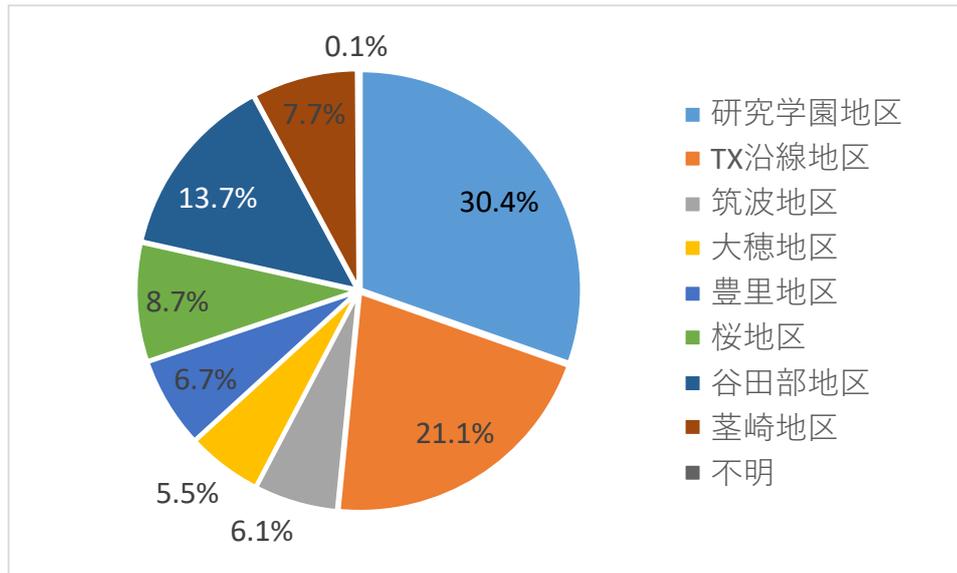
(2) 年齢別



(3) 職業別



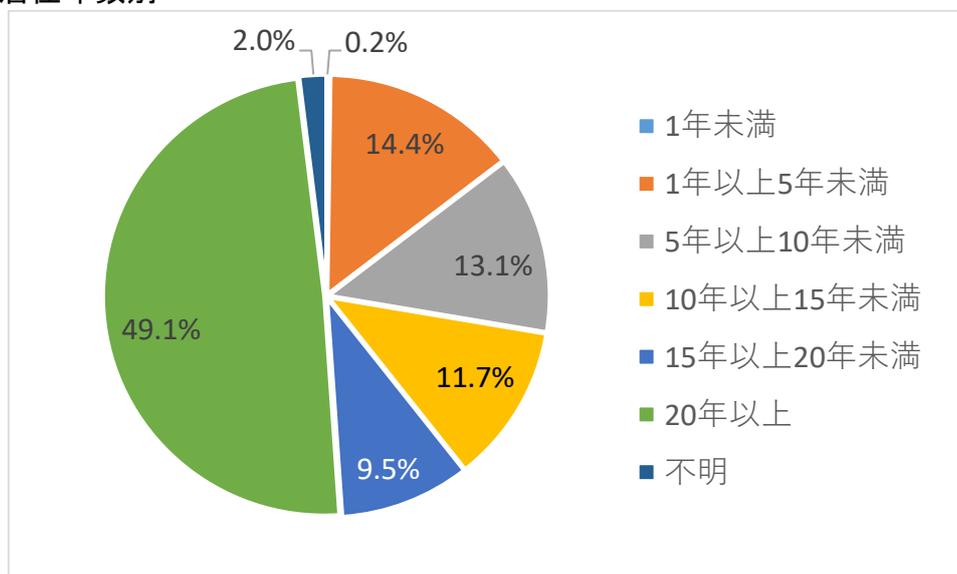
(4) 地区別



<居住地区の分類について>

- ・ 研究学園地区と TX 沿線地区に分類した地域以外の地区については、合併前の旧町村単位で分類している。
- ・ 研究学園地区に分類した地域は次のとおり。
春日、東新井、二の宮、小野川、松代、観音台、東、稲荷前、高野台、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、大穂、花畑、牧園、若葉
- ・ TX 沿線地区に分類した地域は次のとおり。
研究学園、学園南、学園の森、香取台、諏訪、陣場、みどりの中央、みどりの、みどりの南、みどりの東、上河原崎、高山、万博公園西、春風台

(5) 居住年数別



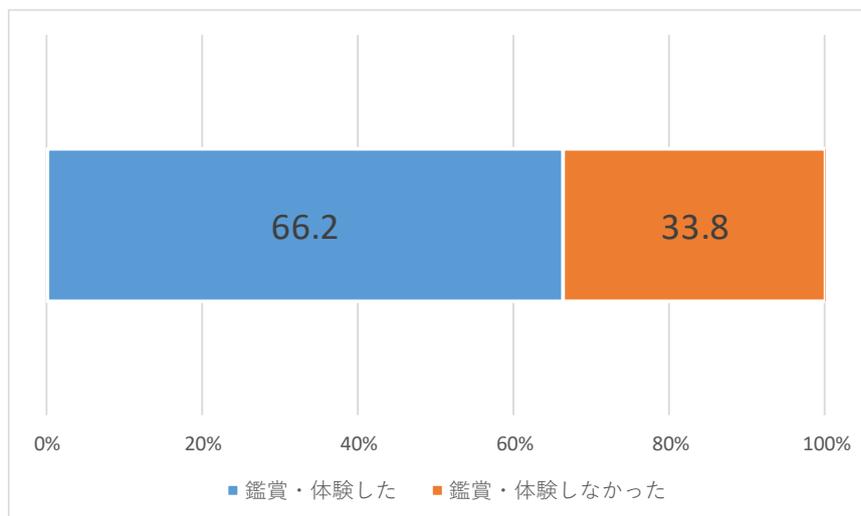
6.2.3. 調査結果

(1) 過去1年間の文化芸術の体験・鑑賞の有無

「鑑賞・体験した」が7割弱

過去1年間（令和3年12月～令和4年11月）における文化芸術の鑑賞・体験の状況をみると、「鑑賞・体験した」が66.2%、「鑑賞・体験しなかった」が33.8%となった（図表1）。

図表1 過去1年間における文化芸術を鑑賞・体験の有無（n（回答数）=861）

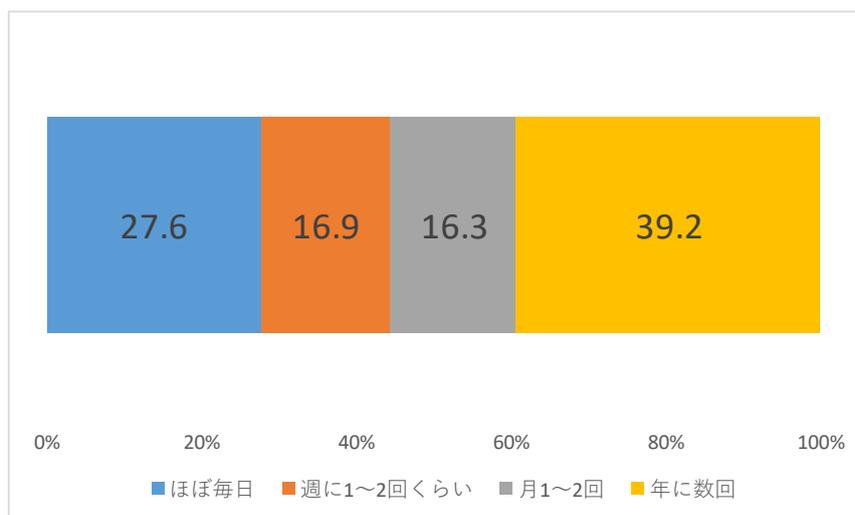


(2) 過去1年間に文化芸術を体験・鑑賞した頻度

「年に数回」が4割、「ほぼ毎日」が3割弱

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した頻度をみると、「年に数回」が39.2%と最も多く、次いで「ほぼ毎日」が27.6%、「週に1～2回くらい」が16.9%、「月に1～2回」が16.3%となっている（図表2）。

図表2 過去1年間に文化芸術を体験・鑑賞した頻度（n=569）



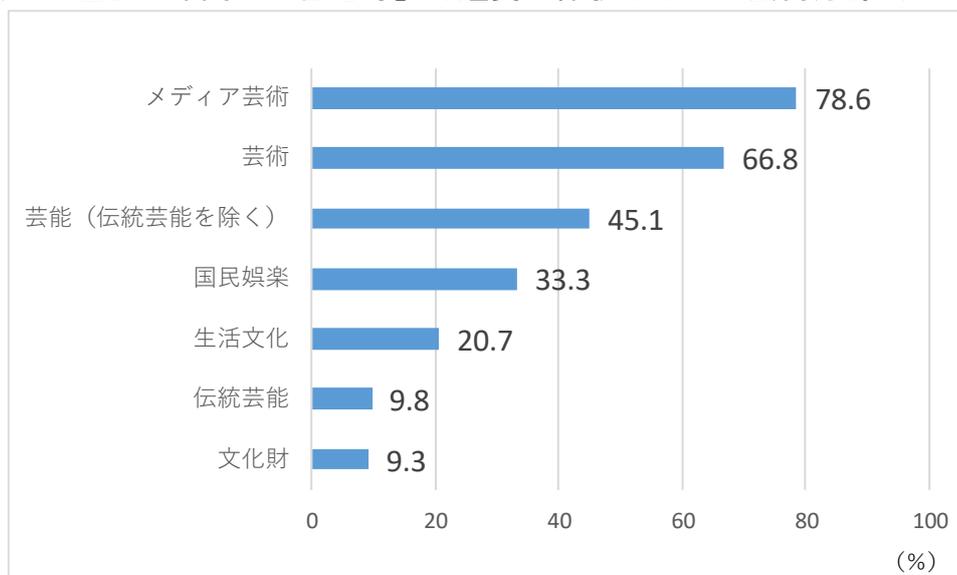
(3) 過去1年間に鑑賞・体験した文化芸術分野

ア) 鑑賞・体験場所：自宅等（※1）

～「メディア芸術」が8割弱、「芸術」が7割弱

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の「自宅等」（※1）で鑑賞・体験した文化芸術分野では、「メディア芸術」が78.6%と最も多く、次いで「芸術」が66.8%、「芸能（伝統芸能を除く）」が45.1%となっている（図表3）。

図表3 過去1年間に「自宅等」で鑑賞・体験した文化芸術分野（n=570）



（※1）自宅等（車や電車の中を含む）でテレビやインターネット等を通じて鑑賞すること。

（※2）文化芸術の分野区分は以下の通りである。

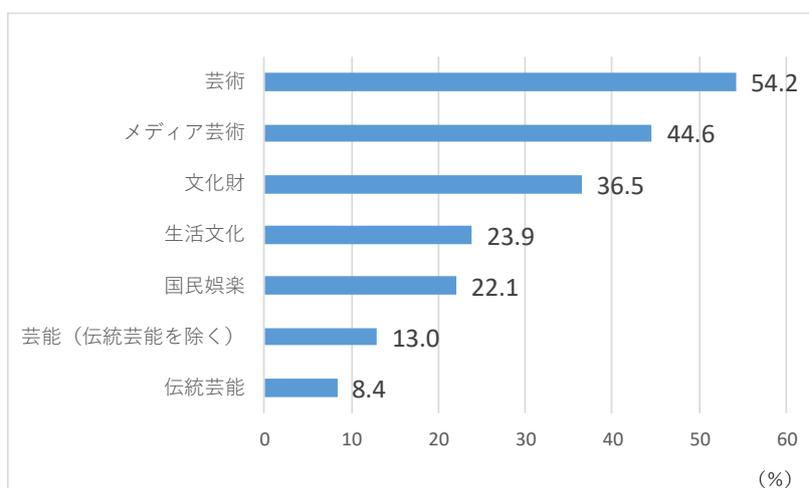
文化芸術分野	文化芸術内容
芸術	文学、音楽（クラシック、ポップスなど）、美術（絵画、彫刻など）、写真、演劇、舞踏、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ及びその他の電子機器等を利用した芸術（ゲーム、コンピューターグラフィックなど）
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踏、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能
芸能（伝統芸能を除く）	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、盆栽など、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、俳句、カラオケその他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術（史跡、地域の民俗芸能等）

イ) 鑑賞・体験場所：自宅等以外

～「芸術」が5割超と最も多く、「メディア芸術」が4割超

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の「自宅等以外」(※)で鑑賞・体験した文化芸術分野をみると、「芸術」が54.2%と最も多く、次いで「メディア芸術」が44.6%、「文化財」が36.5%となっている(図表4)。

図表4 過去1年間に「自宅等以外」で鑑賞・体験した文化芸術分野 (n=570)



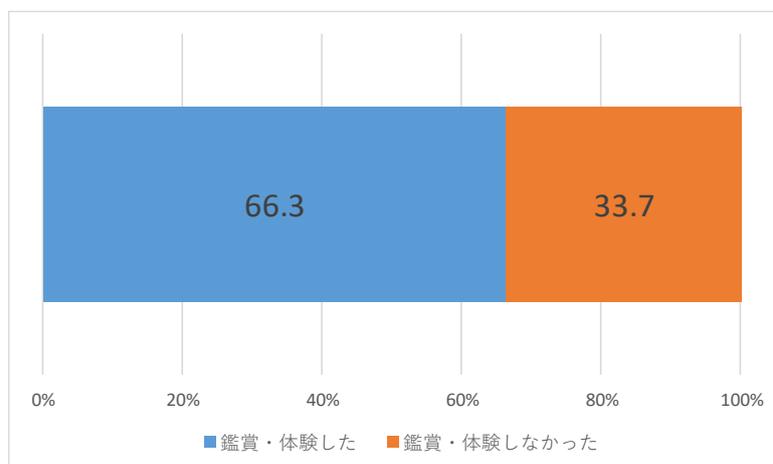
(※3) 開催会場など現場で実際に鑑賞・体験すること。

(4) 過去1年間におけるオンラインによる鑑賞・体験の有無

「鑑賞・体験した」が7割弱

過去1年間に自宅等で文化芸術を鑑賞・体験した市民のオンラインによる鑑賞・体験状況(無料または有料は問わない)をみると、「鑑賞・体験した」が66.3%、「鑑賞・体験しなかった」が33.7%となっている(図表5)。

図表5 過去1年間におけるオンラインによる鑑賞・体験の有無 (n=277)

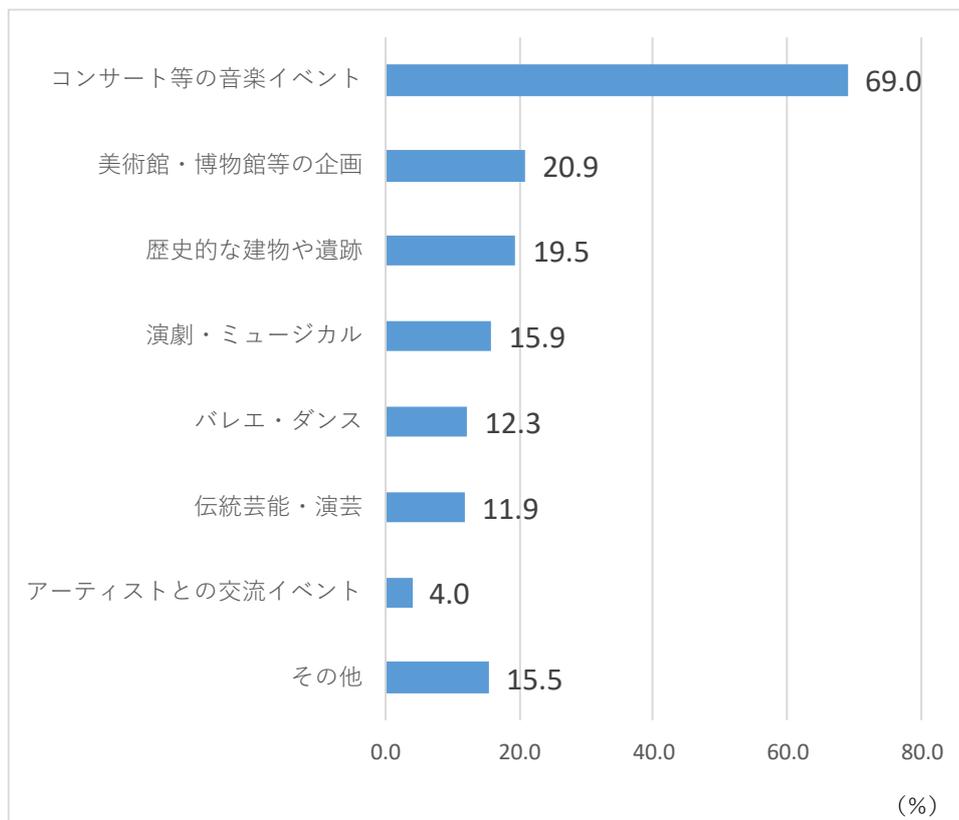


(5) 過去1年間にオンラインにより鑑賞・体験した文化芸術の内容

「コンサート等の音楽イベント」が7割

過去1年間において自宅等でオンラインにより文化芸術を鑑賞・体験した市民のその内容をみると、「コンサート等の音楽イベント」が69.0%と最も多く、次いで「美術館・博物館等の企画」が20.9%、「歴史的な建物や遺跡」が19.5%となっている（図表6）。

図表6 過去1年間にオンラインにより鑑賞・体験した文化芸術の内容
(n=277)

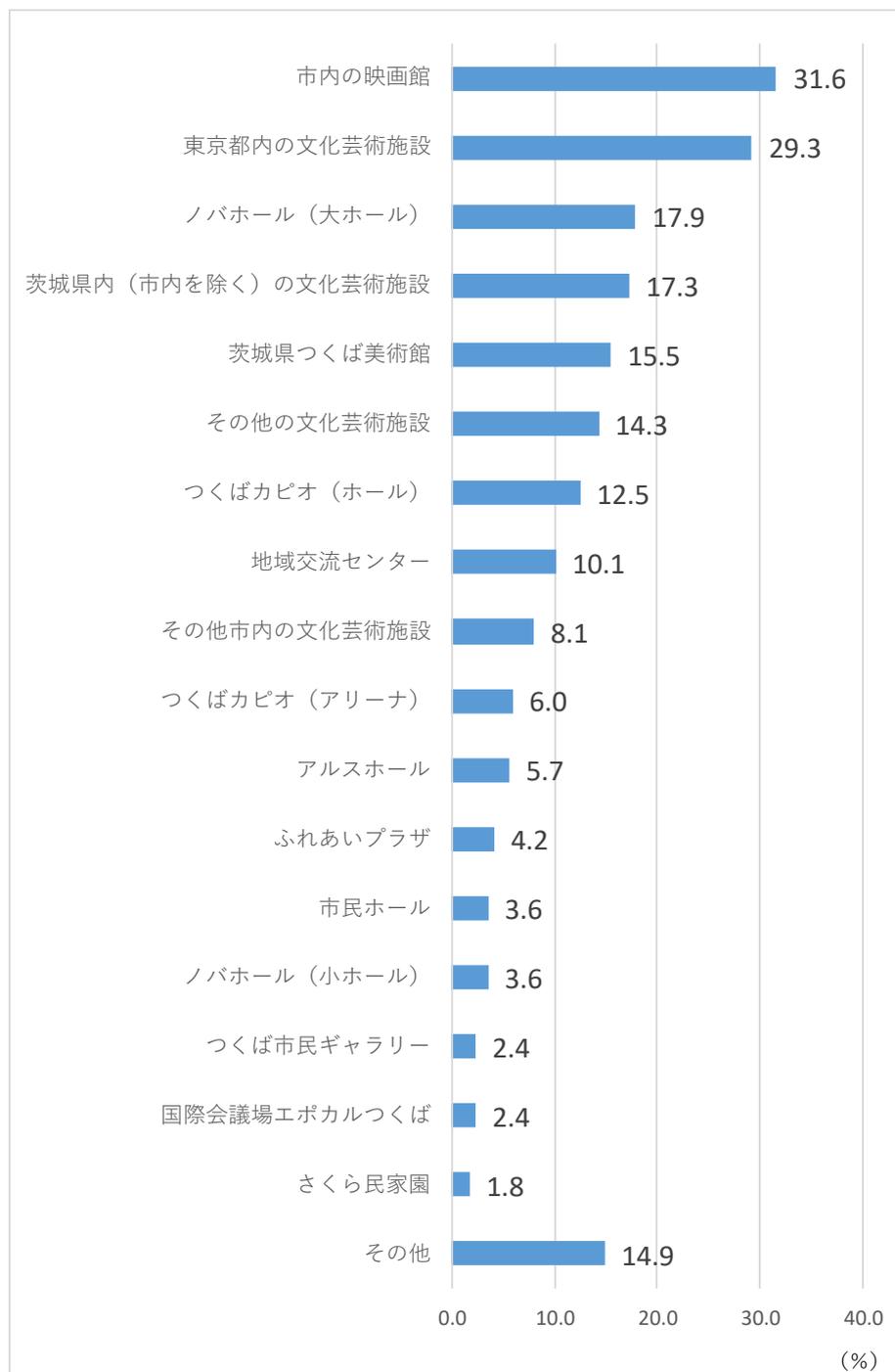


(6) 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した施設

「市内の映画館」が3割超、「東京都内の文化芸術施設」が3割

過去1年間において自宅等以外で文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した施設をみると、「市内の映画館」が31.6%と最も多く、「東京都内の文化芸術施設」が29.3%、「ノバホール（大ホール）」が17.9%となっている（図表7）。

図表7 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した施設（n=335）

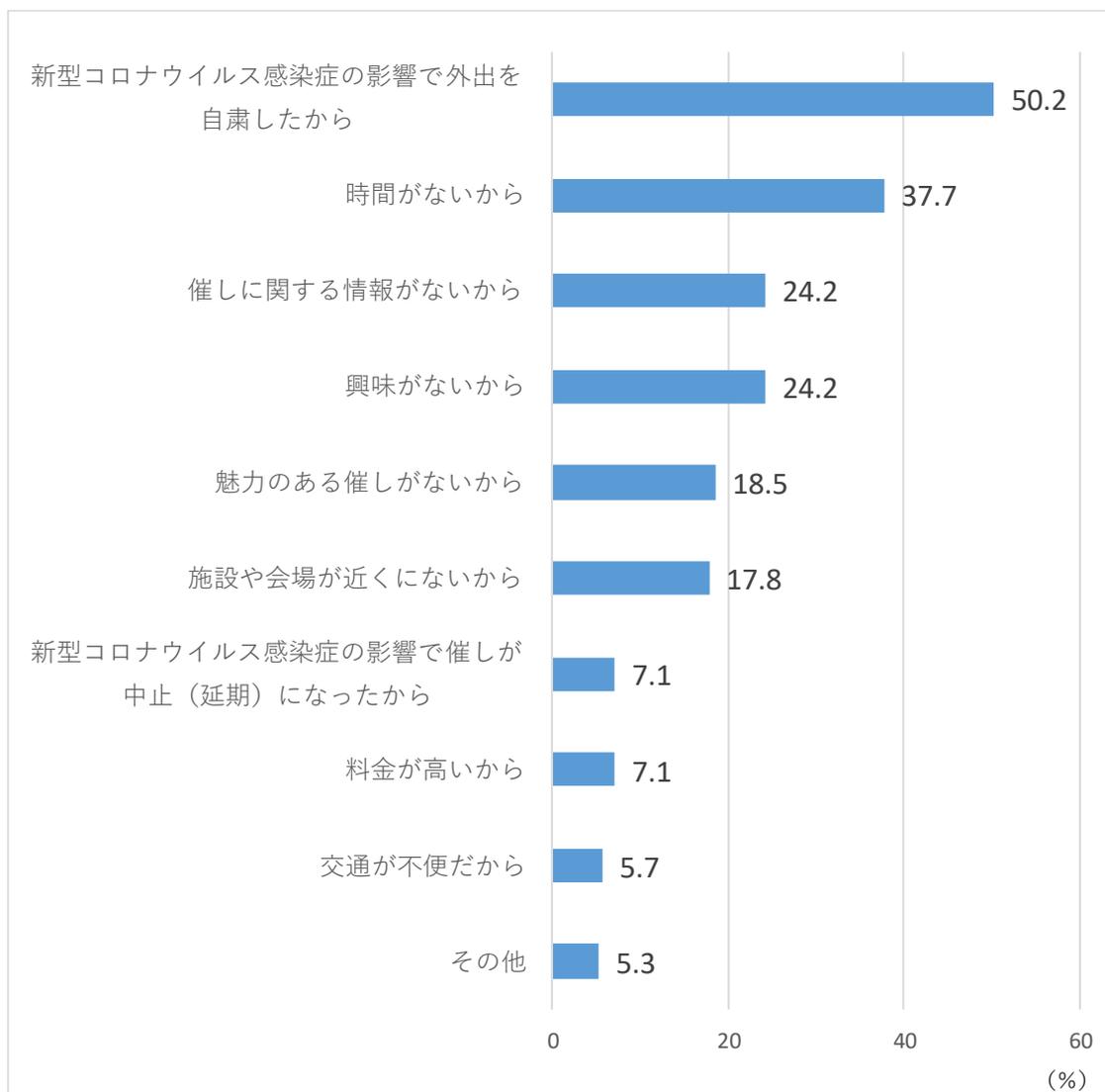


(7) 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由

新型コロナウイルスによる外出自粛が5割と最多

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった市民の理由をみると、「新型コロナウイルス感染症の影響で外出を自粛したから」が50.2%と最も多く、次いで「時間がないから」が37.7%、「催しに関する情報がないから」と「興味がないから」が24.2%となっている（図表8）。

図表8 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由（n=281）



(その他の主な回答)

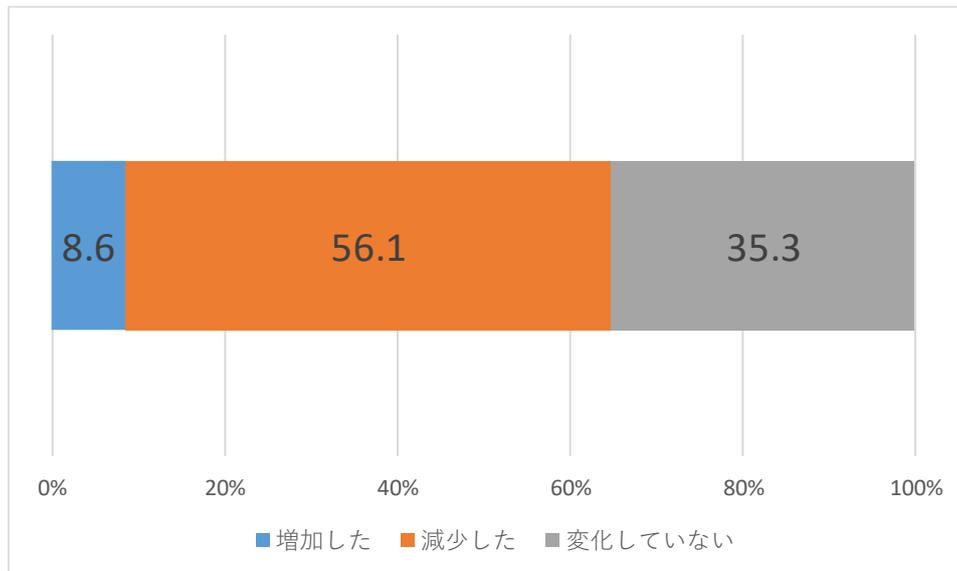
- ・ 病気で興味がなくなったから
- ・ 一緒に行く人がいないから
- ・ 育児中のため
- ・ 興味はあるが、日常の生活に追われ余裕がないため など
- ・ コロナワクチンによる体調不良のため。
- ・ 腰痛、膝痛で歩行が困難になったから
- ・ 子供が幼いため、鑑賞等まで手がでない

(8) 新型コロナウイルス感染症による文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化

「減少した」が6割弱

新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後における文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化をみると、「減少した」が56.1%と最も多く、次いで「変化していない」が35.3%、「増加した」が8.6%となっている（図表9）。

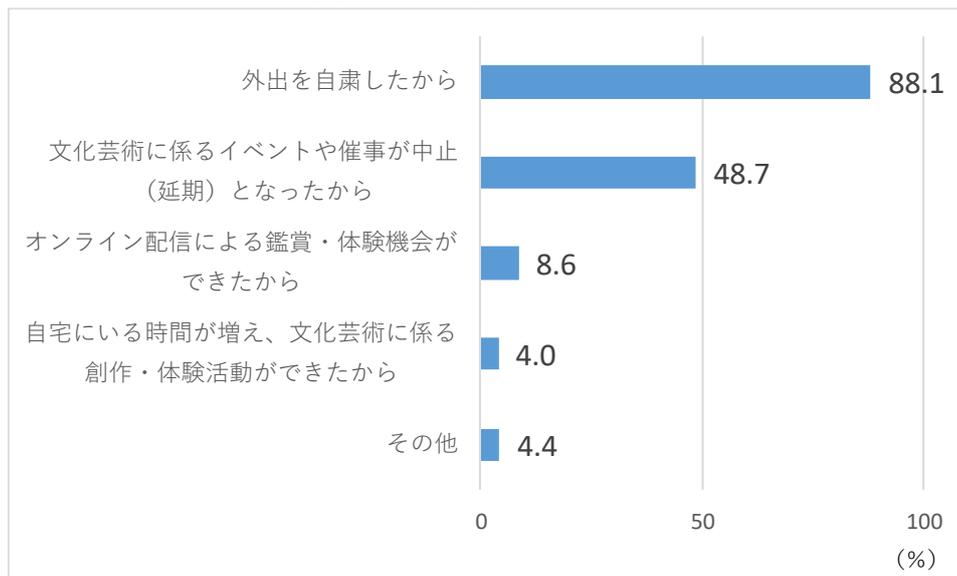
図表9 新型コロナウイルス感染症による文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化
(n=852)



(9) 新型コロナウイルス感染症により鑑賞・体験頻度が減少した理由
外出自粛が9割弱、イベントや催事の中止（延期）が5割弱

新型コロナウイルス感染症の拡大前後で文化芸術の鑑賞・体験頻度が減少した市民のその理由をみると、「外出を自粛したから」が88.1%と最も多く、次いで「文化芸術に係るイベントや催事が中止（延期）となったから」が48.7%、「オンライン配信による鑑賞・体験機会ができたから」が8.6%となっている（図表10）。

図表10 新型コロナウイルス感染症により文化芸術の鑑賞・体験頻度が
変化した理由（n=478）



（その他の主な回答）

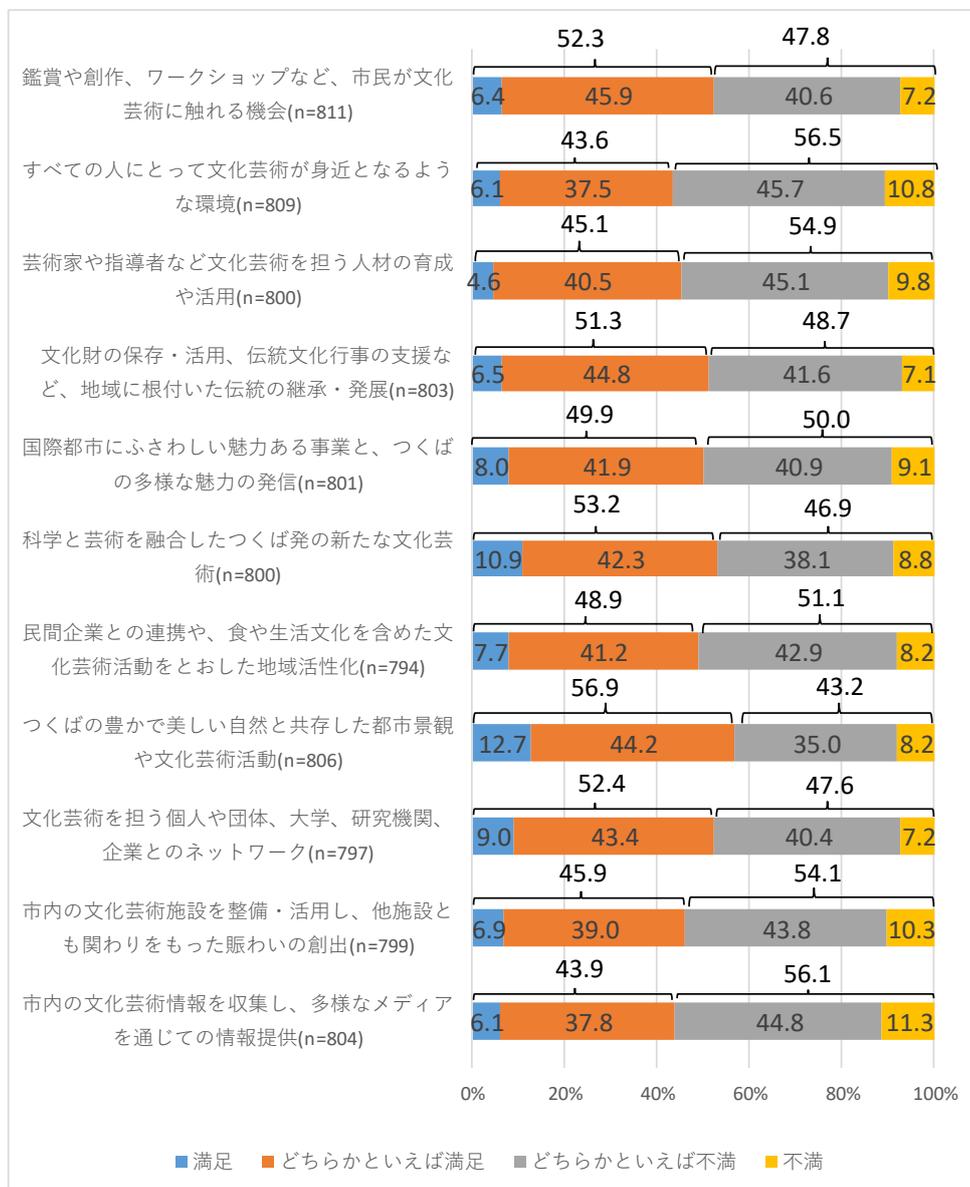
- ・興味がないから
- ・変化は感じなかったから
- ・子育て中だから
- ・在宅の仕事量が増え、多忙になったから
- ・そもそも頻度が少ないから
- ・催しや開催場所に予約や人数制限があり行けないから

(10) つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度

「自然と共存した都市景観や文化芸術活動」や「科学と芸術を融合した文化芸術」、「文化芸術を担う個人・団体や大学・研究機関、企業のネットワーク」が上位

つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度を「満足評価（「満足」と「どちらかといえば満足」の合計）」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が56.9%と最も多く、次いで「科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術」が53.2%、「文化芸術を担う個人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワーク」が52.4%、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」が52.3%となっている（図表11）。

図表11 つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度

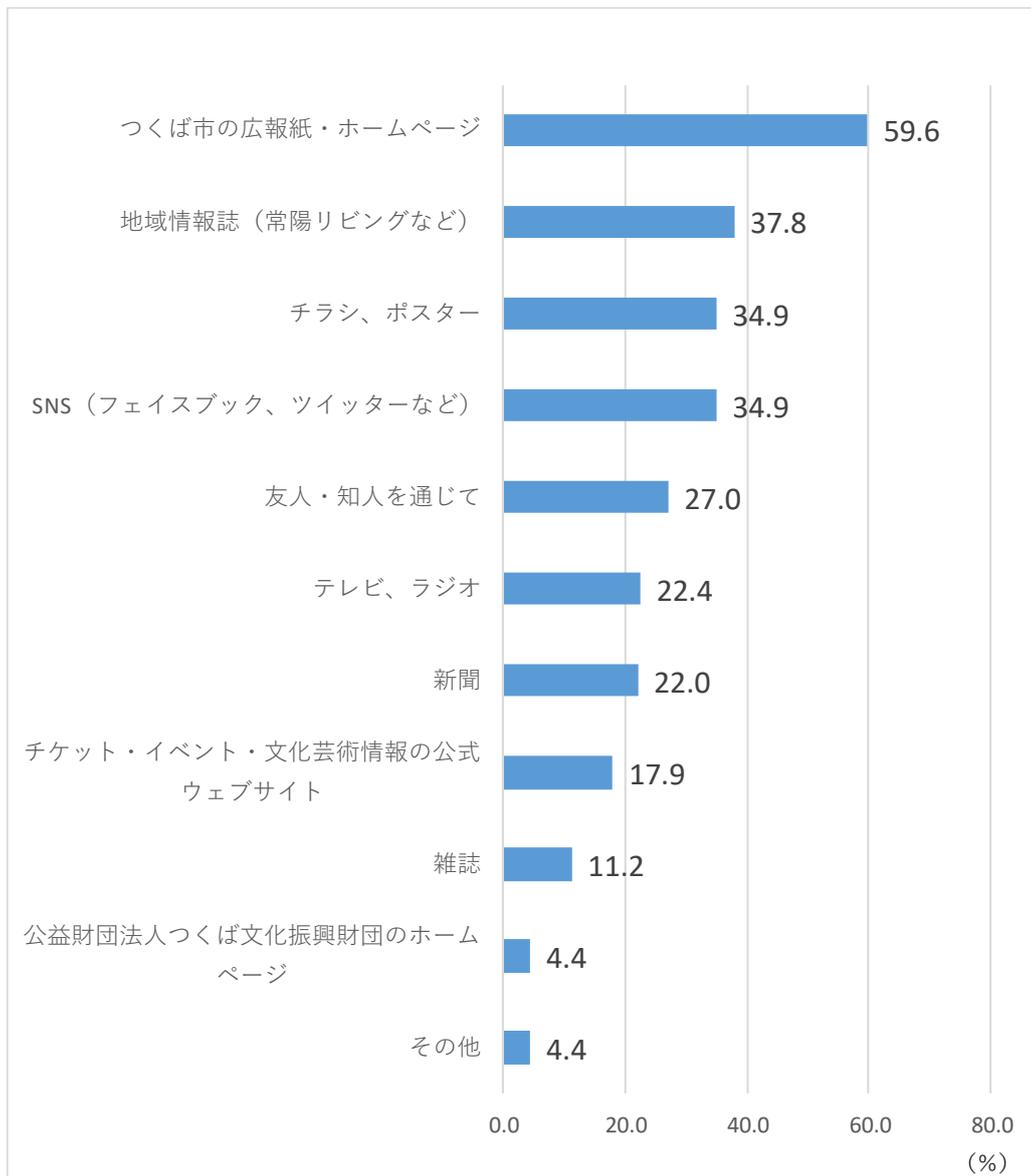


(11) 文化芸術に関する情報の入手方法

「つくば市の広報紙・ホームページ」が6割

文化芸術に関する情報の入手方法をみると、「つくば市の広報紙・ホームページ」が59.6%と最も多く、次いで「地域情報誌（常陽リビングなど）」が37.8%、「チラシ、ポスター」と「SNS（フェイスブック、ツイッターなど）」が34.9%となっている（図表12）。

図表12 文化芸術に関する情報の入手方法（n=849）



（その他の主な回答）

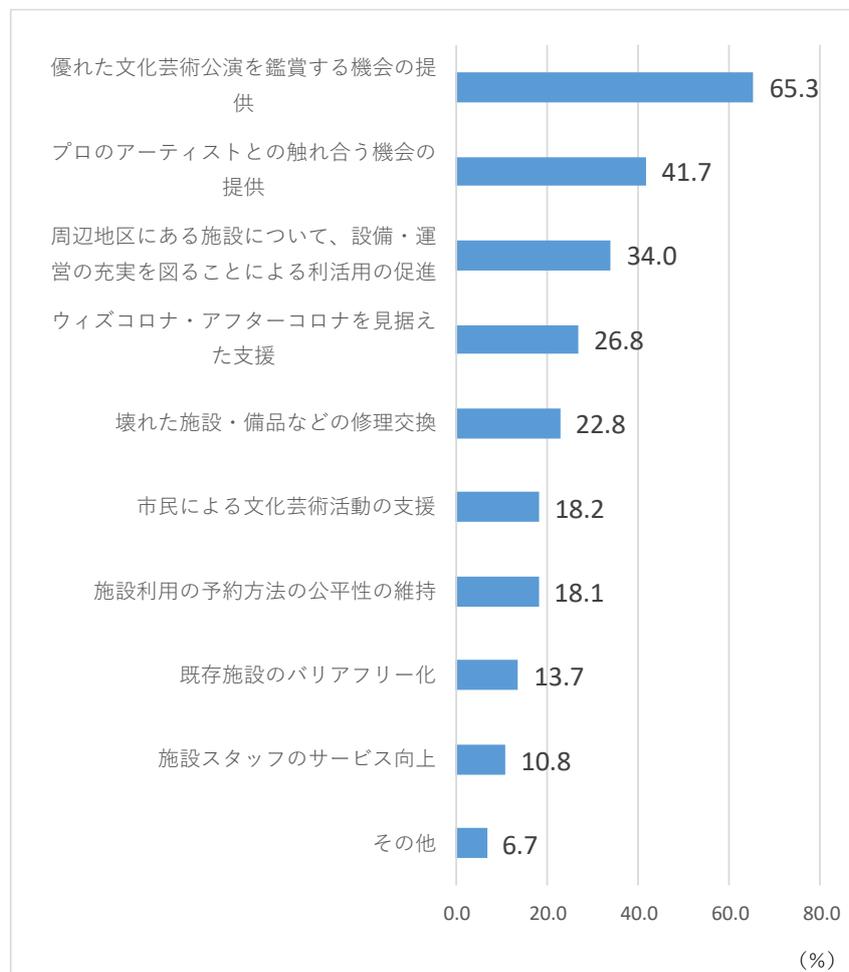
- ・ユーチューブ
- ・学校のため（チラシ）
- ・家族
- ・インターネット
- ・ネットニュース など

(12) つくば市の文化芸術に今後期待すること

「つくば市の広報紙・ホームページ」が6割

つくば市の文化芸術に今後期待することとしては、「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が65.3%と最も多く、次いで「プロのアーティストとの触れ合う機会の提供」が41.7%、「周辺地区にある施設について、設備・運営の充実を図ることによる利活用の促進」が34.0%となっている（図表13）。

図表13 つくば市の文化芸術に今後期待すること（n=841）



（その他の主な回答）

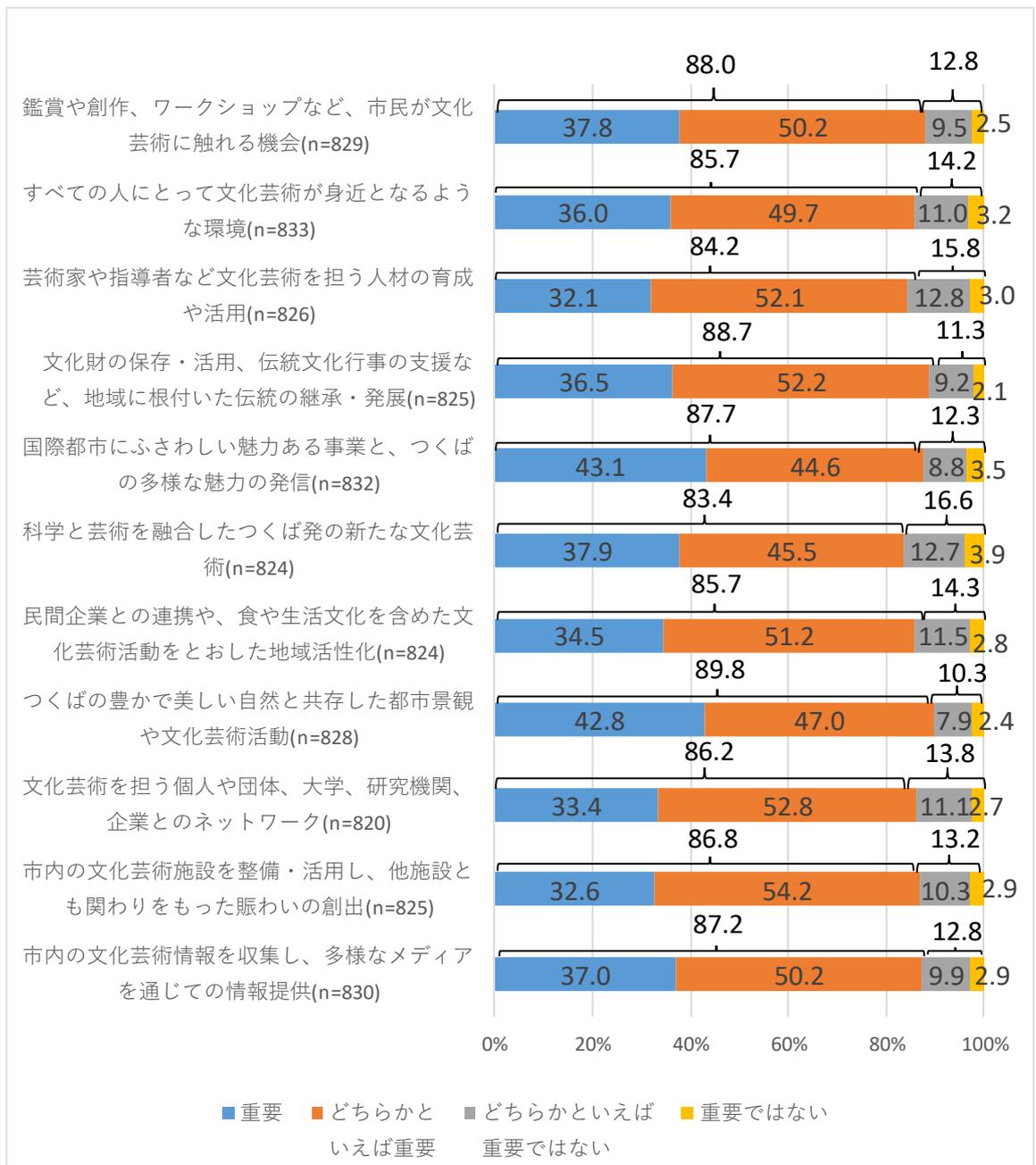
- ・ 大きな図書館と無料駐車場
- ・ つくば美術館の企画展を充実
- ・ 情報提供の方法の拡充・多様化
- ・ わかりやすい情報提供
- ・ 子どもが体験できる機会の拡充
- ・ つくば駅周辺での文化施設やイベントの充実
- ・ 市民が参加してみたいと思える機会の提供と内容の充実
- ・ 多種多様な文化芸術を鑑賞できる機会の拡充

(13) つくば市の文化芸術に関する取り組みにおける今後の重要度

「自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が4割超

つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する今後の重要度を「重要評価（「需要」と「どちらかといえば重要」の合計）」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が89.8%と最も多く、次いで「文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統の継承・発展」が88.7%、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」が88.0%となっている（図表14）。

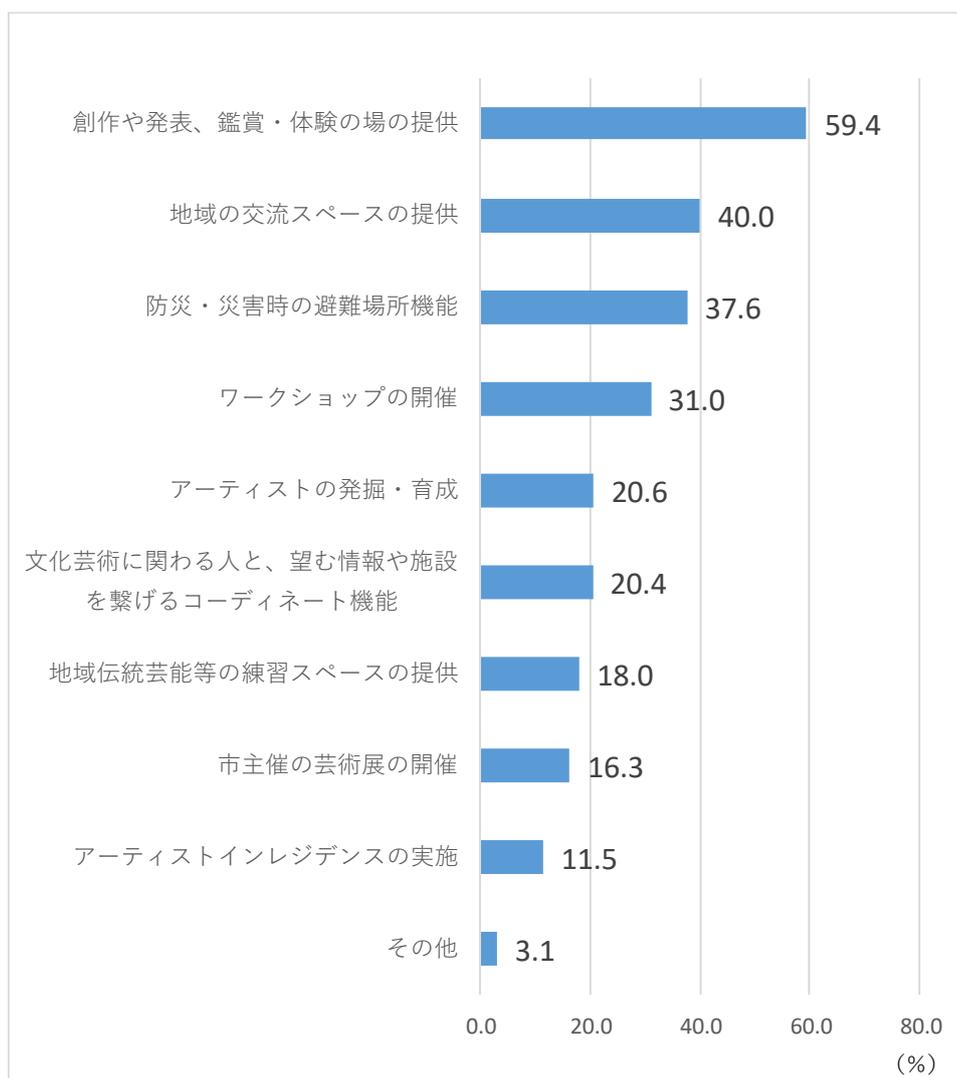
図表14 つくば市の文化芸術に関する取り組みにおける今後の重要度



(14) 旧田水山小学校に計画している文化芸術創造拠点に対して求める機能
「制作や発表、鑑賞・体験の場の提供」が6割と最多

つくば市が旧田水山小学校に整備を計画している文化芸術創造拠点に求める機能をみると、「制作や発表、鑑賞・体験の場の提供」が59.4%と最も多く、次いで「地域の交流スペースの提供」が40.0%、「防災・災害時の避難場所機能」が37.6%となっている（図表15）。

図表15 旧田水山小学校に計画している文化芸術創造拠点に対して求める機能
(n=845)





つくば市文化芸術推進基本計画 (第2期) (案)

令和6年(2024年)3月

編集発行

つくば市 市民部 文化芸術課
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL 029-883-1111(代表)

旧田水山小学校の利活用に関する意見交換会について

田水山小学校跡地を文化芸術の拠点として活用していくにあたり、地域の方にも活用いただける施設を目指すため、意見交換会を開催した。

1 開催概要

表 1 意見交換会開催概要

日時	令和5年(2023年)6月24日(土) 10時~11時
場所	旧田水山小学校 1階 理科室
参加人数	17名(参考:前回参加者 12名)

2 主な意見

- ・ 施設の使用目的が文化芸術以外でも利用してよいのか。地域の集会等で利用できるのか。
- ・ 施設がアーティストとかアートとかとの連携という特色が強いので、地域にはなじまないように思う。
- ・ 地域の人を巻き込みながらやっていかないと良い成果は出ない。地域で活動する優秀な人たちを巻き込み、意見をまとめて考えられるような工夫がほしい。
- ・ 地元の方とアーティストがうまくやっていくためには、連続性・歴史性との関連性の中で位置付けて独自の文化芸術を打ち出さないと、どこかにあるものと同じようなものが出来上がってしまう。
- ・ 地域との連携も必要と計画には書かれているが、地域の人と一緒に施設を作っていくスタンスも必要なのではないか。ものづくりと一緒に、人づくりも合わせて進めていく必要がある。

会 議 録

会議の名称		令和5年度第3回つくば市文化芸術審議会		
開催日時		令和5年(2023年)9月19日 開会 13:30 閉会 14:45		
開催場所		つくば市役所2階203会議室		
事務局(担当課)		市民部文化芸術課		
出席者	委員 (計11名)	小久保貴史、鈴木富士雄、神谷大蔵、野中勝利、 田中佐代子、田中秀夫、小澤慶介、宇津野茂樹、 根津陽子、矢島祐介、山中周子		
	その他(計2名)	株式会社常陽産業研究所 廣田主任調査役、宮内調査役		
	事務局 (計7名)	大久保市民部長、大木同次長、矢口文化芸術課長、矢口 同課長補佐、佐藤同係長、田山同主査、吉野同主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		諮問第1号 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について		
確定年月日		年 月 日		
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事 審議事項 諮問第1号「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について</p> <p>報告事項 「つくば市文化芸術創造拠点基本実施設計業務委託」公募型プロポーザルの参加申し込み状況について</p> <p>その他</p> <p>3 閉会</p>			

<審議内容>

1 開会

<矢口文化芸術課長より開会を宣言>

2 議事

野中会長 : 会議次第に基づきまして、議事を進めて参ります。

まず、本日の委員出席数ですが、委員 11 名のところ現在 10 名です。小久保委員におかれましては遅れて出席と伺っております。いずれにしましても過半数を満たしておりますので、条例第 13 条第 3 項の規定により本日の会議が成立していることを報告いたします。本日は、審議事項及び報告事項がそれぞれあります。審議事項は、諮問第 1 号「つくば市文化芸術推進基本計画（第 2 期）」の策定について、報告事項は、「つくば市文化芸術創造拠点基本実施設計業務委託」公募型プロポーザルの参加申し込み状況について、になります。案件につきまして、それぞれ事務局から説明を受けてから委員の皆様にご審議をいただきたいと思っております。それでは事務局から説明をお願いいたします。

<資料No.1-1 ～ 1-3 について事務局より説明>

野中会長 : ありがとうございます。事務局から一とおり説明をいただきました。委員の皆様の方から、御意見、御質問を受けたいと思っております。

根津委員 : 根津です。質問で、資料No.1-3 の 22、23 ページの取り組み例のところ、「文化芸術に接する機会の拡充」の施策

の中で、子どもに関するところを見ていたのですが、施策（１）が「公立保育所、幼稚園での鑑賞・体験活動」で（２）が「公立保育所、幼稚園での表現・実践活動」、（３）で「保育所、幼稚園の所外保育、園外保育での芸術鑑賞」ということですが、「内」「外」を分けた理由を教えてくださいましたらうれしいです。

事務局 : 施策（３）の「こどもたちが優れた文化芸術に触れることの機会の拡充」になりますが、こちらはいわゆる遠足で所外、園外に出たときに、美術館は難しいかとも思うのですが、水族館など、本物に触れる機会があるということで入れさせていただきました。所内、園内の活動としては、例えばボランティアによる演奏会や、おはなし会の読み聞かせで鑑賞機会があり、実際に作品作りを行い表現する機会がある、という風に分けられておりましたので、それぞれに入っているという形になります。

根津委員 : ありがとうございます。続けてもう一つ、同資料No.1-3の26ページに「文化芸術を通じた多文化共生・国際交流の促進」とありますが、国際交流とか多文化共生というものに関して、「国際交流ステージ」であったり「世界お茶のみ話」が例にあがっていて、あとは海外からプロを招聘しての交流とかを想定しているのかなと思うのですが、例えばつくば市内で一般の団体が文化芸術イベントを開催するに当たり、つくば市に住んでおられる外国籍の方で、日本語が母語ではない方に対する広報で、チラシの内容をお知らせするサポートのようなことも入れていったらいいと思います。意見というか要望ですが、お伝えします。

- 事務局 : 情報発信については、資料No.1-3の34ページの「文化芸術活動情報の収集・提供」のところで、その情報収集に特化したものを掲載しています。御要望のあった多言語に関するものは、一番わかりやすいのが「つくスマアプリ」だと思いますが、こちらは日本語だけではなく言語を選択できまして、英語・中国語・韓国語で発信できます。他には、多言語の情報誌もありまして、担当課の方で発信している情報もあります。
- 根津委員 : つくスマアプリや多言語の情報誌とかで発信している内容というのは、市主催か国際交流協会とかそういうものを、を発信するような形になっているのでしょうか。
- 事務局 : はい。文化芸術に関するもので言いますと、市主催のもの、(公財)つくば文化振興財団のイベントがつくスマアプリで配信されております。
- 根津委員 : それについて例えば市内の一般団体だったりとか事業者だったりが多言語で発信するサポートは特にはないのでしょうか？
- 事務局 : 現状ございませんので、その点はこれからの課題かと思えます。
- 田中秀夫委員 : 資料No.1-3の47ページの市民意識調査報告書の「文化芸術の分野区分は以下のとおりである。」というところで、以前、文化協会内でカラオケを行っている人が多いのに、記載がなくどこに入るのか、という指摘をして、国民娯楽の中に「カラオケ」の文言を入れていただきました。これは画期的なのですが、「手工芸」とか「陶芸」も記載がない事に気がついて、ぜひ生活文化の中に入れていただきました

いと思います。また、国民娯楽の中に「俳句」は記載されていますが、「俳句」だけでなく「短歌」も加えていただきたいです。この2点をお願いしたいと思います。

野中会長

これについては、もう実施済みのアンケートの内容になりますが、確かに身近な用語があると理解がしやすく答えやすいと思います。今後、また同様のアンケートを実施するときにはその辺りのことも念頭に入れて、考えていただきたいと思います。他、いかがでしょう。

田中佐代子委員 : 資料No.1-3の43ページからの市民意識調査のグラフが見にくいので、特にカラーユニバーサルデザインに配慮した形で提示されるといいと思います。第1期の時だと、職業別の表記が棒グラフになっており、配慮していると思いますので、そのようにしていただく方が良いのではと思います。

野中会長

: 先ほど話題にあがった多言語での情報発信もそうなのですが、色覚の程度もいろいろあります。現状カラーユニバーサルデザインにはなっていないですかね。

田中佐代子委員

はい。でも第1期の冊子だと、罫線、枠線が入っていて、配慮が見られます。他にも円グラフは10項目以上あると判例と照合しにくいとか、ガイドラインがインターネット上でも見られますので、見てみてください。

野中会長

: 編集の際に対応していただきたいと思います。他にいかがでしょうか？

山中委員

: 戦略、施策と項目ごとにまとまっていると思うのですが、取組例がつくばのどこを拠点に実施しているのかが見えてくるとより理解しやすいと思います。例えば、資料No.1-3

の 27 ページ「自然との共生による文化芸術の振興」のところ。こちらと同じように項目ごとに、主な取り組み例と写真が二つ並んでというふうな形で掲載される予定だと思うのですが、そこに簡単なマップのような、どの取組がどこで行われているかというのが見えてくるといいのかと思いました。一つ一つではなく、地域とか場所だとかに関わる項目の部分ですね、つくば市の簡単な地図のようなものがあったいいと思います。

野中会長 : 確かに単語を見ても場所のイメージがわからないと他人事のようなことになると思います。全ては難しいかもしれませんが、場所が特定される施策について、どこかにまとめてなのかそれぞれなのか記載方法は検討していただくとしても、実施場所が想定できるような表現を追記してほしいという御希望だと思うのですが、その辺りいかがですか。

事務局 : はい。先ほどおっしゃっていただいたとおり、全てが表記できるものではないかとは思いますが、わかりやすい形で掲載できるように検討させていただきたいと思います。

矢島委員 : 資料No.1-3の28ページで、方針③で「日本の伝統」という言葉が追加された点、この「日本の伝統」という言葉の意味合いが広すぎるので、何をイメージしているのかを教えてくださいなと思いました。施策のどこに反映されているのかもお聞かせください。

事務局 : 例えば、お月見であったりとか七夕であったりとか、そういう日本的な風習を体験する機会は幼少期になるかということで、施策(2)の「文化資源活用事業の充実」の2つめの取組例として「保育所や幼稚園等での日本文化と季

節に関連した行事」を入れました。もともと方針③は「地域の風土を守り活かすまち」だったのですが、つくば市も日本の一部なので、国際交流等の兼ね合いから考えても、「日本の伝統」という文言が追加された経緯があります。事務局としてもこの点は迷っているので、皆さんの御意見を伺いたいと思っています。

野中会長 : なかなか難しいですけれども何かアイデアがありますでしょうか。

矢島委員 : 施策（２）の「文化資源活用事業の充実」のところに、「日本の伝統文化」という文言を入れたらいいのではないのでしょうか。施策のところで「日本の伝統」という言葉が入ると先程例に挙げていただいたような行事はイメージできると思います。

事務局 : はい、そうすると「伝統文化や文化資源の活用事業の充実」というような表記で大丈夫でしょうか。

矢島委員 : 施策（２）のタイトルに「日本の伝統」の文言が入るというよりは、主な取り組み例の中で、「保育所や幼稚園等での日本伝統文化と季節に関連した行事」というように文言を追加した方がいいと思います。

事務局 : そうすると、方針③のところは、「日本の伝統と」を抜き、もともと予定していた「地域の風土をまもり、いかすまち」ですっきりさせた方がいいでしょうか。

小澤委員 : 「日本の伝統」という言葉が入った理由として僕が想像したのは、つくば市内に何とか焼とか具体的なきっかけとなる伝統文化があったのかなと想像したのですが、例えば笠間市でいう笠間焼のような。そういうわけでもないの

でしょうか。

事務局 : 笠間焼ほどは広く知られてないですが、つくばね焼というものがあります。やはり国際交流との兼ね合いで、つくば市で何かこう、伝統的なものを伝えるときに、つくば独自の文化を伝えるというよりも、折り紙とか、日本文化を使って交流する事が多い印象があり文言を追加してみました。ただ、すごく迷っている点ですので、ここは皆様の御意見を伺いたいです。

根津委員 : 私は「日本の伝統」の文言は抜いた方がいいと思っています。つくば市というだけでも広いのに、日本と入ると広すぎると思います。つくば市の伝統文化というと私は小田のどんど焼きを一番に思いつきました。同じつくば市内でも、地域ごとに多様なので、細かい地域の伝統や風土を守っていかしていく方が、つくば市の施策として良いのではと思いました。

宇津野委員 : 私の考えは、根津委員とは異なりまして、例えば、地域の祭りとか、脈々と受け継がれている伝統的なものというのは様々あると思いますが、その根底にはやはり「日本の伝統を守る」ということがあると思います。地域の伝統芸能や行事が受け継がれてきたのは、例えば能などの日本の芸術が受け継がれてきたことと、全く別物ではないので「日本の伝統」という文言はあって良いと考えています。

野中会長 : この点については関連していろんな意見があってもいいかと思いますが、いかがですか。

神谷委員 : つくば市には無形文化財で例えば、今回の田水山小学校の地区である田中地区には田中囃子がありますが、他にも地

域の伝統芸能で無形文化財として市で指定している物がいくつかあって、先の宇津野副委員長のお話にあったように「日本の伝統」があってそれぞれの無形文化財があってという風になっていると思います。方針③の説明に、「筑波山を筆頭とする豊かで美しい自然と共生する文化芸術の振興」と書いてありますけれども、まさにそういった環境の中で生まれたのが、伝統芸能であってそれが市の無形文化財として位置付けられていますので、こういったところは表現の工夫があってもいいのかなという意見です。

矢島委員 : やはり、「日本の伝統」と言ったときに何をイメージさせるのかというのを、明確にさせておいたほうがいと皆さんの意見を聞いていて思いました。方向性的にはみんな同じことを思っているけれど、その言葉によって何をイメージするのかが統一できてない感じがしました。あと、「日本の伝統」という言葉で引っかかったのが、資料No.1-3の20ページで、方針②の「多様性を尊重するまち」と並んでいることを見たときに、つくば市がその「多様性」と「日本の伝統」の二つを反目させずに、どういう風にまざり合うようにするのかというのをどこかに書いてあるといいのかなと思いました。

野中会長 : 表現の工夫が必要かと思いますが。事務局の方で建設的に検討いただけますか。

事務局 : はい、その点については、まず「日本の伝統」という言葉自体を後から追加したこともあり、この言葉の表現については、再考する必要があると思います。20ページの各方針の説明文章についても内容をよく検討して、まとめ上げ

たいと思います。また、つくば市の特徴である「多様性」と関連するようなところは、19 ページの基本理念「アートで編む」の説明文を今回変更しましたので、その内容が近くなっていると考えています。

野中会長 : それ以外、何かありますでしょうか。

田中秀夫委員 : 資料No.1-3の43 ページ以降のことなのですが、円グラフと、その説明の言葉の大きさが全然違います。全体的に書き直して欲しいです。それからグラフの色も一見で、すぐ判別できるかという、難しいので工夫をして欲しいです。

野中会長 : 今はエクセルで出したままの色味になっていると思うので、工夫してください。また、凡例を見ると、年齢別も商業別も地区別も9項目なので、同じように右凡例にすれば同じ大きさになるはずですが、22 ページからの主な取り組み例の写真もサイズが大小あって、その辺りも私は気になっていたのですが、基本同じようにしていただいた方がいいと思うので、編集の際には注意していただければと思います。他いかがでしょうか。

小澤委員 : 全体的な施策を見ていて、これだけあるのかと、すごく感心して見ていたのですが、これの評価についてお聞きしたいです。専門的な知見を持った人による評価というのは行わないのですか。

野中会長 : 評価については資料No.1-3の38 ページから39 ページに進行管理と評価というのがあり、そこに記載されている対応方法かと思ったのですが、その辺り事務局のお考えはいかがでしょう。

事務局 : つくば市内のそれぞれの部署に関連する事業や取り組みなどは、関係部署で実績の記載や自己評価をしていただき、全体をまとめたものを審議会で諮らせていただき、審議会で出た御意見を、また関係各課にフィードバックするという形で考えています。

小澤委員 : 審議会の委員は現場でイベントを見たりして、評価をするってことですか？それともこういう審議会の場で二次的に報告を受けてよかったですねとか悪かったですねとかの話をするのでしょうか。

事務局 : 今考えているのは、一つ一つのイベントの評価ではなく、市でまとめた実績評価を二次的にみていただくことを考えていますので、一つ一つのイベントを評価できる材料としてはそれぞれのイベントごとのアンケート結果になると思っています。

小澤委員 : それは市民の人たちによるものですよね。市民の人たちの評価と、プロが見た評価って、見るポイントが違うので。つくば市がどこを目指すかにもよるのですが、毎年決まったイベントを実施して、市民の方々が経験してもらえばそれでいいと思うのか、それとも、「アートで編む」をかかげてイベントのクオリティーと市民の意識を上げていきたいのかっていうその分かれ道だと思います。どちらでいくかというのは検討して欲しいです。

事務局 : 今、小澤委員から御意見いただきまして、まさに今後配置する予定のコーディネーターの方に評価をしていただくのも一つかと考えました。目標としてコーディネーターの配置を考えていますので、その専門的な知識を持った方に、

ここに書いてある事業をできるだけ見に行っていて、アドバイスをいただくような。つくば市の文化芸術振興の方針が見えてくると、それぞれのイベントに文化芸術がどうかかわっていくかも見えてくると思っています。

小澤委員 : アドバイスじゃないのですが、他の自治体の文化芸術施策を見学なさるといいのではないかと思っていまして、今ちょうど群馬県で中之条ビエンナーレが開催されていて、これは芸術ボランティアの手作りの芸術祭から始まったのですが、最初は誰も見向きもしなかったのが、少しずつ中之条町の自治体に関わりながら内容を上げていって、今では結構注目されるものになってきた。他にも色々ありますが、そういう育っていく芸術祭になっているというのは、一つ参考になるのではないかとお伝えしておきます。

野中会長 : ありがとうございます。事務局でも情報収集していただいて参考になさっていくのがよいと思います。他よろしいでしょうか。本日いただいた御意見を基にして多少修正加筆等もあるかと思うのですが、パブリックコメントの前に一度委員の方々に見ていただくような手続きになるかと思しますので、よろしく願いをいたします。

それでは議事を進めさせていただきます。

続きまして報告事項の内容確認を行いたいと思います。それでは事務局の方から御説明いただきたいと思います。

<資料2について事務局より説明>

野中会長 : この件に関して委員の皆様から御質問等ありますか。

宇津野委員 : 計画が決まって参りましたので、これからは実施の方に

移ってくると思います。それに伴って創造拠点の改修という大きな予算で、重点政策の一つと私は思っております。それでちょっとお聞きしたい点は、この基本設計と実施設計とありますが、学校の基本設計とか実施設計と同様に、校舎のそういったハードの面ということによろしいですか。ソフト面のプロデューサーとかの配置とか、そういったのはまた別なのでしょうか。

事務局 : 今回は施設の設計になりますので、ハード面のことです。ソフト面は、今後別に検討いたします。

野中会長 : 改修の内容は良いものになりそうですか？

事務局 : 今回の参加表明の前に田水山小を見学に来てくださった業者の方が、見学しながらそれぞれの発想をお話されてきましたので、プロポーザル提案のプレゼンテーションの内容を楽しみにしているところです。また、前回の審議会でアンケートを実施することを情報共有しましたが、実施して集まった御意見を見ると、スタジオや野外ステージの利用希望があり、屋内のステージの要望もありました。そういうアンケート結果の内容は、まだ少数しか集まっていないので、再度アンケートをとっていく必要は感じていますが、そういう御意見も参考にしながら進めたいと思っています。

小澤委員 : 設計のどこかのタイミングで、使い手の意見とか考えが反映されることってあるのでしょうか。美術館を作るときなどに建築家が好きなように建ててしまうと、後でアーティストとかキュレーターが入ったときに使いにくい壁だったりすることが実際あったのですが、そういうことがない

ように、事前に専門家が入って使い方とか設計に意見を反映させるタイミングがあるといいなと思っていました。

野中会長 : その辺り留意して今後進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。他、意見がないようでしたら、以上で議事を終了とさせていただきます。進行事務局にお返しいたします。

3 その他

<矢口文化芸術課長から現在の文化芸術審議会の任期が9月28日で任期満了になること、今後次期審議会委員を再編する由説明。>

<第4回審議会は、基本計画（第2期）のパブリックコメントを実施した後、新委員により令和6年（2024年）3月中旬頃に開催予定>

4 閉会

<矢口文化芸術課長より閉会の宣言>

令和5年度 第3回つくば市文化芸術審議会 次第

日時 令和5年(2023年)9月19日(火)

午後1時30分から

場所 つくば市役所2階 会議室203

1 開会

2 議事

審議事項

諮問第1号 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について

報告事項

5-6 つくば市文化芸術創造拠点基本・実施設計業務委託
公募型プロポーザルの参加申込状況について

3 その他

4 閉会

配布資料

資料No. 1-1 「第1期計画の振り返り」についての修正等について

資料No. 1-2 施策体系の変更について

資料No. 1-3 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)(案)」

資料No. 2 5-6 つくば市文化芸術創造拠点基本・実施設計業務委託
公募型プロポーザルの参加申込状況について

第1期計画の振り返り(各課からの修正点)

資料No. 1-1

ページ番号	項目名	現在の内容	修正・改善点
3	1.3計画の位置づけ	図 「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の位置付け	令和2年3月定例会で「つくば市未来構想の変更について」の議案が議決され、SDGsの理念を反映した「つくば市未来構想」の改定を行ったため、図から以下の方針・計画を削除 持続可能都市ビジョン、第2期つくば市SDGs未来都市計画
10	主な事業	・小田城跡保存 ・金田官衙遺跡	・史跡の保存・活用
10	主な事業		・平沢官衙遺跡の再整備
10	主な事業	国際交流フェア等の開催	国際交流フェア、オンラインによる料理・文化紹介等の実施
10	主な事業	外国語広報誌	外国語広報紙
10	主な事業	ゲルノーブル屋外映画祭	ゲルノーブル屋外短編映画祭
10	主な事業	音楽家派遣	削除
10	主な事業	来市に対しての日本文化体験	海外からの訪問団に対しての日本文化体験プログラム 等
10	主な事業	工芸品の出展	削除
11	課題	※平沢官衙遺跡再整備事業の推進が必要	削除
11	成果	外国語広報誌	外国語広報紙
11	成果	連携を実施	連携して実施
11 17	課題	・姉妹都市提携を活用したグローバル展開が必要	「グローバル展開」の具体的なイメージがわからないため、姉妹都市提携を活用した現行の取組を想定すると、「 姉妹都市等海外都市との連携を活用し、世界に向けたつくばの魅力発信が必要 」等に修正
12	主な事業	・つくば美術館	・茨城県つくば美術館
12	主な事業	・つくば市屋外広告物条例に基づく許可 ・アートセッションの実施	・アートセッションの実施 ・つくば市屋外広告物条例に基づく許可 ・景観法に基づく届出の審査
13	成果	・自然を生かしたアートセッションの実施 ・つくば市屋外広告物条例の適正な運用と周知 ・無秩序な広告物の防止 ・街並み景観、道路沿道景観、都市景観等の維持保全	・自然を生かしたアートセッションの実施 ・つくば市屋外広告物条例の適正な運用による無秩序な広告物の掲出の防止及び街並み景観、道路沿道景観、都市景観等の維持保全 ・景観形成基準に基づく規制誘導による良好な景観の維持・形成
17	基本的方向② 本文	つくば市には、古くから続く集落や街並み、筑波研究学園都市の核となる研究学園地区、 <u>開発シンボルであるつくばセンター地区</u> などがあり、	下線部はあまり目にしたことがない表現のため、つくばセンター地区に
17	基本的方向③ 新しい文化を創出するまち「つくば」	・市内研究所との連携が必要	・市の文化振興事業への協力に対して、研究者・研究機関等への理解浸透の努力が必要
17	基本的方向③ 新しい文化を創出するまち「つくば」	つくば市は、既存の資源にとらわれず、未来を模索する科学やスタートアップ産業に力を入れています。	つくば市は、既存の資源にとらわれず、未来を模索する科学やスタートアップの創出及び成長支援産業に力を入れています。
全体		表現のバラつき（科学、科学技術）	科学技術 で統一
全体		表現のバラつき（研究所、研究機関）	研究機関 で統一

基本理念	方針・戦略・施策	変更後
アートで編む	1 文化芸術に親しむまち	
	(1) 文化芸術に接する機会の拡充	
	・鑑賞・体験機会の拡充	
	・表現・実践する機会の拡充	
	・子どもたちが優れた文化芸術に触れることができる機会の拡充	
	(2) 文化芸術を担う人材の育成	
	・市内で活動する芸術家への支援と指導者の育成	
	・各種文化芸術を担う人材育成事業の推進	
	・文化芸術活動ボランティアの育成	
	2 多様性を尊重するまち	
	(1) すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	
	・性別、年齢、障害の有無や国籍にかかわらず活動できる環境づくり	
	・多様なニーズに合わせたサービスの充実	
	(2) 多文化共生による文化芸術の振興	
	(2) 文化芸術を通じた多文化共生・国際交流の促進	
	・世界の様々な国と国際的な文化交流を図るグローバル展開	・多様な国籍の住民がともに文化芸術に親しみ、異文化理解を深める機会の創出
	・国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の確立	・国際色豊かな魅力ある文化芸術事業の促進
	3 地域の風土をまもり、いかすまち	
	(1) 自然との共生による文化芸術の振興	
	・自然環境との共生を図る事業の充実	
・自然と共存する都市景観の創出		
(2) 地域に根付いた伝統の継承・発展		
・つくば市文化財保存活用計画の推進		
・文化資源活用事業の充実		
4 創造的で活力あるまち		
(1) 科学と融合した文化芸術の振興		
(1) 科学技術と融合した文化芸術の振興		
・デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進		
(2) 文化芸術によるイノベーションの創出		
・他分野連携による地域活性化		
・食や生活文化等、文化観光の推進		
5 持続可能な文化コミュニティを実現するまち		
(1) プラットフォームの形成		
・多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成		
・文化芸術創造拠点の形成・整備		
・様々な主体とのネットワークの構築		
・文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築		
(2) 文化施設の整備と活用		
・市立文化施設の整備と活用		
・市内文化施設や公共空間の活用		
(3) 文化芸術情報の活用		
・文化芸術活動情報の収集・提供		
・つくば発の文化芸術のアーカイブの拡充		



つくば市

文化芸術推進

基本計画（第2期）

（案）

令和6年(2024年)3月

〔対象期間〕

令和6年度(2024年度)から

令和10年度(2028年度)まで



これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

はじめに

令和6年（2024年）3月

つくば市長 五十嵐立青

目次

1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）について	1
1.1. 計画策定の目的	1
1.2. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）における対象の定義	2
1.3. 計画の位置付け	3
1.4. 計画期間	3
2. 文化芸術を取り巻く現状と課題	4
2.1. 文化芸術に関する社会状況の変化	4
2.2. これまでの取組と第1期計画の振り返り	9
2.3. 市民アンケート等からみる文化芸術を取り巻く現状	14
2.4. 文化芸術を推進する上での課題	16
3. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）の体系	19
3.1. 基本理念	19
3.2. 方針	20
4. 文化芸術の振興に向けた取組内容	21
4.1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）施策の体系	21
4.2. 方針① 文化芸術に親しむまち	22
4.3. 方針② 多様性を尊重するまち	25
4.4. 方針③ 日本の伝統と地域の風土をまもり、いかすまち	27
4.5. 方針④ 創造的で活力あるまち	29
4.6. 方針⑤ 持続可能な文化コミュニティを実現するまち	31
4.7. 基本目標と成果指標	35
4.8. 計画の実現に向けた連携・協働体制	36
5. 計画の進行管理・評価方法	38
5.1. 計画の進行管理	38
5.2. 評価・見直し方法	39
6. 資料編	40
6.1. つくば市文化芸術審議会	40
6.2. 文化芸術に関する市民意識調査報告書（概要版）	43
6.3. つくば市文化芸術基本条例	59

1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）について

1.1. 計画策定の目的

平成29年（2017年）6月に国の文化芸術基本法が改正され、平成30年（2018年）3月に「文化芸術推進基本計画（第1期）」が閣議決定し、地方公共団体でも計画を策定していく努力目標が定められました。

それを受けて、つくば市は、世界に誇れる、個性あるつくばの文化芸術の創造を推進するために、「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」を平成31年（2019年）3月に策定しました。同計画では、本市に揃う1本1本の素晴らしい糸を連携させ、「まち」という大きな布を織り上げるという思いから、「アートで編む」を基本理念に掲げて、5つの基本的方向と11からなる基本施策を設定しました。

しかし、同計画期間には、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大したことで、文化芸術イベントの中止や延期、規模縮小、人々の行動自粛により、文化芸術活動に関わる機会が減少しました。これにより市内の文化芸術活動は非常に甚大な影響を受けました。

新型コロナウイルス感染症の影響が収束しつつある中、国は令和5年（2023年）3月に「文化芸術推進基本計画（第2期）」を閣議決定しました。ここでは、第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5年度～令和9年度）において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しています。

つくば市においても、「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」が最終年度を迎えたことから、国の「文化芸術推進基本計画（第2期）」や、文化芸術を取り巻く環境の変化、令和4年（2022年）12月から令和5年（2023年）1月に実施した「文化芸術に関する市民意識調査」を踏まえて、令和6年（2024年）3月に「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定することとしました。

1.2. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）における対象の定義

1.2.1. 市が振興する文化芸術の定義

文化芸術基本法及び市の地域特性を踏まえ、本計画では以下の分野を「文化芸術」の対象範囲とします。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能
芸能（伝統芸能を除く）	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術

※文化財については、主として「つくば市文化財保存活用計画」に基づき推進していきます。

1.2.2. 本計画とSDGsの関係性

平成27年度（2015年度）に国連本部で開催された第70回国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダには、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development GOALS）として、世界で達成すべき17の目標と169のターゲットが掲げられています。

こうした中、つくば市は平成30年（2018年）2月にSDGsに基づき「持続可能都市ビジョン」を公表し、同年9月には「つくば市SDGs未来都市計画」を策定しました。本基本計画に基づき更なる文化芸術の振興を図ることは、SDGs（持続可能な開発目標）の以下の項目の達成に寄与します。

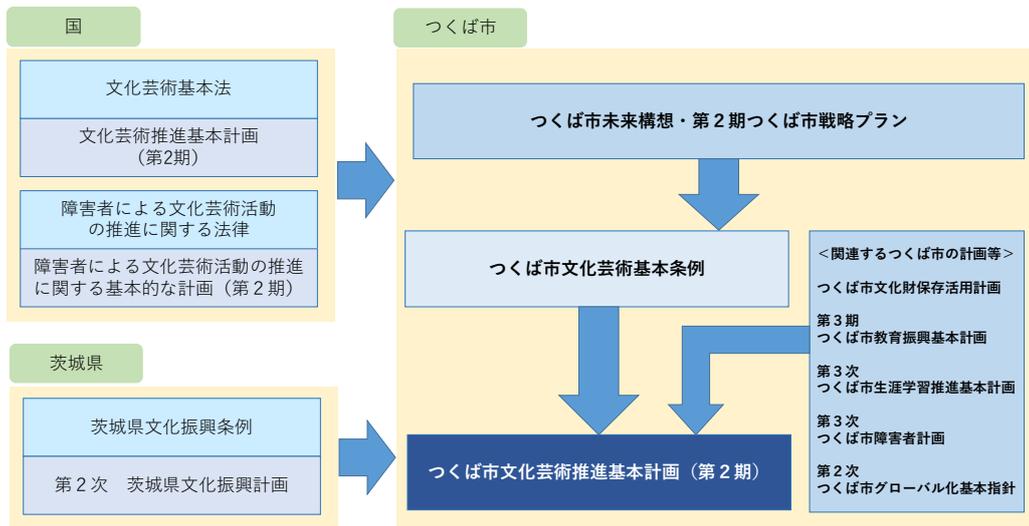
本計画と関係するSDGs



1.3. 計画の位置付け

本計画は、「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」に即して定め、本市の既存関連計画及び国や茨城県等の法令、条例等や計画との整合性に配慮しながら策定しています。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の位置付け



1.4. 計画期間

「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」は、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5か年の計画として策定されました。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」は、令和5年度（2023年度）を策定期間としており、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和10年度（2028年度）を最終年度とする5か年計画とします。

※策定期間とした令和5年度は、引き続き第1期計画に基づき進めていきます。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の計画期間



2. 文化芸術を取り巻く現状と課題

2.1. 文化芸術に関する社会状況の変化

2.1.1. 国の動向

(1) 文化芸術推進基本計画（第2期）

国は、平成30年（2018年）3月、文化芸術基本法に基づき「文化芸術推進基本計画（第1期）」を策定しました。計画期間中の文化芸術を取り巻く状況の変化や成果と課題を踏まえ、令和5年（2023年）3月に「文化芸術推進基本計画（第2期）」を閣議決定しました。

「文化芸術推進基本計画（第2期）」の中では、中長期目標と重点取組、計画推進のために必要な取り組みを定めています。

中長期目標は、新型コロナウイルス感染症の影響により第1期基本計画の目標が中長期的な視点で設定されていることや、達成に至っていないことを踏まえて、第1期の4つの目標を基本的に踏襲されています。

国の文化芸術推進基本計画（第2期）の概要

計画名	文化芸術推進基本計画（第2期）
策定年月	令和5年（2023年）年3月
計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
目的・趣旨	同計画内容では、第1期の4つの目標を「中長期目標」として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5年度（2023年）～令和9年度（2027年））において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しているとともに、第2期計画推進のために必要な取組を3つ定めている。

中長期目標

- | | |
|---------|------------------------------|
| 中長期目標 1 | 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供 |
| 中長期目標 2 | 創造的で活力ある社会の形成 |
| 中長期目標 3 | 心豊かで多様性のある社会の形成 |
| 中長期目標 4 | 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成 |

重点取組

- | | |
|--------|----------------------|
| 重点取組 1 | ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進 |
| 重点取組 2 | 文化資源の保存と活用の一層の促進 |
| 重点取組 3 | 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成 |
| 重点取組 4 | 多様性を尊重した文化芸術の振興 |
| 重点取組 5 | 文化芸術のグローバル展開の加速 |
| 重点取組 6 | 文化芸術を通じた地方創生の推進 |
| 重点取組 7 | デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 |

第2期計画推進のために必要な取り組み

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 必要な取組 1 | 社会課題に適時的確に対応するための政策形成・評価と体制構築 |
| 必要な取組 2 | 第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開 |
| 必要な取組 3 | 国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興 |

(2) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）

国は、令和5年（2023年）3月に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、第1期における取組の成果や課題等を踏まえ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」を策定しました。第2期計画では、障害者文化芸術推進法に規定する3つの基本理念を基本的な視点と定めて具体的な施策に取り組みます。同時に、第2期計画において目指す姿（目標）を明記しました。

障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）の概要

計画名	障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）
策定年月	令和5年（2023年）3月
計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
目的・趣旨	障害者文化芸術推進法は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に制定された。 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」は、同法に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定された。計画では、基本的な方針や、政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策、その他必要な事項が定められている。

基本的な方針（視点）

基本的な方針1	障害者による文化芸術活動の幅広い促進
基本的な方針2	障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
基本的な方針3	地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

第2期計画において目指す姿（目標）

目指す姿1	障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開
目指す姿2	文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実
目指す姿3	地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築

2.1.2.茨城県の動向

(1) 第2次茨城県文化振興計画

茨城県は、令和4年（2022年）3月に、茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」を補完する計画として「茨城県文化振興計画」を策定しました。

令和4年度（2022年度）からは、「第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」の文化振興行政に関する内容をもって「第2次茨城県文化振興計画」に代えることとし、具体の施策の取組や進行管理を行うものとして、「アクションプラン」を策定しました。アクションプランでは、5つの基本的施策に基づき、具体的な取組を進めています。

第2次茨城県文化振興計画・アクションプランの概要

計画名	第2次茨城県文化振興計画・アクションプラン
策定年月	令和4年（2022年）3月
計画期間	令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）
目的・趣旨	本計画は、文化振興に関する総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱などを明示することにより、本県の文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「茨城県文化振興条例」に基づき策定された。

「第2次茨城県総合計画」の文化振興行政に関する内容

チャレンジⅢ：新しい人材育成

2. 政策14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

施策（1）生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術

- ③子どもの豊かな感性や創造性を育むため、優れた芸術を鑑賞し親しむ機会の充実を図るとともに、学校等における文化芸術活動を推進します。
- ④将来の文化を担う人材の育成と伝統文化の継承のため、必要となる資金及び人材の確保などを支援するとともに、県民等の作品を発表する場の提供などに取り組みます。
- ⑤県民が優れた文化芸術に触れる機会を確保するため、県立美術館・歴史館等の環境整備に取り組むほか、文化情報の一元化などにより、効率的・効果的な情報提供を推進します。

5つの基本的施策と各種施策（アクションプラン）

基本的施策		各種施策
1	人材の育成等	(1) 文化の担い手の育成及び確保 (2) 次世代を担う子どもたちの育成 (3) 文化に関する教育の充実
2	文化の振興	(1) 芸術の振興 (2) 伝統文化の継承及び発展 (3) 生活文化等の振興 (4) 文化を活用した地域づくり (5) 文化交流の促進
3	文化的資産の活用等	(1) 文化的資産の活用 (2) 文化財の保存等 (3) 公共の建物等の建築に当たっての配慮
4	文化活動の充実	(1) 県民の文化活動の充実 (2) 高齢者、障害者等の文化活動の普及 (3) 青少年の文化活動の普及
5	文化活動の支援体制の充実等	(1) 文化情報の収集及び提供 (2) 推進体制の整備 (3) 文化施設の機能の充実 (4) 地域における文化活動の支援 (5) 財政上の措置 (6) 顕彰

2.2. これまでの取組と第1期計画の振り返り

2.2.1. これまでの取組

つくば市文化芸術基本条例

つくば市は、平成16年（2004年）に「つくば市文化芸術基本条例」を策定しました。平成31年（2019年）に、文化芸術基本法第7条の2の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画を定める条例改正を行いました。

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）の概要

計画名	つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）
策定年月	平成31年（2019年）年3月
計画期間	平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）
基本理念	基本理念「アートで編む」 文化芸術によって、1本1本の素晴らしい糸を連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期） 基本的方向と基本施策

基本理念	基本的方向	基本施策
アートで編む	① 文化芸術を創造するまち「つくば」	1 文化芸術に接する機会の拡充 2 すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり 3 文化芸術に資する人材の育成と活用
	② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	4 地域に根付いた伝統の継承・発展 5 多文化共生による文化芸術の振興
	③ 新しい文化を創出するまち「つくば」	6 科学と融合した文化芸術の振興 7 文化芸術によるイノベーションの創出
	④ 自然が感性を培うまち「つくば」	8 自然との共生による文化芸術の振興
	⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」	9 プラットフォームの形成 10 文化施設の整備と活用 11 文化芸術情報の収集と提供

2.2.2. 第1期計画の振り返り

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）の計画期間当初及び終末期には、基本的方向に掲げた目標の一定の進捗が見られたものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、進捗が芳しくない、評価することが適切ではないといった状況であり、課題が残りました。また、このような社会情勢の変化から新たな課題も生まれました。

以下では、施策の体系に沿って成果と課題を整理しました。

基本理念	基本的方向	基本施策・成果指標	主要施策	主な事業
アートで編む	① 文化芸術を創造するまち「つくば」	文化芸術に接する機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 鑑賞機会の充実 鑑賞者向けワークショップの充実 市民参加型事業の充実と多様化 市民主体の文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> つくば市文化芸術振興事業 文化芸術関連ワークショップ 市民文化祭 つくば国際音楽祭 つくばで第九 つくばショートムービーコンペティション メディアアート・フェスティバル等の開催
		すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒等の文化芸術体験活動の推進 児童、生徒等の文化芸術鑑賞活動の推進 世代に合わせた付加サービスの充実 文化芸術による障害者等の生活の質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 財団によるアウトリーチ事業 夏休みアート・デイキャンプ アート探検隊 芸術鑑賞会 豊かな心育成事業 劇団四季による無料招待公演 学生割引公演 ひとり親家庭の招待講演 チャレンジアートフェスティバル等の開催
		文化芸術に資する人材の育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成 各種文化芸術を担う人材育成事業の推進 (仮称)つくば文化芸術賞の設置 文化芸術振興功労賞等の創設 文化芸術活動ボランティアの育成 	<ul style="list-style-type: none"> アーティスト支援事業（アートリサーチ・ラボ等の実施） サポーター会員 公演ボランティア等の育成
	② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	地域に根付いた伝統の継承・発展	<ul style="list-style-type: none"> 文化財等の保存と有効活用 郷土の伝統文化、芸能の保護・継承 文化資源活用事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 各種文化財・埋蔵文化財の調査・保存 史跡の保存・活用 文化財維持管理 巡回企画展・文化財イベントの開催 学校での伝統文化教育 文化財サポーターの育成 民有文化財の補助 さくら民家園の活用 まつりつくばの開催 平沢官衙遺跡の再整備等
		多文化共生による文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> 在住外国人や姉妹都市を通しての異文化理解と多文化共生社会の促進 多言語による情報提供 国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の確立 つくばの多様な魅力の世界への発信 アーティスト・イン・レジデンスの促進 	<ul style="list-style-type: none"> 国際理解講座、世界お茶のみ話、国際交流フェア、オンラインによる料理・文化紹介等の実施 多言語による外国語広報紙発行 姉妹都市・友好都市等との連携（グルノーブル屋外短編映画祭への出品、海外からの訪問団に対しての日本文化体験プログラム等） 文化芸術アーカイブ アートチャンネルやInstagramの運用

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを通じたオンライン配信 ・代替事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化に応じた、持続可能な文化芸術の推進が必要 ・子ども達の作品発表の場や体験教室等の参加型イベントの増加が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な芸術活動を実施したことにより、児童生徒の豊かな情操を育成 ・児童生徒の交流を促進 ・障害者(児)の意欲向上と社会参加の促進 ・障害者理解の推進 ・代替事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代に合わせた付加サービスの強化が必要 ・文化芸術による障害者等の生活の質の向上支援強化が必要 ・子育て世代が参加しやすい文化芸術公演の増加が必要 ・障害者等の文化芸術に触れる機会の拡大が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術に関わる市民の増加 (サポーター会員、公演ボランティア等) ・市内アーティスト育成支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成の推進が必要 ・多様な文化芸術活動を担う人材育成事業の強化が必要 ・文化芸術活動ボランティアの育成が必要 ・文化芸術団体等への活動支援の強化が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存 ・調査結果から得られた歴史資料を活用し、展示や講座、イベントを実施したことにより、市民が歴史に触れる機会を提供 ・市指定無形民俗文化財の活動へ補助金を交付 ・さくら民家園を一般開放し、伝統的な農家住宅を知る機会、憩いの場を提供 ・代替イベントの開催により、市内の物産品をPRし、経済活動を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化資源活用事業の強化が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインにより事業を実施 ・手法を工夫した異文化理解への事業実施 ・外国語広報紙の発行部数が増加 ・姉妹都市・友好都市等と連携して実施 ・文化芸術アーカイブ等から発信強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・異文化理解と多文化共生社会を促進する事業の強化が必要 ・国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の推進が必要 ・アーティスト・イン・レジデンスの実施が必要 ・市役所内の連携強化が必要 ・外国語広報紙等の周知活動の強化が必要 ・姉妹都市等海外都市との連携を活用し、世界に向けたつくばの魅力発信が必要

基本理念	基本的方向	基本施策・成果指標	主要施策	主な事業
ア ー ト で 編 む	③ 新しい文化を 創出するまち 「つくば」	科学と融合した文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな文化芸術の推進 ・新たな文化芸術関連ワークショップの充実 ・つくば発の新たな文化芸術を創造する芸術家への支援強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイエンス・ハッカソンでのコーディネート ・メディアアート・フェスティバルの開催 ・ショートムービー・コンペティションの開催
		文化芸術によるイノベーションの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との連携による文化芸術の発展 ・クリエイティブ産業による人材育成及び地域の活性化 ・食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進 ・スポーツ文化による地域の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ事業アクセラレーションプログラムの実施 ・周遊観光推進事業(旧フットパスの発行) ・つくばコレクションの認定 ・「つくば市、(株)つくば電気通信及びデジタルハリウッド(株)によるIT・クリエイティブ産業の活性化に関する連携協定」に基づくIT・クリエイティブ産業の人材育成、クリエイティブ産業の製品・サービスの社会実装支援 ・スポーツ教室やつくばマラソン等スポーツ大会の開催
	④ 自然が感性を 培うまち「つくば」	自然との共生による文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境との共存を図る事業の充実 ・自然と共存する都市景観の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・アートセッションの実施 ・つくば市屋外広告物条例に基づく許可 ・景観法に基づく届出の審査
		プラットフォームの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成 ・文化芸術創造拠点の形成 ・つくば発の文化芸術のアーカイブの構築 ・市、教育委員会(学校含む)、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等とのネットワークの構築 ・文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧田水山小学校を活用した文化芸術創造拠点の形成 ・筑波大と財団との連携事業(アート・デイキャンプ、小学校でアウトリーチの実施) ・文化芸術活動の支援を実施 ・ノバホール・つくばカピオのアーカイブ運用 ・つくばアートチャンネルアーカイブを運用
		文化施設の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市の文化施設の整備と活用 ・県の文化施設、大学関連施設及び市内の民間施設等との連携強化 ・公共空間の活用によるにぎわい創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館の活用 ・茨城県つくば美術館との連携 ・公園やベデストリアンデッキ・広場の活用(つくばペデカフェプロジェクト等)
⑤ 文化芸術を実 践するまち「つくば」	文化芸術情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市内の文化芸術活動情報の収集 ・ケーブルテレビ、地域情報誌等の有効活用 ・市の広報媒体の有効活用 ・ソーシャルネットワークサービスの有効活用 ・つくば市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙(かわら版含む)の発行 ・市公式HP・SNSの運用 ・ACCS・常陽リビング・新聞広告等の活用 ・つくばアートチャンネルの運用 ・情報紙「芸文つくば」の発行 	

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・サイエンス・ハッカソンによる作品展示により、G20担当大臣会合の機運醸成に貢献 ・つくばの魅力の新たな発信方法の確立 ・事業継続による認知度の向上を通じて、来場者が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア芸術など、新たな文化芸術のワークショップの増加が必要 ・つくば発の新たな文化芸術を創造する芸術家への支援が必要 ・市の文化振興事業への協力に対して、研究者・研究機関等への理解浸透の努力が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップの事業の拡大 ・クリエイティブ人材と研究者の出会いの場を構築 ・新たなエンターテインメントの体験機会の創出 ・つくばコレクション認証による販路拡大 ・文化芸術分野を含めたスタートアップ支援 ・旧フットパスによる誘客実施 ・コロナ禍でのスポーツ教室開催 ・オンラインによるつくばマラソンの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との連携強化が必要 ・クリエイティブ産業による人材育成と地域活性化が必要 ・食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進強化が必要 ・観光事業との連携強化が必要 ・新たなコンテンツを開発することにより、周遊観光事業の推進など、文化芸術を活用した地域の活性化の促進が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・自然を生かしたアートセッションの実施 ・つくば市屋外広告物条例の適正な運用による無秩序な広告物の掲出の防止及び街並み景観、道路沿道景観、都市景観等の維持保全 ・景観形成基準に基づく規制誘導による良好な景観の維持・形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と共存・共生する文化芸術活動の推進が必要 ・筑波山を筆頭とするつくばの自然との共生を図る文化芸術事業の拡充が必要 ・環境保全に対する市民意識の向上が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術創造拠点の形成に向けた計画 ・市内の大学との連携事業の実施 ・アーカイヴを活用した事業や情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な資源を活用し、相互に結ぶコーディネート機能の構築が必要 ・文化芸術創造拠点基本計画に基づいた形成が必要 ・市、教育委員会(学校含む)、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等、様々な主体を相互に結び付けるソフト面でのプラットフォーム形成の実現が必要 ・文化芸術活動を行う個人や団体への新たな支援制度の設置が必要 ・文化芸術分野の専門職員の配置が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じてのイベントを実施 ・一部の事業を先送りしたが、多くの事業を実施 ・公共空間において地域団体等との連携イベントを実施し、街のにぎわいを創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設の整備や活用の推進が必要 ・文化芸術施設の老朽化に伴う計画的な改修、修繕が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、HP、SNSによる文化芸術情報を発信し、幅広い年齢層に対して情報発信 ・文化芸術に特化した「つくばアートチャンネル」による情報発信を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供の拡充が必要 ・わかりやすい情報発信の工夫が必要 ・文化芸術に関する広報の認知度向上が必要

2.3. 市民アンケート等からみる文化芸術を取り巻く現状

市は「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定するにあたり、文化芸術の推進に関する方針を再考し、改定するために令和4年度（2022年度）「文化芸術に関する市民意識調査」（市民アンケート）を実施しました（詳細は43ページ～58ページを参照）。以下では、本アンケートから市内の文化芸術の現状を確認します。

2.3.1. 市民の文化芸術との関わり方

（1）過去1年間の文化芸術の鑑賞・体験の有無・頻度

- ・過去1年間（令和3年12月～令和4年11月）における文化芸術の鑑賞・体験の状況をみると、「鑑賞・体験した」が7割弱となっています。（図表1）
- ・鑑賞・体験した市民の頻度をみると、「年に数回」が4割となった一方、「ほぼ毎日」が3割弱と二極化の傾向がみられます。（図表2）
- ・過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由をみると、「新型コロナウイルス感染症の影響で外出を自粛したから」が5割と最も多く、次いで「時間がないから」が4割弱となっています。（図表8）

（2）「自宅等」での文化芸術の鑑賞・体験状況

- ・市民が過去1年間に「自宅等」で鑑賞・体験した文化芸術分野をみると、「メディア芸術」が約8割と最も多く、次いで「芸術」、「芸能（伝統芸能を除く）」となっています。（図表3）
- ・過去1年間に「自宅等」で文化芸術を鑑賞・体験した市民のオンラインによる鑑賞・体験状況（無料または有料は問わない）をみると、「鑑賞・体験した」が7割弱となっています。（図表5）
- ・オンラインにより鑑賞・体験した内容をみると、「コンサート等の音楽イベント」が約7割と最も多く、次いで「美術館・博物館等の企画」、「歴史的な建物や遺跡」となっています。（図表6）

（3）「自宅等以外」での文化芸術の鑑賞・体験状況

- ・市民が過去1年間に「自宅等以外」で鑑賞・体験した文化芸術分野をみると、「芸術」が5割超と最も多く、次いで「メディア芸術」、「文化財」となっています。（図表4）
- ・過去1年間において自宅等以外で文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した施設をみると、「市内の映画館」が約3割と最も多く、次いで「東京都内の文化芸術施設」、「ノバホール」となっています。（図表7）

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後における文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化をみると、「減少した」が6割弱と最も多く、次いで「変化していない」が3割超、「増加した」が約1割となっています。（図表9）
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大前後で文化芸術の鑑賞・体験頻度が減少した理由をみると、「外出を自粛したから」が約9割と最も多く、次いで「文化芸術に係るイベントや催事が中止（延期）となったから」が約5割となっています。（図表10）

(5) 文化芸術に関する情報の入手方法

- ・文化芸術に関する情報の入手方法をみると、「つくば市の広報紙・ホームページ」が約6割と最も多く、次いで「地域情報誌（常陽リビングなど）」が4割弱、「チラシ、ポスター」と「SNS（フェイスブック、ツイッターなど）」が3割超となっています。（図表12）

2.3.2.市の文化芸術に関する取り組みへの評価・期待

(1) つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度

- ・つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度を「満足評価（「満足」と「どちらかといえば満足」の合計）」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が最も多く、次いで「科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術」、「文化芸術を担う個人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワーク」、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」となっています。（図表11）

(2) つくば市の文化芸術に関する取り組みにおける今後の重要度

- ・つくば市の文化芸術に関する取り組みにおける今後の重要度を「重要評価（「重要」と「どちらかといえば重要」の合計）」をみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が9割と最も多く、次いで「文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統の継承・発展」、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」となっています（図表14）。

(3) 今後のつくば市の文化芸術に期待すること

- ・つくば市の文化芸術に今後期待することは、「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が最も多く、次いで「プロのアーティストとの触れ合う機会の提供」、「周辺地区にある施設について、設備・運営の充実を図ることによる利活用の促進」となっています（図表13）。

2.4. 文化芸術を推進する上での課題

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）の振り返りや令和4年度に実施した市民意識調査の結果から、基本的方向ごとの課題を以下のA、B、Cに分類して整理しました。

- A：第1期主要施策からの課題 } 第1期からの振り返り P10～P13 参照
B：主要施策担当課からの課題 }
C：文化芸術に関する市民意識調査結果からの課題 P43～P58参照

基本的方向① 文化芸術を創造するまち「つくば」

市民が生活の一部として文化芸術に親しめるように、誰もが身近に文化芸術に触れることができ、また、自ら参加することができるような環境整備を進めてきました。

さらに、文化芸術の創造・発展・継承に向けて、各種団体や人材の育成支援などを展開することで「文化芸術を創造するまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	<ul style="list-style-type: none">・世代に合わせた付加サービスの強化が必要・文化芸術による障害者等の生活の質の向上支援強化が必要・つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成の推進が必要・多様な文化芸術活動を担う人材育成事業の強化が必要・文化芸術活動ボランティアの育成が必要
B	<ul style="list-style-type: none">・社会情勢の変化に応じた、持続可能な文化芸術の推進が必要・子ども達の作品発表の場や体験教室等の参加型イベントの増加が必要・子育て世代が参加しやすい文化芸術公演の増加が必要・障害者等の文化芸術に触れる機会の拡大が必要・文化芸術団体等への活動支援の強化が必要
C	<ul style="list-style-type: none">・すべての人にとって文化芸術が身近となるような環境の整備が必要・芸術家や指導者など文化芸術を担う人材の育成や活用が必要・優れた文化芸術公演を鑑賞する機会の拡大が必要・プロのアーティストと触れ合う機会の拡大が必要・鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会が必要

基本的方向② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」

つくば市には、古くから続く集落や街並み、筑波研究学園都市の核となる研究学園地区、つくばセンター地区などがあり、それぞれに特色のある歴史や文化があります。また、留学生をはじめ海外からの研究者やその家族など多くの外国人が居住しています。これら個性の伸長と融合を図り、「多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	<ul style="list-style-type: none">・文化資源活用事業の強化が必要・異文化理解と多文化共生社会を促進する事業の強化が必要・国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の推進が必要・アーティスト・イン・レジデンスの実施が必要
B	<ul style="list-style-type: none">・市役所内の連携の強化が必要・外国語広報紙等の周知活動の強化が必要・姉妹都市等との連携を活用し、世界に向けたつくばの魅力発信が必要
C	<ul style="list-style-type: none">・つくばの多様な魅力を発信する国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の増加が必要

※文化財については、主として「つくば市文化財保存活用計画」に基づき推進していきます。

基本的方向③ 新しい文化を創出するまち「つくば」

つくば市は、既存の資源にとらわれず、未来を模索する科学技術やスタートアップの創出及び成長支援に力を入れています。これらと文化芸術を融合、調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出す「新しい文化を創出するまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	<ul style="list-style-type: none">・メディア芸術など、新たな文化芸術のワークショップの増加が必要・つくば発の新たな文化芸術を創造する芸術家への支援が必要・民間企業との連携強化が必要・クリエイティブ産業による人材育成と地域活性化の推進が必要・食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進強化が必要
B	<ul style="list-style-type: none">・市の文化振興事業への協力に対して、研究者・研究機関等への理解浸透の努力が必要・観光事業との連携強化が必要・新たなコンテンツの開発による周遊観光事業の推進など、文化芸術を活用した地域の活性化が必要
C	<ul style="list-style-type: none">・市内の文化芸術情報を収集し、多様なメディアを通じた情報提供が必要・科学技術と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術の発信促進が必要

基本的方向④ 自然が感性を培うまち「つくば」

筑波山は広域にわたる住民の郷土文化の形成に深く関わってきました。また、豊かで美しい自然は、人々の感性を育ててきました。各種の市民活動や市の施策展開において、自然との調和、共生の視点を踏まえて、貴重な環境資源を守り、「自然が感性を培うまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	・自然環境と共存・共生する文化芸術活動の推進が必要
B	・筑波山を筆頭とするつくばの自然との共生を図る文化芸術事業の拡充が必要 ・環境保全に対する市民意識の向上が必要
C	・つくばの豊かで美しい自然と共存・共生した都市景観や文化芸術活動の機会の拡大が必要

基本的方向⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」

つくば発の文化芸術について、文化芸術施策を展開するプラットフォームの形成や文化施設の整備と活用、文化芸術情報の収集と提供などにより「文化芸術を実践するまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	・多様な資源を活用し、相互に結ぶコーディネート機能の構築が必要 ・文化芸術創造拠点基本計画に基づいた形成が必要 ・市、教育委員会（学校含む）、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等、様々な主体を相互に結び付けるソフト面でのプラットフォーム形成の実現が必要 ・文化芸術活動を行う個人や企業を対象にした新たな支援制度の設置が必要 ・文化施設の整備や活用の推進が必要 ・市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供の拡充が必要
B	・文化芸術分野の専門職員の配置が必要 ・文化芸術施設の老朽化に伴う計画的な改修、修繕が必要 ・わかりやすい情報発信の工夫が必要 ・文化芸術に関する広報の認知度向上が必要
C	・周辺地区にある施設の設備や運営方法の検討が必要

3. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）の体系

3.1. 基本理念

「アートで編む」

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）では、基本理念を「アートで編む」としました。

文化芸術は、豊かな人間性や創造性を育む役割を担うとともに、人々の心の繋がりを強め、多様性や活力を生み出す社会を形成する基盤となります。また、人々の日常に根差しており、生活を充実させることにも貢献しています。

私たちの生活は、令和2年（2020年）から始まった新型コロナウイルスの感染拡大により一変し、健康的な被害はもとより、行動様式の変容を迫られ、大きな困難や不安に直面しました。感染予防の観点から、人々の触れ合う機会や活動が奪われ、心理的な距離が生まれるなど、社会的なつながりが希薄化しました。文化芸術は、こうした大きな生活の変化の中で、人々に日々を生きる希望を与えるものとして、その価値が再認識されました。

近年の文化芸術は、観光などの産業やまちづくり、科学技術、国際交流、福祉など、異なる分野と結びつくことによって、様々な価値を創出し、地域の経済的な成長にも貢献しています。

さらに、文化芸術は、様々な背景を持つ人々が尊重しながら安心して生活できるように、人々の多様性を認め、包摂性を高めることで、持続可能な社会を創ることも期待されています。このような社会を実現することは、市民のウェルビーイング（※）の向上に繋がります。

つくば市は、これらのことを踏まえて、行政や市民、大学、研究機関などの異なる主体や立場、自然や科学技術、国際交流など市の多面的な魅力を、文化芸術により有機的に結びつけていくことを目指します。1本1本の素晴らしい糸（主体や魅力）を連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る思いを基本理念に込めました。

第1期計画で定めた基本理念は、中長期的な視点に立って設定しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により第1期に掲げた取り組みが道半ばである状況を踏まえて、第2期計画の基本理念も第1期計画と同様に「アートで編む」としました。

（※）「ウェルビーイング」とは、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを意味する包括的な概念

3.2.方針

基本理念「アートで編む」の実現に向けて、第1期の課題から施策の体系を見直し、以下の5つの方針（基本的方向）を設定しました。

方針① 文化芸術に親しむまち

文化芸術が市民の生活の一部となるよう、誰もが身近に文化芸術に触れることができ、自ら参加して創作できる環境を整備します。あわせて、市の文化芸術の創造・発展・継承に向けて、それを担う各種団体や人材の育成を行います。

方針② 多様性を尊重するまち

留学生や、海外からの研究者、その家族など多くの外国人が居住しているほか、他市町村からの移住による人口増加の過程にあるつくば市では、出身地、世代、性別、障害の有無、国籍の違いなどによる多様な個性が集まっています。これら個性を伸長し、互いに尊重しあえるよう、文化芸術を通じて支援します。

方針③ 日本の伝統と地域の風土をまもり、いかすまち

つくば市内には、日本固有の伝統や文化に関わる資産や活動が根付いています。また、筑波山などの豊かで美しい自然は、市民の感性や郷土文化の形成に深く関わっています。さらに、古くから続く集落や街並み、研究機関が多く立地する研究学園地区、つくば駅周辺のつくばセンター地区など、市内には各地域に特色のある歴史や文化があります。貴重な環境資源や特色ある文化を守り、時に活用しながら、次世代へ継承していきます。

方針④ 創造的で活力あるまち

市は、未来を模索する科学技術やスタートアップの振興に力を入れています。これらと文化芸術を融合、調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出し、地方創生や地域活性化を後押しします。

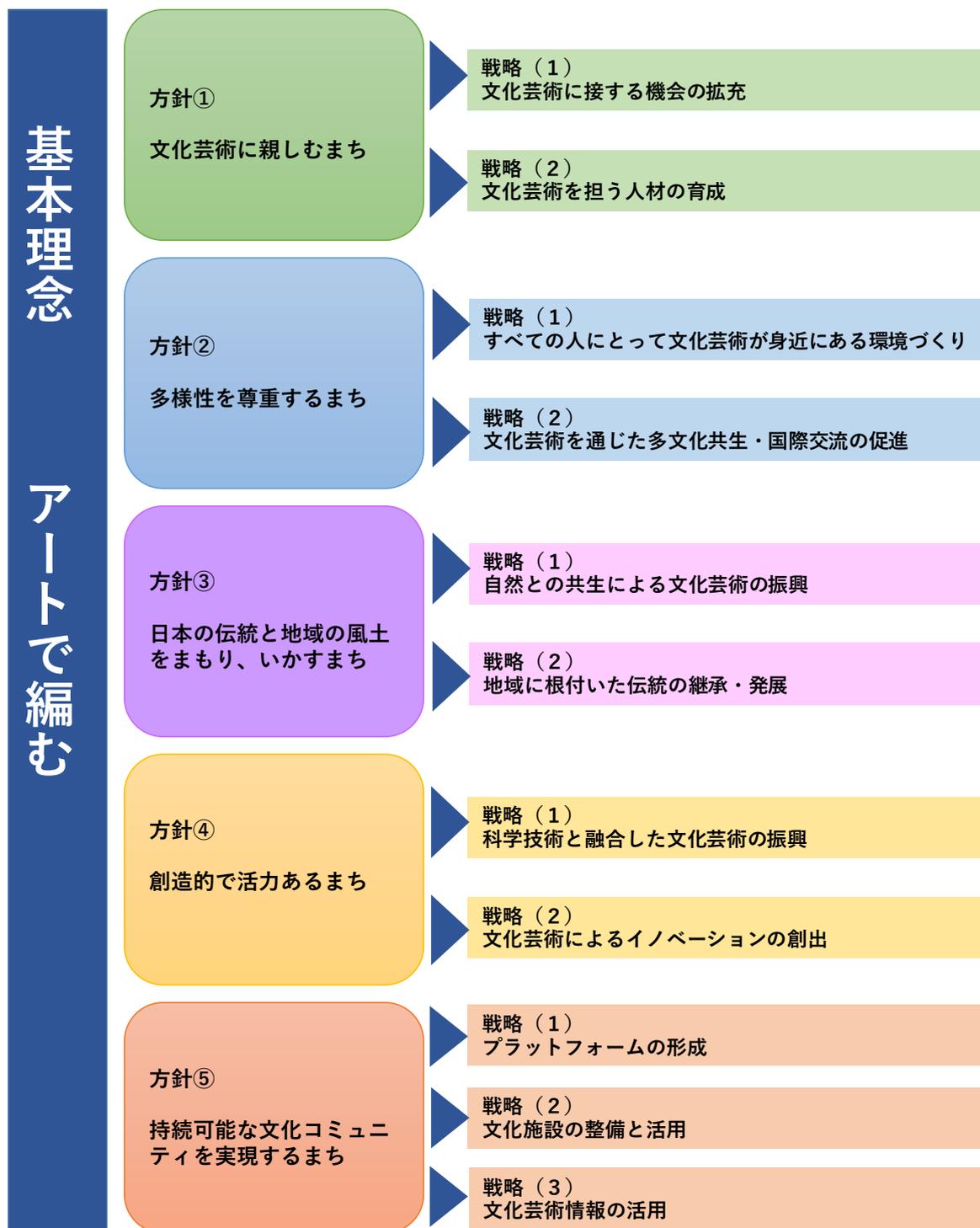
方針⑤ 持続可能な文化コミュニティを実現するまち

市の資源や個性を活かした魅力ある文化芸術を創造していくためのプラットフォームの形成や、文化芸術施設の整備を行うこと、また、市内の文化芸術情報の収集や発信を効果的に行うことで、文化芸術の活動環境を整えます。「アートで編む」を実現・継続していくための文化コミュニティを形成します。

4. 文化芸術の振興に向けた取組内容

4.1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）施策の体系

基本理念に基づき、文化芸術推進の施策体系として5つの方針（基本的方向）、11の戦略（基本施策）を以下のとおり設定します。



4.2.方針① 文化芸術に親しむまち

戦略1 文化芸術に接する機会の拡充

文化芸術が市民の生活の一部となるよう、文化芸術に触れる機会の拡充を図るほか、自ら創作できる環境整備を進めます。

施策（1）鑑賞・体験機会の拡充

主な取組例

- ・つくば市文化芸術振興事業
- ・つくば市民文化祭
- ・家庭教育推進事業
- ・地域交流センター講座
- ・公立保育所、幼稚園での鑑賞・体験活動

写真1



写真2



施策（2）表現・実践する機会の拡充

主な取組例

- ・つくば市文化協会の活動推進
- ・つくば市小中学校芸術展
- ・ノバホール音楽会
- ・チャレンジアートフェスティバル
- ・公立保育所、幼稚園での表現・実践活動

写真1



写真2



施策（3）こどもたちが優れた文化芸術に触れることができる機会の拡充

主な取組例

- ・おはなし会や学校訪問ブックトーク等
- ・豊かな心育成事業 劇団四季「こころの劇場」
- ・小中学校・義務教育学校への芸術家派遣
- ・公立保育所や幼稚園の所外保育、園外保育での芸術鑑賞

写真1



写真2



戦略2 文化芸術を担う人材の育成

市の文化芸術の創造・発展・継承に向けて、それを担う各種団体や人材の育成支援等を行います。

施策（1）市内で活動する芸術家への支援と指導者の育成

主な取組例

- ・芸術家向けワークショップ
- ・（公財）つくば文化振興財団活動支援事業
- ・公演・イベント等の後援

写真1



写真2



施策（２）各種文化芸術を担う人材育成事業の推進

主な取組例

- ・ 児童・生徒、学生向け文化芸術事業
- ・ アウトリーチ事業
- ・ 中高生への楽器クリニック
- ・ 文化芸術に関する保育者研修

写真 1



写真 2



施策（３）文化芸術活動ボランティアの育成

主な取組例

- ・ 公演・イベントボランティア
- ・ 市民文化祭等での地域ボランティア
- ・ ボランティア登録
- ・ 公立幼稚園での文化芸術活動ボランティア

写真 1



写真 2



4.3.方針② 多様性を尊重するまち

戦略1 すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり

年齢、国籍、障害の有無、経済的な事情または居住する地域等にかかわらず等しく、すべての人が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造し、この恩恵を受けられる環境づくりを行います。

施策（1）性別、年齢、障害の有無や国籍にかかわらず活動できる環境づくり

主な取組例

- ・ チャレンジアートフェスティバル
- ・ 地域交流センター活動団体登録
- ・ 男女共同参画セミナー

写真1



写真2



施策（2）多様なニーズに合わせたサービスの充実

主な取組例

- ・ いきいきサロン事業
- ・ フリー（無料）コンサート
- ・ 高齢者文化芸術鑑賞助成事業

写真1



写真2



戦略2 文化芸術を通じた多文化共生・国際交流の促進

多言語での情報提供や、国籍を越えた文化交流の機会を創出することで、地域における異文化理解と多文化共生を促進します。また、つくばとのつながりを通じて、海外の人々が日本・つくばの文化芸術に触れる機会を創出します。

施策（1）多様な国籍の住民がともに文化芸術に親しみ、異文化理解を深める機会の創出

主な取組例

- ・つくばフェスティバル（国際交流ステージ）
- ・世界お茶のみ話
- ・国際理解講座

写真1



写真2



施策（2）国際色豊かな魅力ある文化芸術事業の促進

主な取組例

- ・アーティスト・イン・レジデンス
- ・グルノーブル野外短編映画祭への出品
- ・海外アーティストの公演事業
- ・姉妹都市等との交流

写真1



写真2



4.4.方針③ 日本の伝統と地域の風土をまもり、いかすまち

戦略1 自然との共生による文化芸術の振興

筑波山を筆頭とするつくばの豊かで美しい自然と共生する文化芸術の振興を図り、自然環境をいかした文化芸術事業の充実や都市景観の創出を実現させます。

施策（1）自然環境との共生を図る事業の充実

主な取組例

- ・木育事業（木のおもちゃ広場事業）
- ・筑波山地域ジオパーク推進事業
- ・つくばジオミュージアム

写真1



写真2



施策（2）自然と共存する都市景観の創出

主な取組例

- ・みどりの基本計画の改定
- ・里山林整備推進事業
- ・つくば市屋外広告物条例に基づく許可
- ・景観法に基づく届出の審査

写真1



写真2



戦略2 地域に根付いた伝統の継承・発展

日本の伝統や文化はもちろんのこと、「つくば市文化財保存活用計画」に基づき、つくばに根付く歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存するほか、時に活用しながら、次世代へ継承していきます。

施策（1）つくば市文化財保存活用計画の推進

主な取組例

- ・ 調査事業（文化財や歴史の再調査及び整理、データベース化等）
- ・ 保存事業（平沢官衙遺跡再整備等）
- ・ 活用事業（金田官衙遺跡保存活用計画策定の検討等）

写真1



写真2



施策（2）文化資源活用事業の充実

主な取組例

- ・ 地域交流センター講座
- ・ 保育所や幼稚園等での日本文化と季節に関連した行事

写真1



写真2



4.5.方針④ 創造的で活力あるまち

戦略1 科学技術と融合した文化芸術の振興

市の強みである「科学技術」と文化芸術を融合させたメディア芸術を推進し、独自の文化芸術事業を確立します。

施策（1）デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

主な取組例

- ・つくばメディアアートフェスティバル
- ・つくばサイエンスハッカソン
- ・つくばショートムービーコンペティション



写真1

●●●●



写真2

●●●●

戦略2 文化芸術によるイノベーションの創出

市内の様々な産業や分野と文化芸術を融合、調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出すことで、地方創生や地域活性化を後押しします。

施策（1）他分野連携による地域活性化

主な取組例

- ・つくば駅周辺を中心とする公共空間の活用
- ・R8アイデアソン
- ・弱虫ペダルサイクリングチームとの連携協定

写真1



写真2



施策（2）食や生活文化等、文化観光の推進

主な取組例

- ・つくばコレクション認証制度の運用
- ・観光PR用動画作成、写真撮影
- ・フットパス事業

写真1



写真2

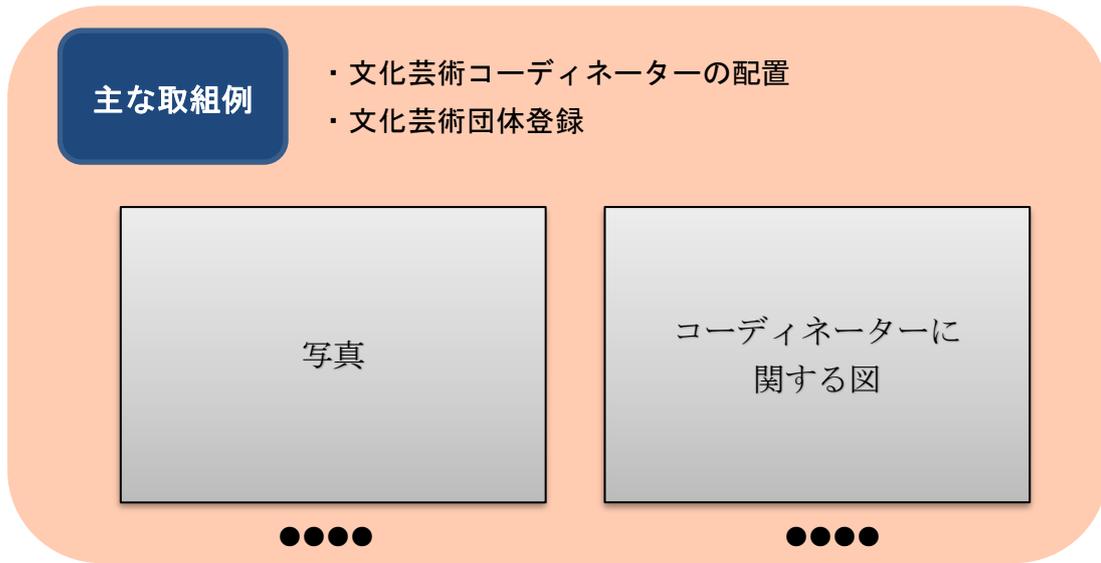


4.6.方針⑤ 持続可能な文化コミュニティを実現するまち

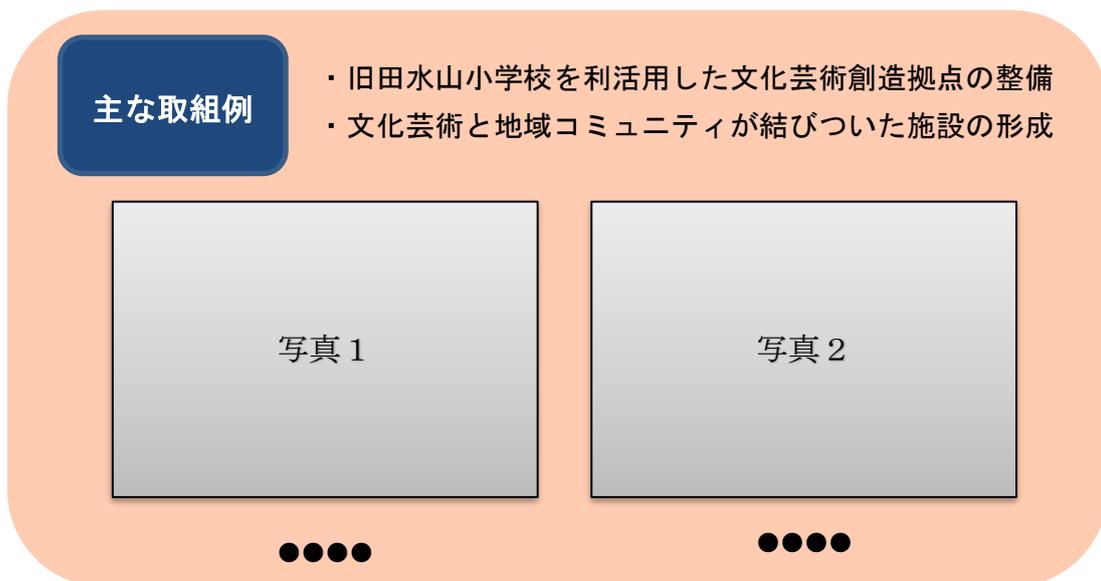
戦略1 プラットフォームの形成

市の資源や個性を活かした魅力ある文化芸術を創造していくため、多様な要素が連携・協働して文化芸術を推進できるプラットフォームを形成します。

施策（1）多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成



施策（2）文化芸術創造拠点の形成・整備



施策（3）様々な主体とのネットワーク構築

主な取組例

- ・夏休みアートマルシェ
- ・つくばショートムービーコンペディション
- ・つくばSDGsパートナーズ
- ・文化芸術審議会
- ・つくばメディアアートフェスティバル

写真1



写真2



施策（4）文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築

主な取組例

- ・アイラブつくばまちづくり補助事業
- ・つくばアートラボ等継続した支援制度

写真1



写真2



戦略2 文化施設の整備と活用

文化芸術の創造の場とともに、保存・継承、交流拠点など幅広い役割を果たしている文化施設の整備と活用を進めます。

施策（1）市立文化施設の整備と活用

主な取組例

- ・ノバホール、つくばカピオ
- ・中央公園 市民ギャラリー
- ・研究学園駅前公園 古民家「スタイル館」
- ・地域交流センター、市民ホール

写真1



写真2



施策（2）市内文化施設や公共空間の活用

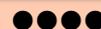
主な取組例

- ・茨城県つくば美術館
- ・つくば駅を中心とした研究学園地区の公共空間
- ・筑波大学アート&デザイン・ストリート

写真1



写真2



戦略（3）文化芸術情報の活用

文化芸術に関する情報の収集と提供を実施することで、市民の活発な文化芸術活動を促すとともに、つくば市の魅力をPRし、内外との交流につなげます。

施策（1）文化芸術活動情報の収集・提供

主な取組例

- ・ 広報つくば
- ・ つくスマアプリ
- ・ 市ホームページ
- ・ SNS（FB、X（旧 twitter）、instagram）
- ・ 地域交流センター活動団体登録

写真1

写真2

施策（2）つくば発の文化芸術のアーカイヴの拡充

主な取組例

- ・ アートクロスつくば（instagram）
- ・ つくばアートチャンネル
- ・ You Tube

写真1

写真2

4.7.基本目標と成果指標

本市が目指す「アートで編む」の実現に向けて、自己評価をするとともに、次に掲げる評価指標を本計画における数値目標として定めます。同時に、施策全体の成果を判断する指標として活用し、本計画の取り組みを進めます。

なお、個別の施策は見直しの際に個別に評価するものとします。

<つくば市市民意識アンケート調査>

成果指標	現状	目標
文化芸術振興の現状についての満足度	(2022年度) 38.8%	(2028年度) 43.8%

<文化芸術に関する市民意識調査>

成果指標	現状	目標
つくば市の文化芸術の取組に対する現状の満足度	(2022年度)	(2028年度)
文化芸術に接する機会の拡充	52.3%	57.3%
文化芸術を担う人材の育成	45.1%	50.1%
すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	43.6%	48.6%
文化芸術を通じた多文化共生・国際交流の促進	49.9%	54.9%
自然との共生による文化芸術の振興	56.9%	61.9%
地域に根付いた伝統の継承・発展	51.3%	56.3%
科学技術と融合した文化芸術の振興	53.2%	58.2%
文化芸術によるイノベーションの創出	48.9%	53.9%
プラットフォームの形成	52.4%	57.4%
文化施設の整備と活用	45.9%	50.9%
文化芸術情報の活用	43.9%	48.9%

4.8.計画の実現に向けた連携・協働体制

つくば市と文化芸術活動を行う各主体が以下のような役割を個々に果たし、連携・協働しながら、市の文化芸術を推進していきます。

(1) 市の役割

市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めることが求められます。

そのため、本計画にのっとり、市の特性に応じた文化芸術に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及び支援を行います。

(2) 文化芸術活動を行う団体等の役割

文化芸術活動を行う団体等は、つくば市の文化芸術をリードするとともに、次世代の芸術家を育てていく役割が求められます。日々の活動の成果を発表する場である演奏会、発表会、展示会などを関係機関等と連携・協力しながら実施するなど、市民が文化芸術に触れる機会を積極的に後押しすることが期待されます。

(3) 公益財団法人つくば文化振興財団の役割

(公財)つくば文化振興財団には、広く文化芸術の振興に資する諸事業を行い、公益法人として市の発展に貢献することが求められます。つくば市や他の文化芸術団体等との連携強化を図りながら、より質の高いつくばらしい文化芸術事業を展開する役割が期待されます。

(4) 企業・事業者の役割

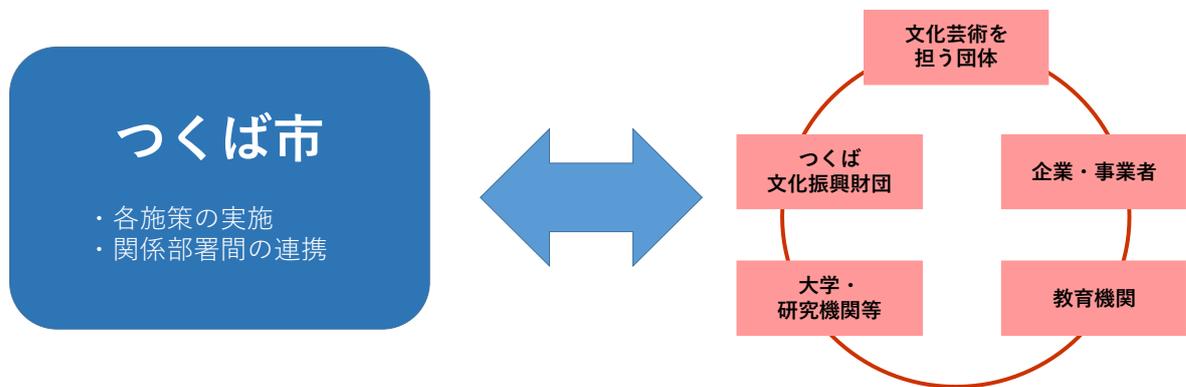
企業・事業者も文化芸術活動を担う地域の一員であり、日常的な経済活動や社会貢献活動を通じて文化芸術振興に貢献することが求められます。従業員の文化芸術活動参画を理解するとともに、民間ならではのノウハウや資源を活かした支援を展開する役割が期待されます。

(5) 教育機関の役割

市内の教育機関は、こどもたちの豊かな創造力や考える力、コミュニケーション能力などを養うことが求められます。幅広い分野にわたる優れた文化芸術作品を鑑賞・体験する機会をこどもたちに提供するとともに、こどもたちが文化芸術の担い手としての活動を支えることによって、将来の芸術家や観客を育成することが期待されます。

(6) 大学・研究機関等の役割

市の地域特性である市内に立地する大学・研究機関等は、その専門性をいかした文化芸術活動の振興支援を担う役割が求められます。関係機関と連携した事業展開を図るとともに、自らが主体となった特色のある文化芸術事業を実施することが期待されます。



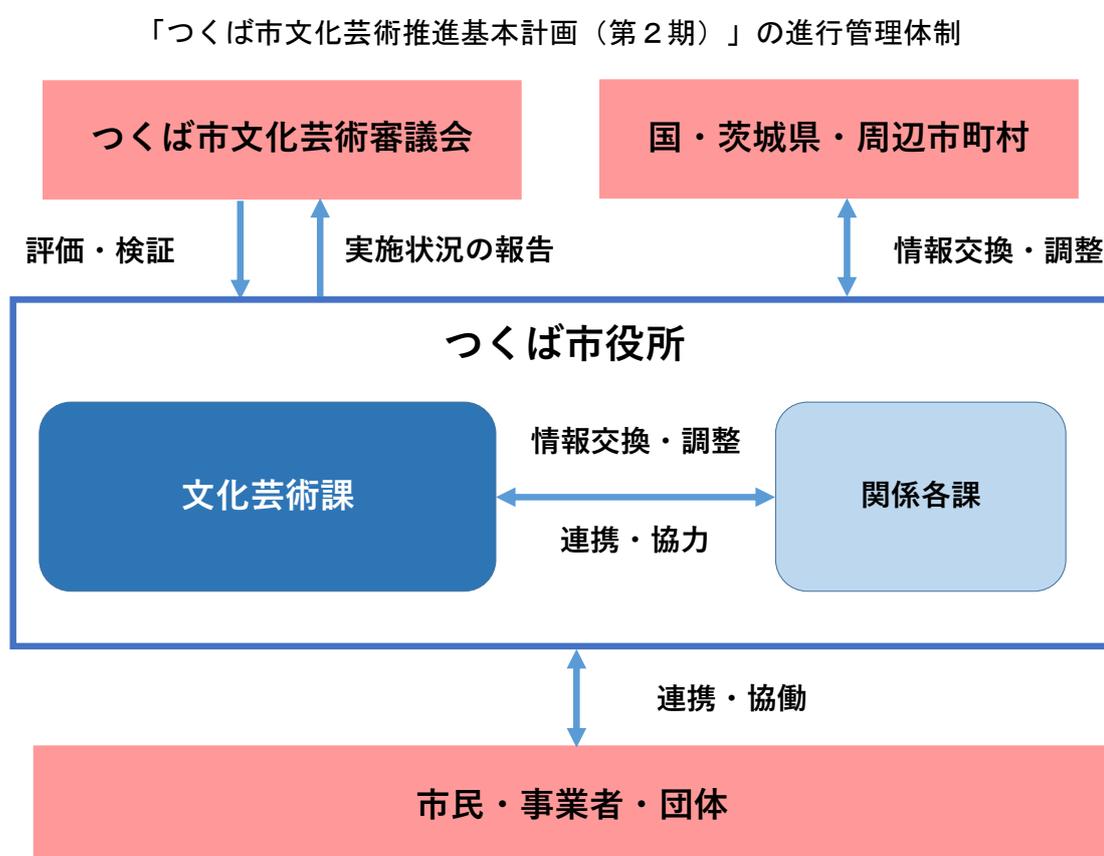
5. 計画の進行管理・評価方法

5.1. 計画の進行管理

本計画の実効性を高めていくために、計画の進行管理を実施します。計画の進行管理は以下の体制を行っていきます。

計画主管課である文化芸術課と関係各課により、計画に基づく施策の実施状況への評価と改善の検討を行います。

同時に、学識経験者や各種団体等の構成員、市議会議員、市民委員から構成される「つくば市文化芸術審議会」が、つくば市から計画に掲げる施策の進捗状況等について報告を受けて、評価や検証を行います。



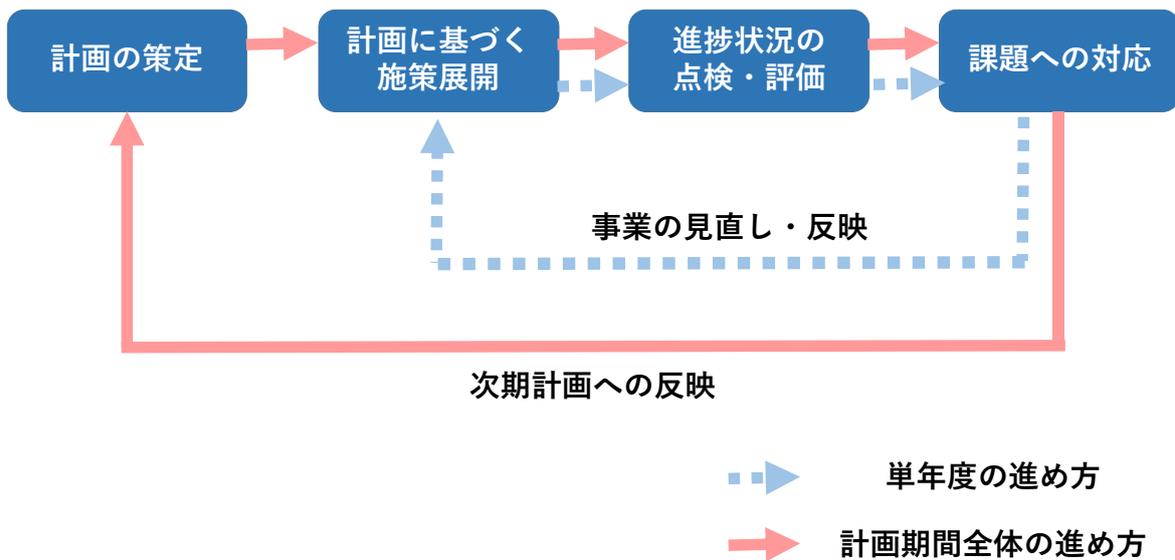
5.2. 評価・見直し方法

市は、計画に基づく施策を展開し、点検・評価については、施策ごとに設定された評価指標及び文化芸術課と関係各課による毎年の実施状況や評価に基づき実施します。同時に、具体的な数値を目標とした成果指標からも評価します。それらの結果は「つくば市文化芸術審議会」において報告・審議し、点検・評価します。

その後、抽出された課題への対応として、事業の見直しを実施し、より実効的な施策を展開していきます。

計画全体の点検・評価については、5年に一度、国や茨城県の方針や社会動向、本計画の取り組み状況と課題を踏まえて、「つくば市文化芸術審議会」による審議を経て、本計画を改定します。

評価・見直し方法



6. 資料編

6.1. つくば市文化芸術審議会

6.1.1. つくば市文化芸術審議会委員名簿

(令和 年 月 日～令和 年 月 日)



委員名簿挿入

6.1.2.前つくば市文化芸術審議会委員名簿

(令和3年9月29日～令和5年9月28日)

役職	氏名	所属等
会長	野中 勝利	筑波大学 芸術系長 (学識経験者)
副会長	宇津野 茂樹	つくば文化振興財団 常務理事 (学識経験者)
委員	神谷 大蔵	つくば市議会 (市議会議員)
委員	小久保 貴史	つくば市議会 (市議会議員)
委員	鈴木 富士雄	つくば市議会 (市議会議員)
委員	小澤 慶介	もりや学びの里 アークスプロジェクト ディレクター (学識経験者)
委員	田中 佐代子	筑波大学 芸術専門学群長 (学識経験者)
委員	田中 秀夫	つくば市文化協会 会長 (学識経験者)
委員	根津 陽子	市民委員
委員	矢島 祐介	市民委員
委員	山中 周子	市民委員

6.1.3.開催記録

開催年度	開催回	日 時	主な審議内容
令和4年度	第1回	令和4年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術創造拠点の形成について」への答申書・意見書 ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について ・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定について
	第2回	令和4年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について ・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定について
	第3回	令和4年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について ・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定について
	第4回	令和4年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定について
	第5回	令和5年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定における市民意識調査について ・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定におけるパブリックコメントの対応について
令和5年度	第1回	令和5年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について ・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画の策定について」への答申書について ・意見交換会の開催について ・公募型プロポーザル実施について
	第2回	令和5年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について ・旧田水山小学校の利活用に関する意見交換会について
	第3回	令和5年9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について
	第4回	令和6年3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定におけるパブリックコメントの対応について

6.2.文化芸術に関する市民意識調査報告書（概要版）

6.2.1. 調査概要

（1）目的

本調査は、「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定するにあたり、文化芸術の推進に関する方針を再考し、改定するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

（2）期間

令和4年12月5日～令和5年1月6日

（3）調査対象

つくば市民3,000名

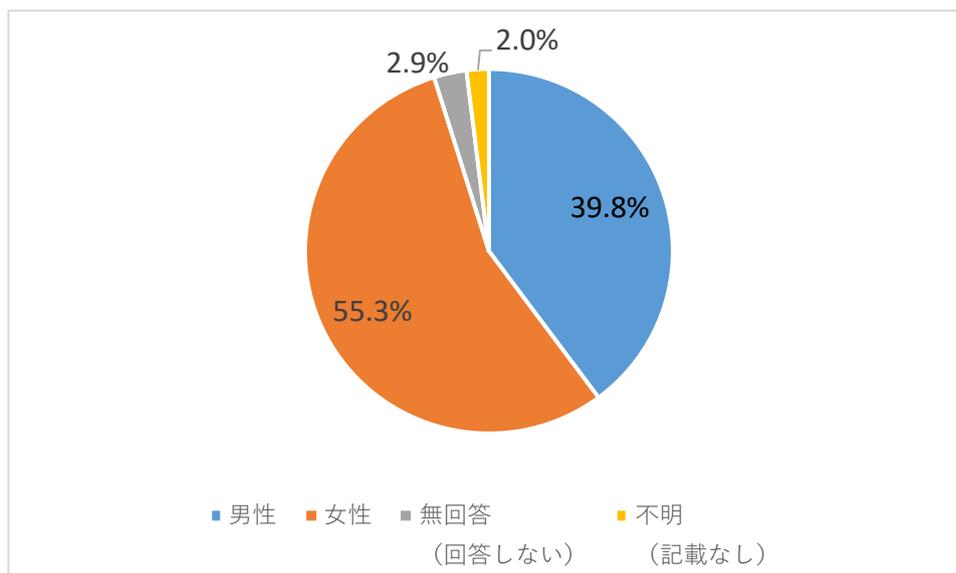
（つくば市住民基本台帳（令和4年10月1日現在）に基づき、18歳以上のつくば市民から無作為に抽出）

（4）回答数

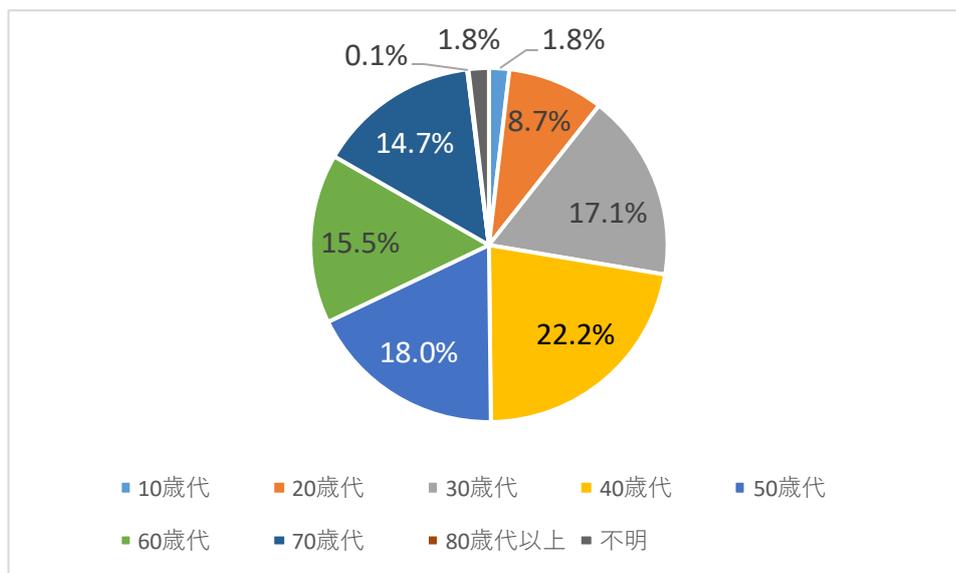
回答者数871名（回収率：29.0%）

6.2.2. 回答者属性

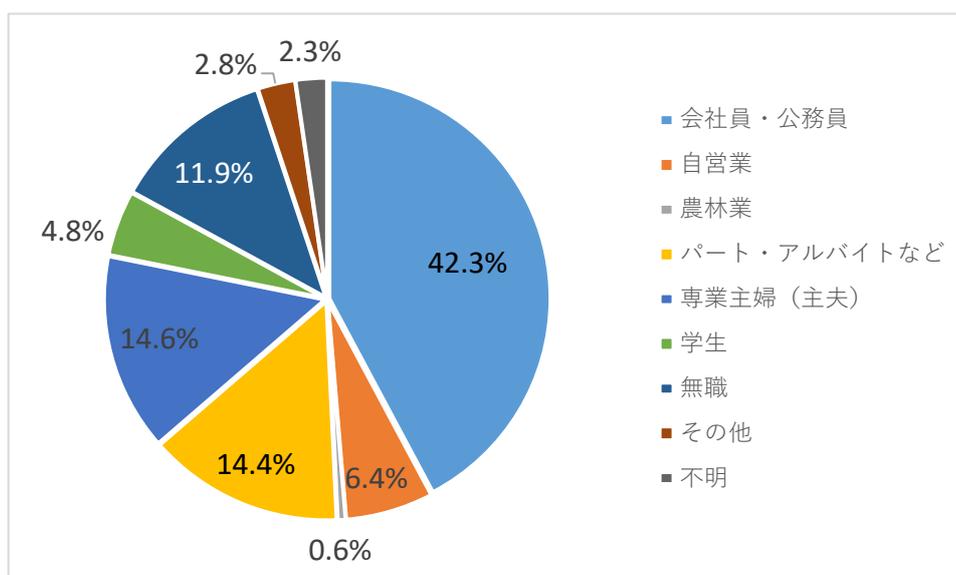
（1）性別



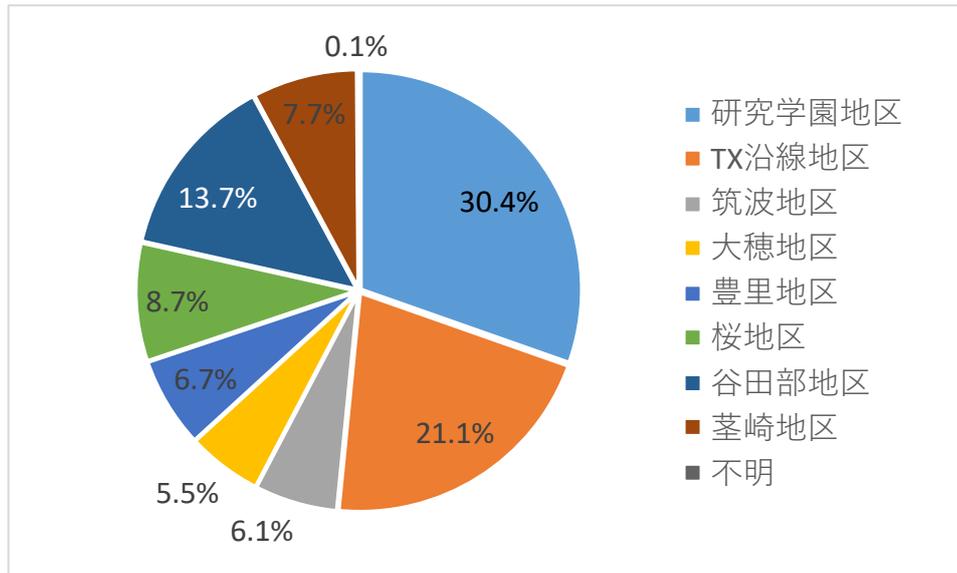
(2) 年齢別



(3) 職業別



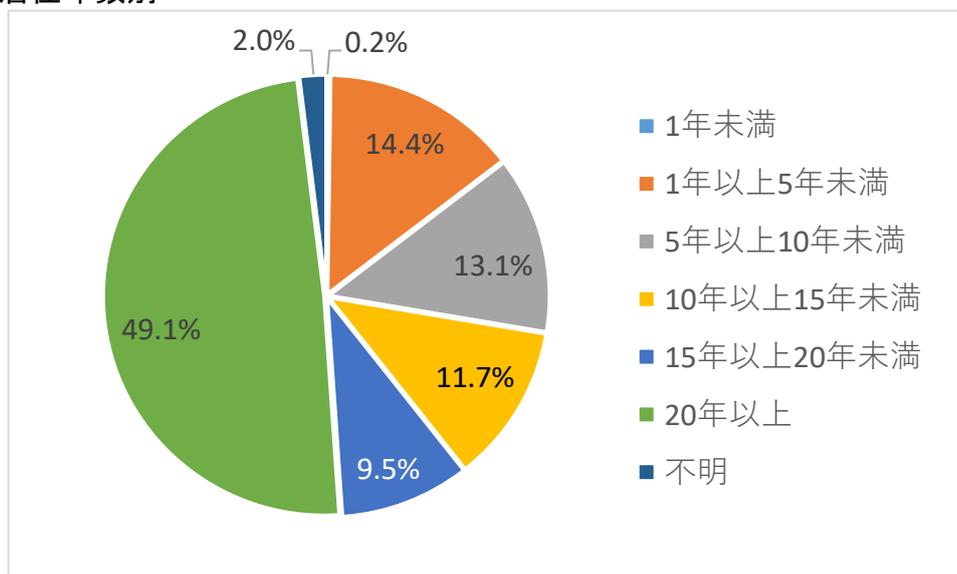
(4) 地区別



<居住地区の分類について>

- ・ 研究学園地区と TX 沿線地区に分類した地域以外の地区については、合併前の旧町村単位で分類している。
- ・ 研究学園地区に分類した地域は次のとおり。
春日、東新井、二の宮、小野川、松代、観音台、東、稲荷前、高野台、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、大穂、花畑、牧園、若葉
- ・ TX 沿線地区に分類した地域は次のとおり。
研究学園、学園南、学園の森、香取台、諏訪、陣場、みどりの中央、みどりの、みどりの南、みどりの東、上河原崎、高山、万博公園西、春風台

(5) 居住年数別



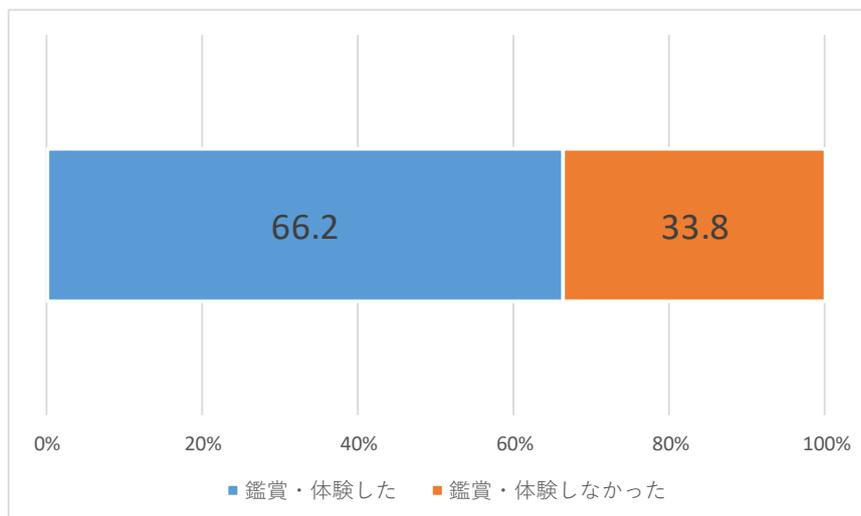
6.2.3. 調査結果

(1) 過去1年間の文化芸術の体験・鑑賞の有無

「鑑賞・体験した」が7割弱

過去1年間（令和3年12月～令和4年11月）における文化芸術の鑑賞・体験の状況をみると、「鑑賞・体験した」が66.2%、「鑑賞・体験しなかった」が33.8%となった。（図表1）

図表1 過去1年間における文化芸術を鑑賞・体験の有無（n（回答数）=861）

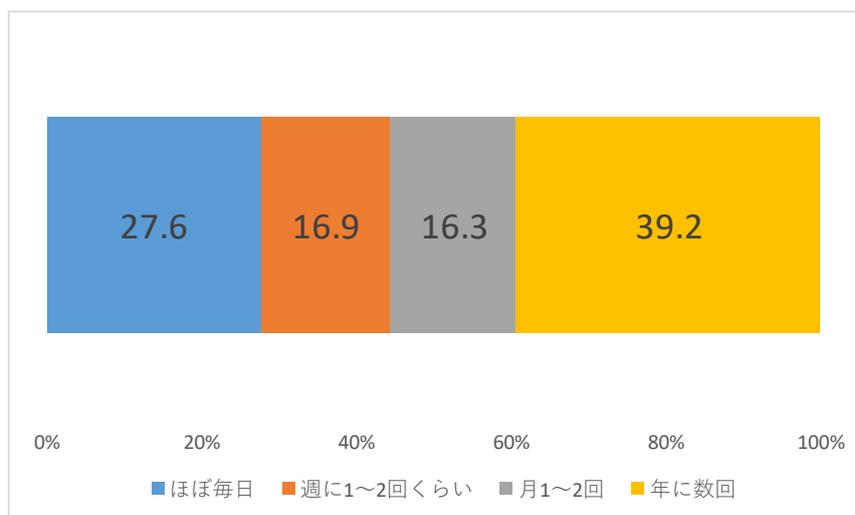


(2) 過去1年間に文化芸術を体験・鑑賞した頻度

「年に数回」が4割、「ほぼ毎日」が3割弱

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した頻度をみると、「年に数回」が39.2%と最も多く、次いで「ほぼ毎日」が27.6%、「週に1～2回くらい」が16.9%、「月に1～2回」が16.3%となっている。（図表2）

図表2 過去1年間に文化芸術を体験・鑑賞した頻度（n=569）



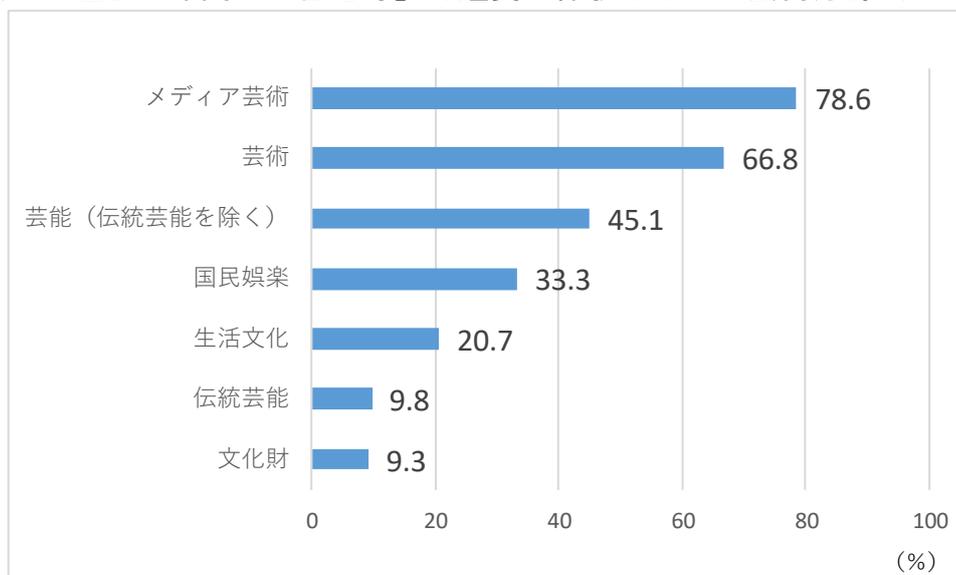
(3) 過去1年間に鑑賞・体験した文化芸術分野

ア) 鑑賞・体験場所：自宅等（※1）

～「メディア芸術」が8割弱、「芸術」が7割弱

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の「自宅等」（※1）で鑑賞・体験した文化芸術分野では、「メディア芸術」が78.6%と最も多く、次いで「芸術」が66.8%、「芸能（伝統芸能を除く）」が45.1%となっている。（図表3）

図表3 過去1年間に「自宅等」で鑑賞・体験した文化芸術分野（n=570）



（※1）自宅等（車や電車の中を含む）でテレビやインターネット等を通じて鑑賞すること。

（※2）文化芸術の分野区分は以下の通りである。

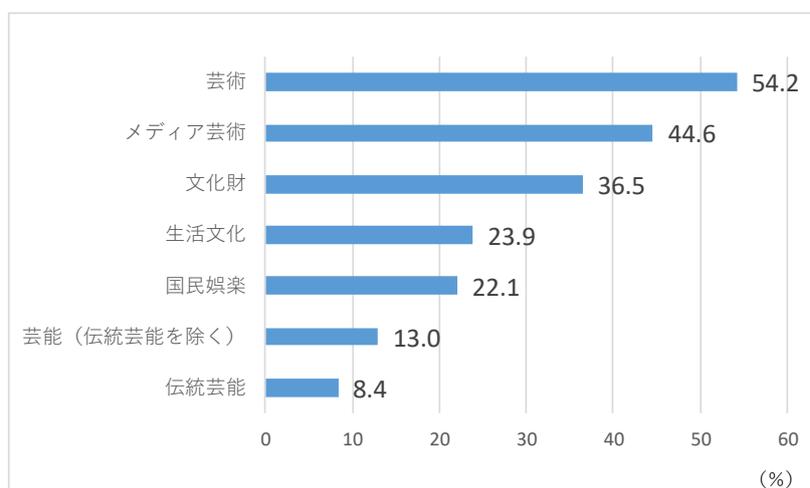
文化芸術分野	文化芸術内容
芸術	文学、音楽（クラシック、ポップスなど）、美術（絵画、彫刻など）、写真、演劇、舞踏、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ及びその他の電子機器等を利用した芸術（ゲーム、コンピューターグラフィックなど）
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踏、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能
芸能（伝統芸能を除く）	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、盆栽など、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、俳句、カラオケその他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術（史跡、地域の民俗芸能等）

イ) 鑑賞・体験場所：自宅等以外

～「芸術」が5割超と最も多く、「メディア芸術」が4割超

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の「自宅等以外」(※)で鑑賞・体験した文化芸術分野をみると、「芸術」が54.2%と最も多く、次いで「メディア芸術」が44.6%、「文化財」が36.5%となっている。(図表4)

図表4 過去1年間に「自宅等以外」で鑑賞・体験した文化芸術分野 (n=570)



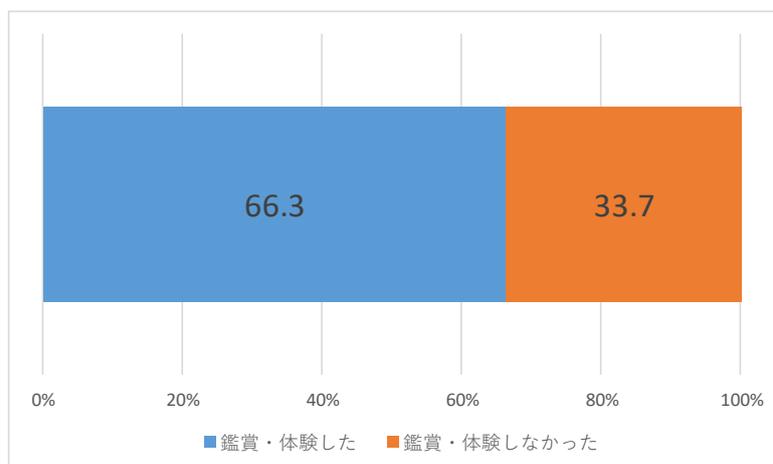
(※3) 開催会場など現場で実際に鑑賞・体験すること。

(4) 過去1年間におけるオンラインによる鑑賞・体験の有無

「鑑賞・体験した」が7割弱

過去1年間に自宅等で文化芸術を鑑賞・体験した市民のオンラインによる鑑賞・体験状況(無料または有料は問わない)をみると、「鑑賞・体験した」が66.3%、「鑑賞・体験しなかった」が33.7%となっている。(図表5)

図表5 過去1年間におけるオンラインによる鑑賞・体験の有無 (n=277)

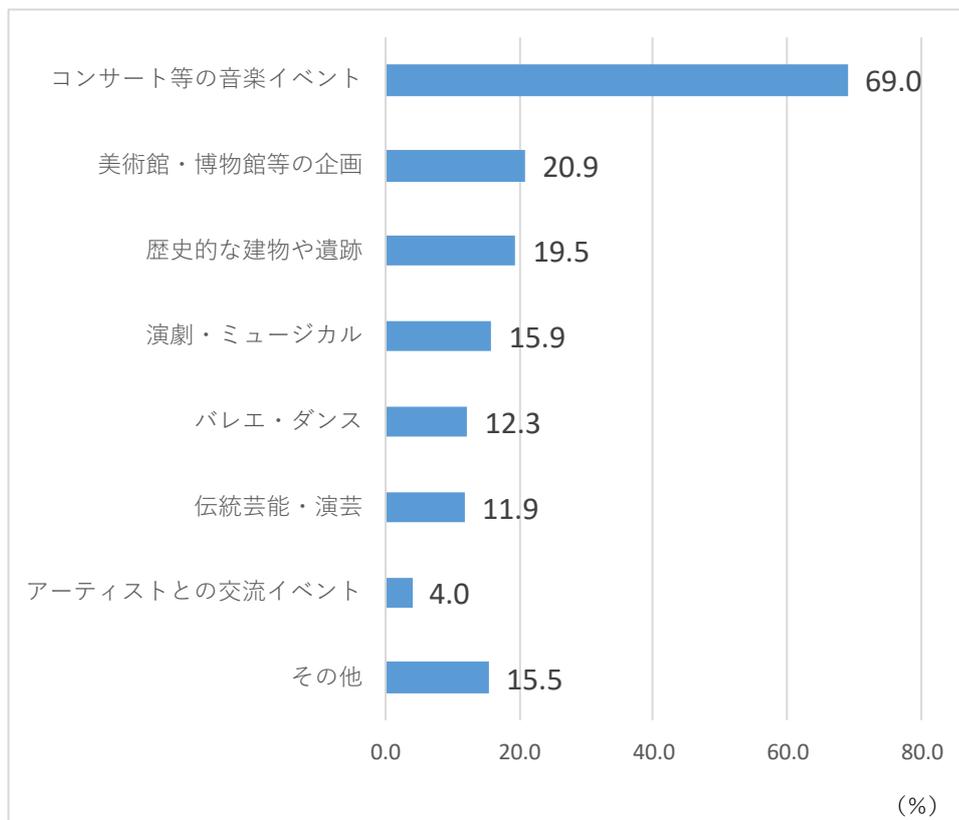


(5) 過去1年間にオンラインにより鑑賞・体験した文化芸術の内容

「コンサート等の音楽イベント」が7割

過去1年間において自宅等でオンラインにより文化芸術を鑑賞・体験した市民のその内容をみると、「コンサート等の音楽イベント」が69.0%と最も多く、次いで「美術館・博物館等の企画」が20.9%、「歴史的な建物や遺跡」が19.5%となっている。(図表6)

図表6 過去1年間にオンラインにより鑑賞・体験した文化芸術の内容
(n=277)

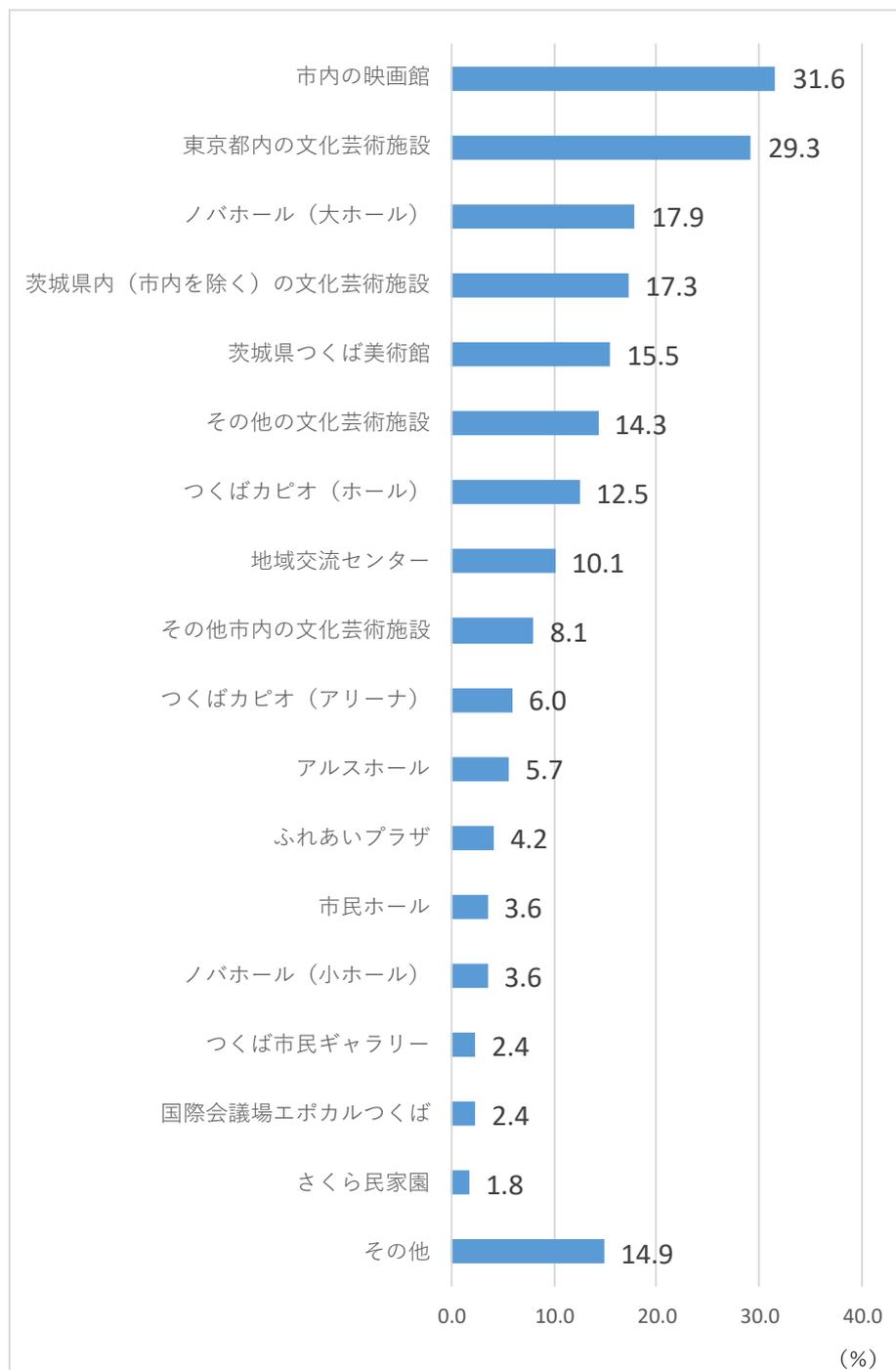


(6) 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した施設

「市内の映画館」が3割超、「東京都内の文化芸術施設」が3割

過去1年間において自宅等以外で文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した施設をみると、「市内の映画館」が31.6%と最も多く、「東京都内の文化芸術施設」が29.3%、「ノバホール（大ホール）」が17.9%となっている。（図表7）

図表7 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した施設（n=335）

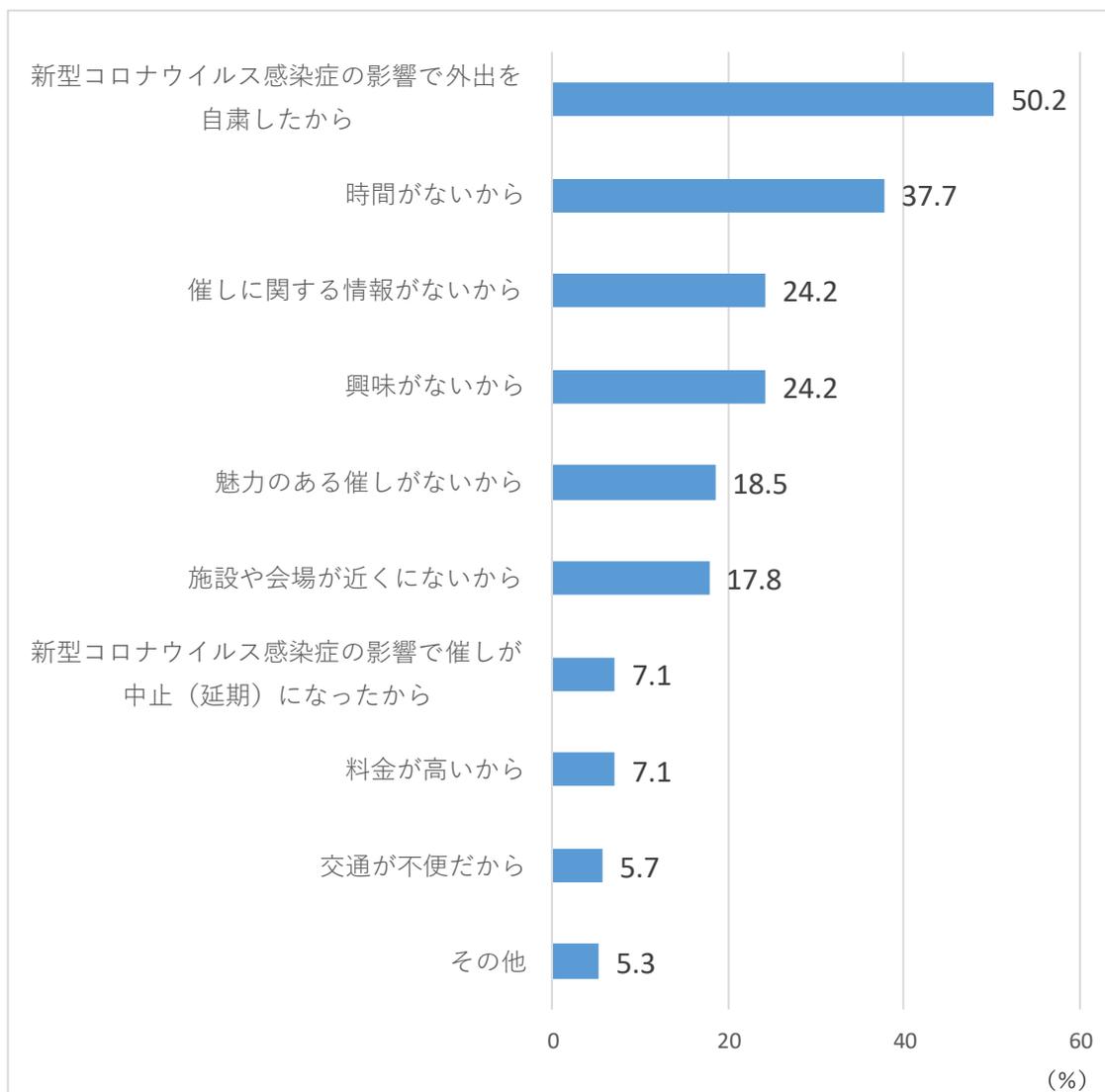


(7) 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由

新型コロナウイルスによる外出自粛が5割と最多

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった市民の理由をみると、「新型コロナウイルス感染症の影響で外出を自粛したから」が50.2%と最も多く、次いで「時間がないから」が37.7%、「催しに関する情報がないから」と「興味がないから」が24.2%となっている。(図表8)

図表8 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由 (n=281)



(その他の主な回答)

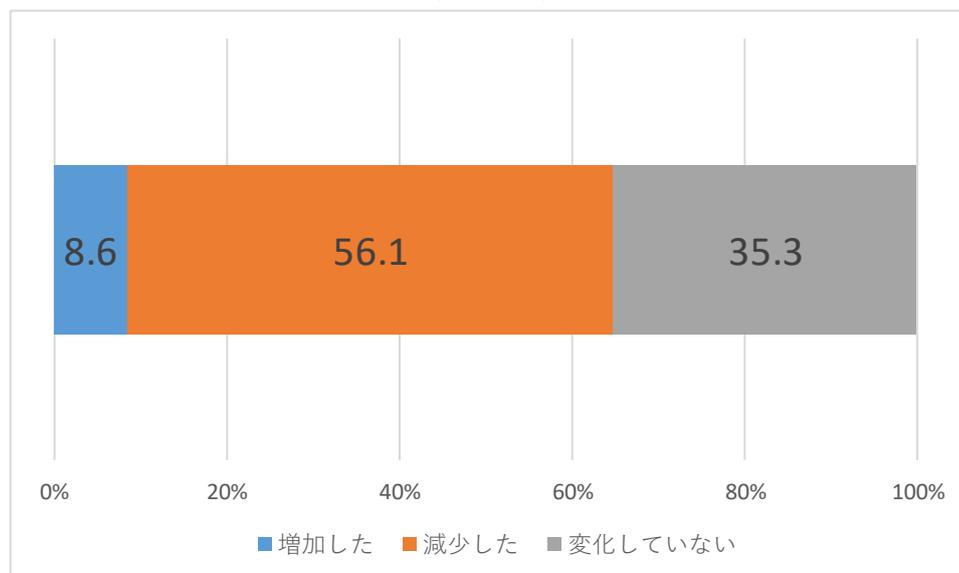
- ・ 病気で興味がなくなったから
- ・ コロナワクチンによる体調不良のため
- ・ 一緒に行く人がいないから
- ・ 腰痛、膝痛で歩行が困難になったから
- ・ 育児中のため
- ・ 子供が幼いため、鑑賞等まで手がでない
- ・ 興味はあるが、日常の生活に追われ余裕がないため など

(8) 新型コロナウイルス感染症による文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化

「減少した」が6割弱

新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後における文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化をみると、「減少した」が56.1%と最も多く、次いで「変化していない」が35.3%、「増加した」が8.6%となっている。(図表9)

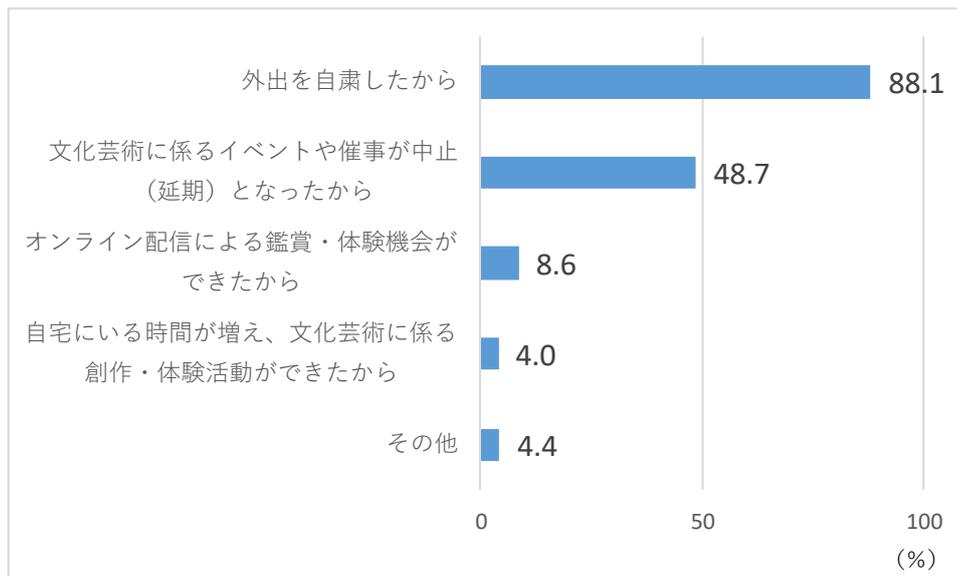
図表9 新型コロナウイルス感染症による文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化
(n=852)



(9) 新型コロナウイルス感染症により鑑賞・体験頻度が減少した理由
外出自粛が9割弱、イベントや催事の中止（延期）が5割弱

新型コロナウイルス感染症の拡大前後で文化芸術の鑑賞・体験頻度が減少した市民のその理由をみると、「外出を自粛したから」が88.1%と最も多く、次いで「文化芸術に係るイベントや催事が中止（延期）となったから」が48.7%、「オンライン配信による鑑賞・体験機会ができたから」が8.6%となっている。（図表10）

図表10 新型コロナウイルス感染症により文化芸術の鑑賞・体験頻度が
変化した理由（n=478）



（その他の主な回答）

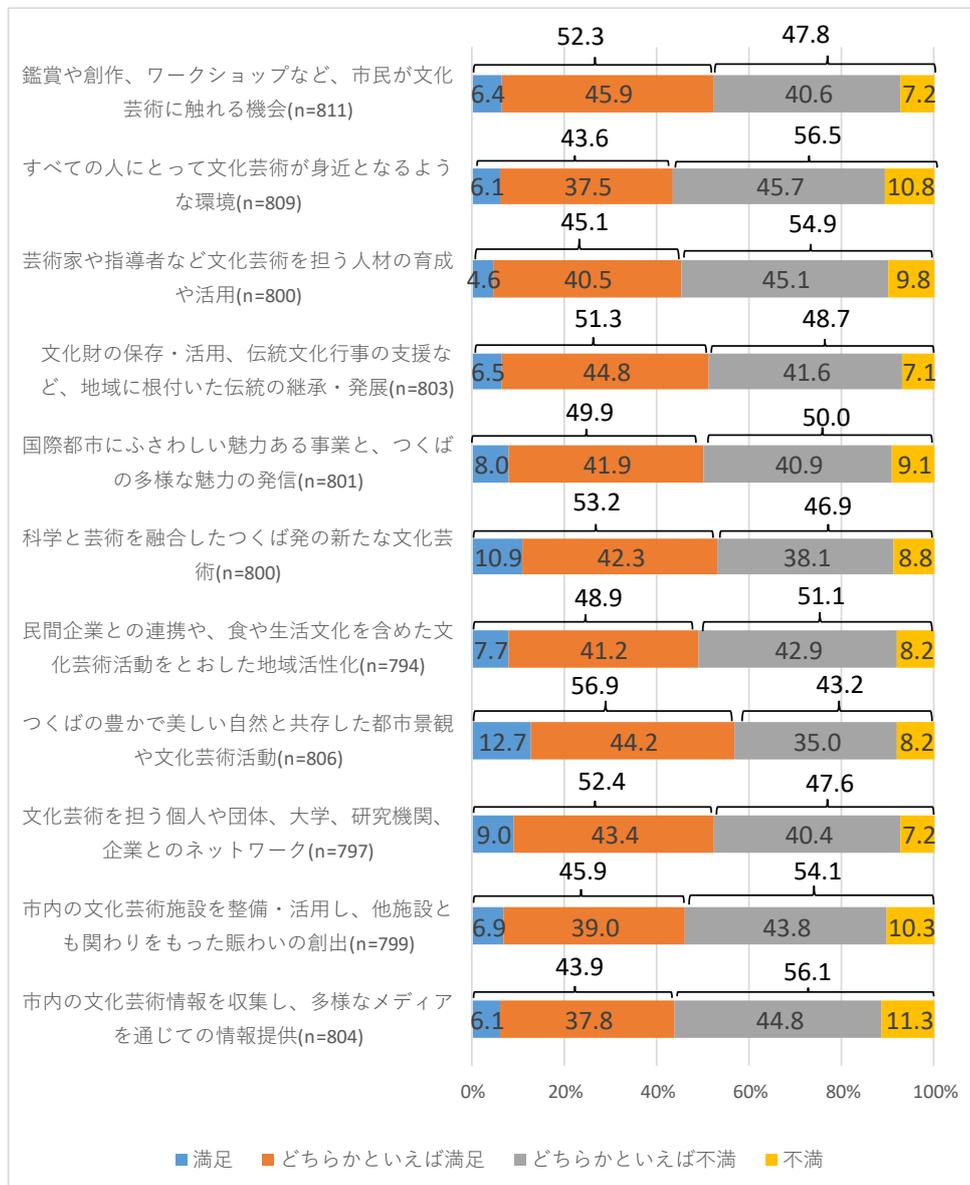
- ・興味がないから
- ・変化は感じなかったから
- ・子育て中だから
- ・在宅の仕事量が増え、多忙になったから
- ・そもそも頻度が少ないから
- ・催しや開催場所に予約や人数制限があり行けないから

(10) つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度

「自然と共存した都市景観や文化芸術活動」や「科学と芸術を融合した文化芸術」、「文化芸術を担う個人・団体や大学・研究機関、企業のネットワーク」が上位

つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度を「満足評価（「満足」と「どちらかといえば満足」の合計）」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が56.9%と最も多く、次いで「科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術」が53.2%、「文化芸術を担う個人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワーク」が52.4%、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」が52.3%となっている。（図表 11）

図表 11 つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度

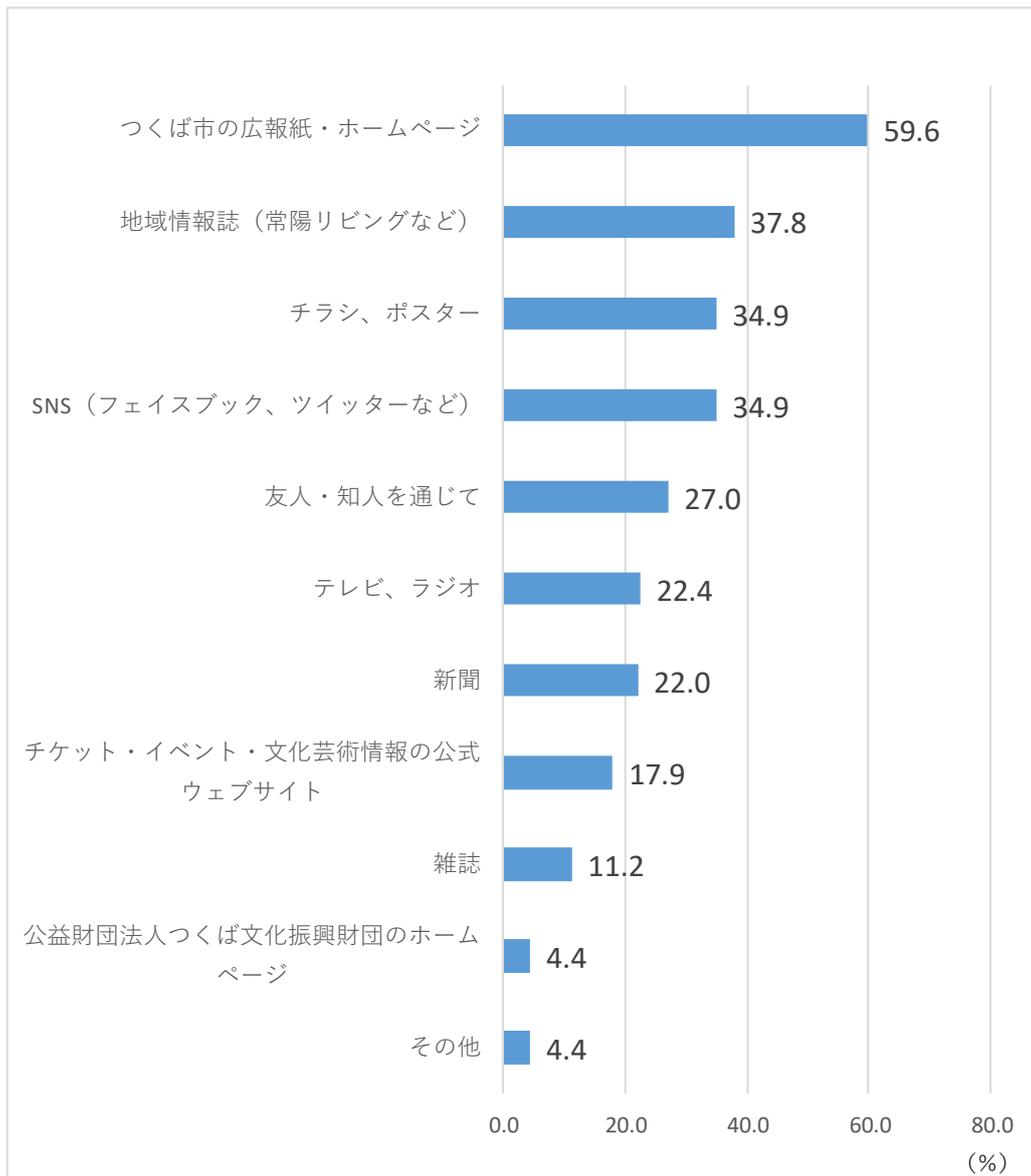


(11) 文化芸術に関する情報の入手方法

「つくば市の広報紙・ホームページ」が6割

文化芸術に関する情報の入手方法をみると、「つくば市の広報紙・ホームページ」が59.6%と最も多く、次いで「地域情報誌（常陽リビングなど）」が37.8%、「チラシ、ポスター」と「SNS（フェイスブック、ツイッターなど）」が34.9%となっている。（図表12）

図表12 文化芸術に関する情報の入手方法（n=849）



（その他の主な回答）

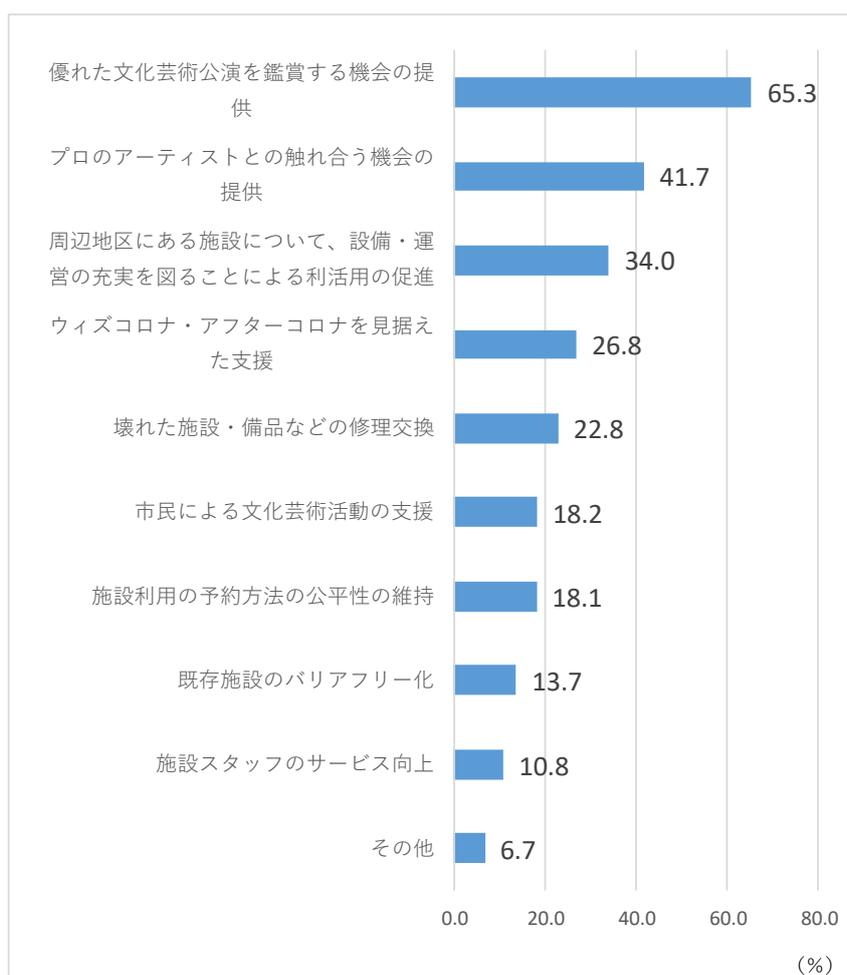
- ・ユーチューブ
- ・学校のため（チラシ）
- ・家族
- ・インターネット
- ・ネットニュース など

(12) つくば市の文化芸術に今後期待すること

「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が6割超

つくば市の文化芸術に今後期待することとしては、「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が65.3%と最も多く、次いで「プロのアーティストとの触れ合う機会の提供」が41.7%、「周辺地区にある施設について、設備・運営の充実を図ることによる利活用の促進」が34.0%となっている。（図表13）

図表13 つくば市の文化芸術に今後期待すること（n=841）



（その他の主な回答）

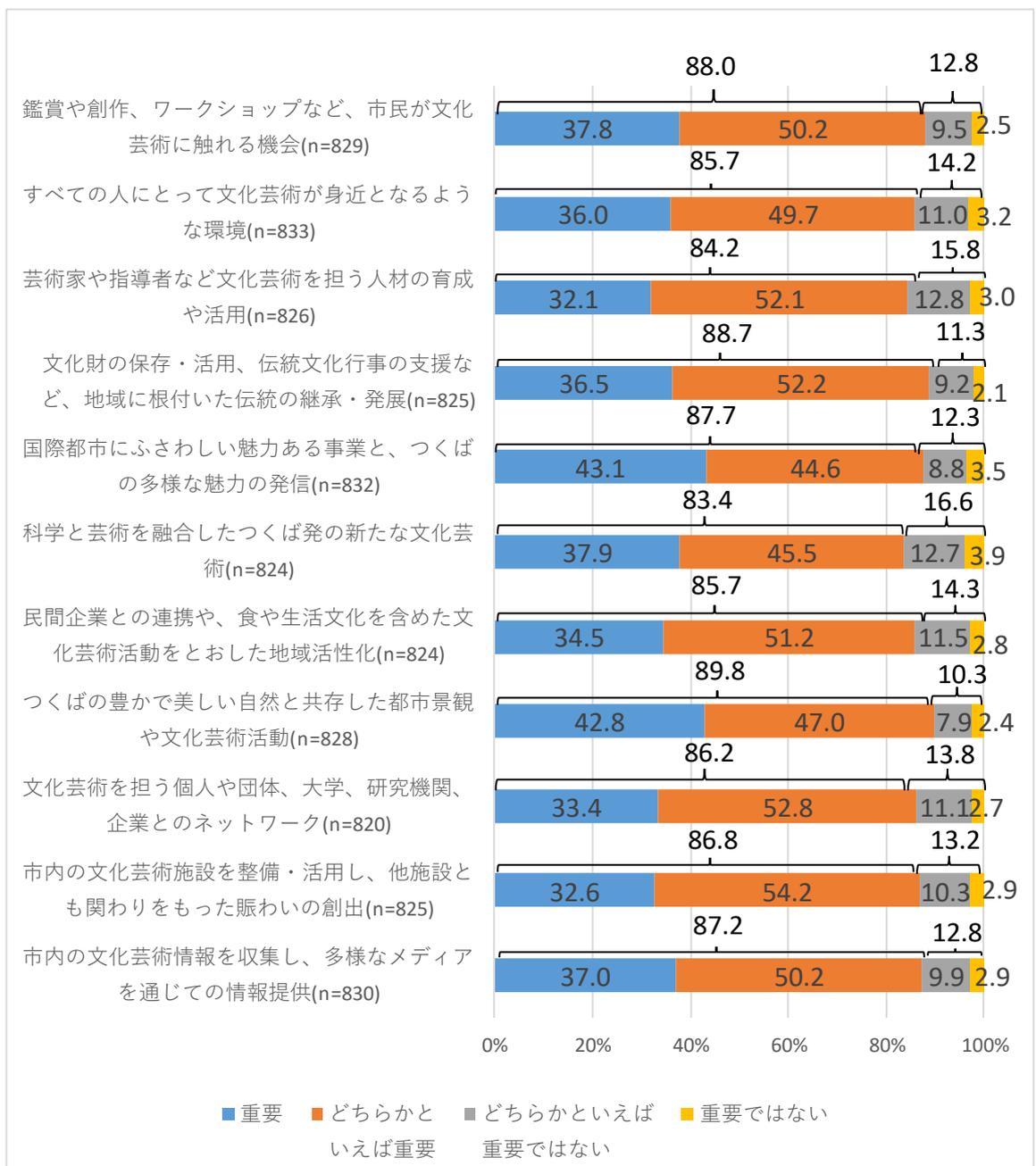
- ・ 大きな図書館と無料駐車場
- ・ つくば美術館の企画展を充実
- ・ 情報提供の方法の拡充・多様化
- ・ わかりやすい情報提供
- ・ 子どもが体験できる機会の拡充
- ・ つくば駅周辺での文化施設やイベントの充実
- ・ 市民が参加してみたいと思える機会の提供と内容の充実
- ・ 多種多様な文化芸術を鑑賞できる機会の拡充

(13) つくば市の文化芸術に関する取り組みにおける今後の重要度

「自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が4割超

つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する今後の重要度を「重要評価（「需要」と「どちらかといえば重要」の合計）」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が89.8%と最も多く、次いで「文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統の継承・発展」が88.7%、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」が88.0%となっている。（図表14）

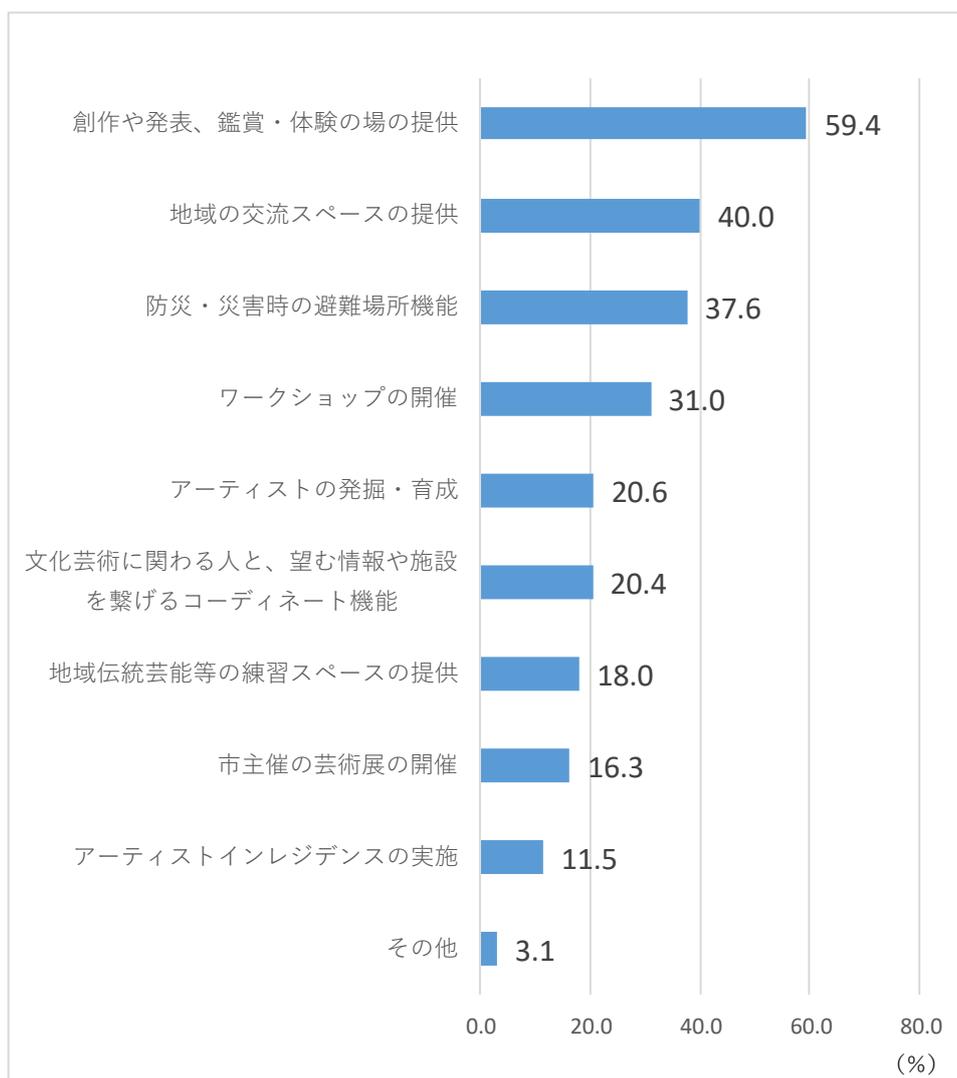
図表14 つくば市の文化芸術に関する取り組みにおける今後の重要度



(14) 旧田水山小学校に計画している文化芸術創造拠点に対して求める機能
「制作や発表、鑑賞・体験の場の提供」が6割と最多

つくば市が旧田水山小学校に整備を計画している文化芸術創造拠点に求める機能をみると、「制作や発表、鑑賞・体験の場の提供」が59.4%と最も多く、次いで「地域の交流スペースの提供」が40.0%、「防災・災害時の避難場所機能」が37.6%となっている。（図表15）

図表15 旧田水山小学校に計画している文化芸術創造拠点に対して求める機能
(n=845)



6.3.つくば市文化芸術基本条例

平成 16 年 9 月 29 日

条例第 35 号

改正 平成 17 年 3 月 23 日条例第 1 号 平成 21 年 12 月 22 日条例第 38 号

平成 30 年 7 月 4 日条例第 37 号 平成 31 年 3 月 27 日条例第 10 号

(題名改称)

令和 3 年 7 月 1 日条例第 36 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

第 2 章 基本計画(第 6 条)

第 3 章 文化芸術に関する施策の推進(第 7 条)

第 4 章 つくば市文化芸術審議会(第 8 条—第 14 条)

附則

つくば市は、万葉集にうたわれている名峰筑波山を仰ぐ緑豊かな田園地帯の中にあつて、世界に誇る研究学園都市を有し、日本の伝統的生活文化を育みつつ、国際的学術文化都市として成長を続けている。このような中、私たちは、多様な文化芸術の恵沢を享受して暮らしてきた。

文化芸術は、人間の精神活動の根幹であり、まちの成熟度をあらわすものである。人々の豊かな創造力や感性、受容性を育むだけでなく、福祉、教育、観光、まちづくり、国際交流、産業その他の関連分野と連携することで相乗効果を生み出すことができる。

よつて、ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念と方向性を明らかにし、文化芸術に関する施策のかつ計画的な推進を図り、心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与するため、この条例を制定する。

(平 31 条例 10・一部改正)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者(文化芸術団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(平 31 条例 10・一部改正)

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、つくば市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(平 31 条例 10・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、つくば市の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進する責務を有する。

(平 31 条例 10・一部改正)

(市民の関心及び理解)

第4条 市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、及び発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(平 31 条例 10・追加)

(文化芸術団体等の役割)

第5条 文化芸術団体及び事業者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実及び人材の育成に努め、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を発展させる役割を担うものとする。

(平 31 条例 10・追加)

第2章 基本計画

(平 31 条例 10・改称)

第6条 市長は、文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)第7条の2の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の推進の基本的方向
- (2) 文化芸術の推進に関する基本施策
- (3) その他文化芸術の推進に関し必要な事項

-
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、つくば市文化芸術審議会の意見を聴くものとする。
 - 4 市長は、基本計画の策定に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、広く市民の意見を求め、これを十分考慮した上で策定を行う仕組みの活用等を図るものとする。
 - 5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(平31条例10・旧第4条繰下・一部改正)

第3章 文化芸術に関する施策の推進

(平31条例10・改称)

第7条 市は、基本計画に基づき、文化芸術の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(平31条例10・旧第5条繰下・一部改正)

第4章 つくば市文化芸術審議会

(平31条例10・改称)

(審議会の設置)

第8条 文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、つくば市文化芸術審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平31条例10・旧第7条繰下・一部改正)

(所掌事項)

第9条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項について調査審議し、市長に答申する。

- 2 審議会は、文化芸術の推進に関する事項について調査審議し、必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(平31条例10・旧第8条繰下・一部改正)

(組織)

第10条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

(平30条例37・一部改正、平31条例10・旧第9条繰下)

(委員)

第11条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
 - (2) 文化芸術に関し優れた識見を有する者
 - (3) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(平 30 条例 37・一部改正、平 31 条例 10・旧第 10 条繰下、令 3 条例
36・一部改正)

(会長及び副会長)

第 12 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平 31 条例 10・旧第 11 条繰下)

(会議)

第 13 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 31 条例 10・旧第 12 条繰下)

(庶務)

第 14 条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(平 17 条例 1・平 21 条例 38・一部改正、平 31 条例 10・旧第 13 条繰下)

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 38 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年条例第 10 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

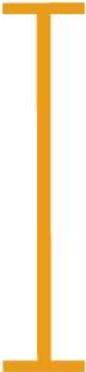
(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 62 年つくば市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和 3 年条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。



つくば市文化芸術推進基本計画 (第2期) (案)

令和6年(2024年)3月

編集発行

つくば市 市民部 文化芸術課
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL 029-883-1111(代表)

5-6 つくば市文化芸術創造拠点基本・実施設計業務委託

公募型プロポーザルの参加申込状況について

旧田水山小学校を文化芸術創造拠点として改修するに当たり、公募型プロポーザルを実施している。8月25日（金）で参加申込を締め切り、参加者数は次のとおり。

1 参加表明者数

4者

2 二次審査（プレゼンテーション審査）参加者

4者

※一次審査で落選したものはいなかった。

二次審査は10月4日（水）に実施予定